

第3編 災害応急計画

第1章 活動体制関係

第1節 防災体制

1 防災関係機関の防災体制

尾花沢市防災会議を構成する防災機関は、それぞれ必要な防災組織を確立し、権限と責任の明確化及び相互間の有機的連携を図るとともに、地域住民の協力により、総合的かつ一体的な防災体制の確立を期するものとする。

2 尾花沢市防災会議

尾花沢市防災会議は、本市の地域に係る防災に関し、総合的かつ計画的な運営を図るため、地方自治法第138条の4第3項により設置された市の附属機関である。

防災会議は、市長を会長として法第16条第5項に規定する機関の長等を委員として組織するものであり、本市における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施を図るとともに災害情報の収集、関係機関相互間の連絡調整等を所掌事務とする。

(1) 所掌事務

- ① 本計画を作成し、その実施を推進すること。
- ② 市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- ③ 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- ④ 前号に挙げるもののほか、法律、又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務に関すること。

3 業務継続性の確保

防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図るものとする。

また、市及び防災関係機関は、自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。

加えて、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定等を行うものとする。

市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うことから尾花沢市業務継続計画を策定しており、首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めている。

また市は、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保する。

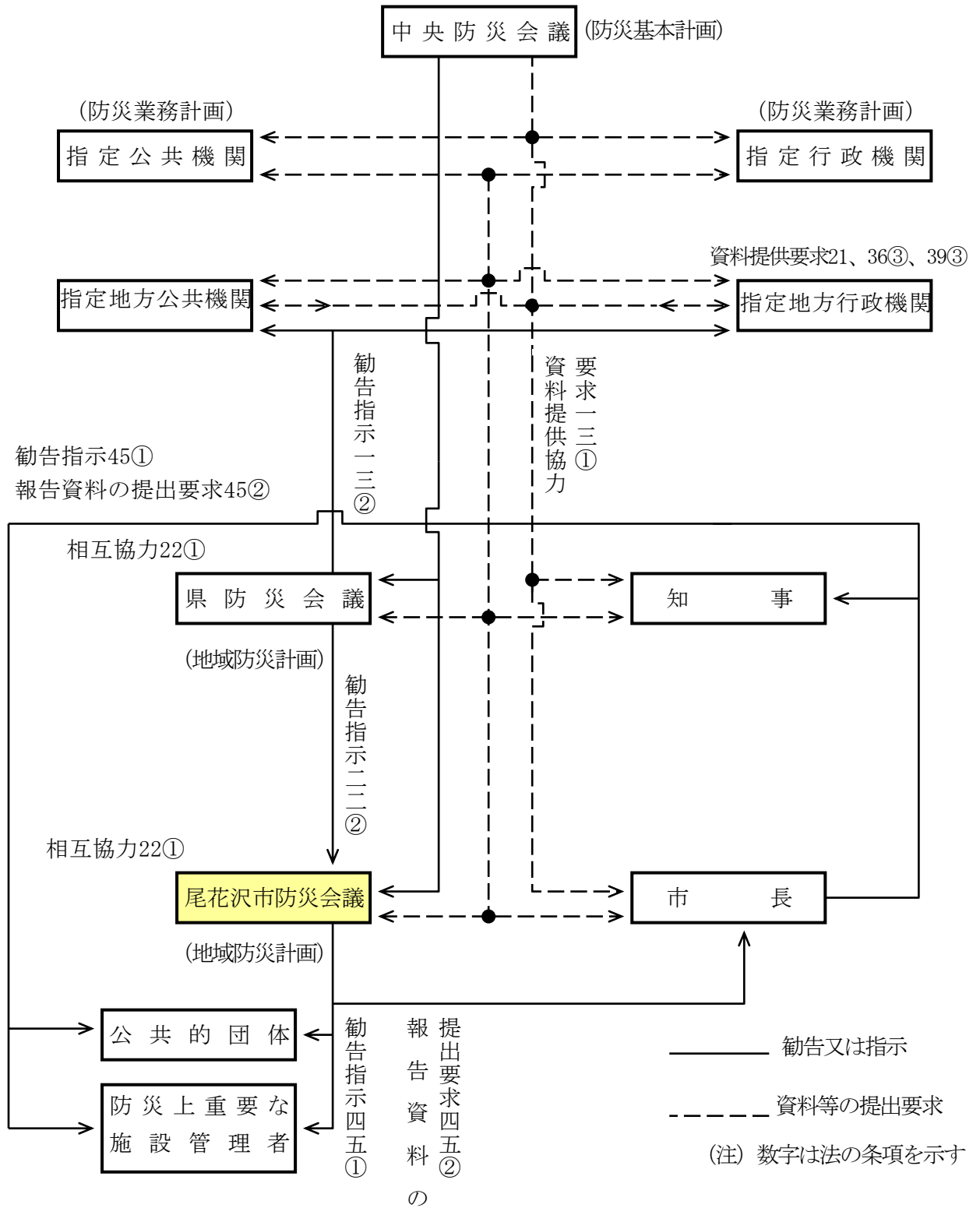
4 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

市は、他の関係機関と連携のうえ、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

5 複合災害への対応

- (1) 市及び防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、災害対策本部の運営にあたる。
- (2) 複合災害が発生した場合において、災害対策本部が複数設置された場合は、要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。現地災害対策本部についても、同様の配慮を行う。
- (3) 市及び防災関係機関は、災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、要員・資機材の配分に留意するとともに、外部からの支援を早期に要請することも検討しておく。
- (4) 市及び防災関係機関は、複合災害を想定した机上訓練を行うとともに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定（積雪時の地震、地震の後の災害等）し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

6 防災体制組織図



◆資料◆

- ① 尾花沢市防災会議条例 (資料編 1頁)
- ② 尾花沢市防災会議運営規程 (資料編 37頁)
- ③ 尾花沢市防災会議委員・機関一覧 (資料編 217頁)

7 尾花沢市防災会議委員・機関一覧

尾花沢市防災会議委員・機関は次のとおりとする。

会長 尾花沢市長 結城 裕

区分	機 関 名	委 員	電話番号	機 関 所 在 地
1号	東北農政局山形県拠点 地方参事官室	総括農政 推進官	023- 622-7231	山形市松波一丁目3番7号
1号	東北森林管理局山形森林管理署	署 長	0237- 86-3161	寒河江市元町一丁目17-2
1号	国土交通省東北地方整備局 山形河川国道事務所 尾花沢国道維持出張所	所 長	23-2521	尾花沢市大字尾花沢字田町143-1
1号	国土交通省東北地方整備局 新庄河川事務所大石田出張所	所 長	35-2024	大石田町大字今宿字鷺の原466-2
2号	山形県村山総合支庁 北村山地域振興局	局 長	0237-47- 8685	村山市楯岡笛田四丁目5番1号
2号	山形県村山総合支庁 保健福祉環境部 村山保健所	所 長	023- 627-1106	山形市十日町一丁目6番6号
2号	山形県村山総合支庁 北村山地域振興局建設部	次 長	47-8649	村山市楯岡笛田四丁目5番1号
3号	尾 花 沢 警 察 署	署 長	24-0110	尾花沢市横町二丁目4番1号
4号	尾花沢市 副市長		4号	尾花沢市 農林課長
4号	尾花沢市 総務課長		4号	尾花沢市 商工観光課長
4号	尾花沢市 総合政策課長		4号	尾花沢市 建設課長
4号	尾花沢市 市民税務課長		4号	尾花沢市 環境エネルギー課長
4号	尾花沢市 福祉課長		4号	尾花沢市 こども教育課長
4号	尾花沢市 健康増進課長		4号	尾花沢市 消防署長
5号	尾花沢市教育委員会	教育長	22-1111	尾花沢市若葉町一丁目4番27号
6号	尾花沢市消防本部	消防長	22-1131	尾花沢市新町四丁目5番1号
6号	尾花沢市消防団	団 長	22-1131	尾花沢市新町四丁目5番1号
7号	東日本電信電話(株)宮城営業部 山 形 支 店	山形災害 対策室長	023- 621-9181	山形市薬師町2丁目18-1
7号	東北電力ネットワーク(株) 新庄電力センター	所 長	22-1522	新庄市大手町1-20
7号	尾花沢市医師会	代 表	23-2125	尾花沢市上町六丁目3-15
7号	尾花沢市大石田町環境衛生事業組合	事務局長	23-2161	尾花沢市大字尾花沢1706-4
7号	尾花沢市商工会	会 長	22-0128	尾花沢市若葉町一丁目2番20号
7号	尾花沢市建設業協会	会 長	23-3094	尾花沢市若葉町一丁目8番18号
7号	みちのく村山農業協同組合 尾花沢営農センター	所 長	22-2020	尾花沢市新町五丁目7番39号
8号	尾花沢地区婦人会	会 長	23-2735	尾花沢市新町一丁目13-14
8号	尾花沢市社会福祉協議会	事務局長	22-1092	尾花沢市新町三丁目2番5号
8号	尾花沢市連合区長会 (自主防災会)	会 長		尾花沢市大字尾花沢3304-12
8号	山形県防災士会尾花沢支部	会 長		尾花沢市大字行沢314
8号	尾花沢市女性防火協力班 連 絡 協 議 会	会 長		尾花沢市桒町四丁目1番5号

第2節 災害対策連絡本部

1 災害対策連絡本部の設置と運営

市長は、市の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、本章第3節「災害対策本部」の設置基準に達しない場合で、当該災害の調査と諸般の対策を総合的に推進する必要があると認める場合は、尾花沢市災害対策連絡本部（以下「連絡本部」という。）を設置するものとする。

災害発生のおそれが解消し、又は災害調査と応急対策が概ね完了したと認めたときは、これを閉鎖する。

2 設置基準

市長は、次の基準に達したとき連絡本部を設置することができる。

- (1) 災害が発生し、又は発生するおそれのあるときで、災害対策本部の設置基準に達しないとき。
- (2) 市内で震度5弱～5強の地震が観測されたとき。
- (3) その他市長が特に必要と認めたとき。

3 設置及び廃止の通知等

連絡本部を設置したときは、直ちに本章第3節「災害対策本部」で定める「通知及び公表先」の関係機関に通知又は公表するものとする。

4 設置場所

連絡本部の設置場所は原則として市役所庁舎内とする。

市役所庁舎被災により、庁舎内に設置することが不可能な場合は、次の市有施設内を代替設置場所とする。

- ① 第1順位：尾花沢市文化体育施設サルナート
- ② 第2順位：尾花沢市学習情報センター悠美館

なお、防災危機管理課長は、連絡本部が設置されたときは、本部を設置した建物の玄関等見やすい場所に「尾花沢市災害対策連絡本部」の標識板等を掲げる。

5 組織及び活動内容

連絡本部の組織及び活動内容は、本章第3節「災害対策本部」に定める「組織及び活動内容」に準じるものとする。

(1) 組織編成

- ① 連絡本部の組織編成は、本部の組織編成に準じる。

- ② 本部組織の本部長、副本部長、本部員をそれぞれ連絡本部組織編成では、連絡本部長、連絡副本部長、連絡本部員に読み替えるものとする。
- ③ 連絡本部連絡員室は設けないものとするが、連絡本部員会議は開催するものとする。
会議は、連絡本部長の指示により、本部連絡員室長（防災危機管理課長）が招集するものとする。

(2) 活動内容

- ① 連絡本部の活動は、本章第3節「災害対策本部」の「応急対策班の事務分掌」に準じて活動するものとする。

第3節 災害対策本部

1 尾花沢市災害対策本部の設置

市長は、市の地域に災害が発生し、又は発生するおそれが生じた場合において、市がその対策を総合的かつ迅速に行うため必要があると認めるときは、法第23条の規定により本部を設置するものとする。

市長は、災害発生のおそれが解消し、又は災害対策が概ね完了したと認めたときは、本部を閉鎖するものとする。

本部の設置にあたっては、法第23条第1項の規定により市防災会議の意見を聞くことになっているが、次の「2 設置基準」に該当する場合は、尾花沢市防災会議運営規定第12条の規定により、会長（市長）が専決処分し、本部を設置するものとする。

災害の定義は、法第2条で定めるものをいう。

2 設置基準

市長は、次の基準に該当する場合は本部を設置することができる。

- (1) 市を含む地域に気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく暴風雨、大雨及び洪水等の警報が発令された場合で、災害が発生又は発生するおそれがある場合に、市長が行政上特に応急対策の措置を必要と認めたとき。
- (2) 市の地域内に大規模な地震（震度6弱以上）、火災、爆発、その他重大な人為的災害が発生し、その必要があると認めたとき。
- (3) 災害救助法による救助を必要とする災害が発生したとき。
- (4) その他市の地域内に重大な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、市長が本部による応急対策活動が必要と認めたとき。

3 設置場所

本部の設置場所は原則として市役所庁舎内とする。

市役所庁舎被災により、庁舎内に設置することが不可能な場合は、次の市有施設内を代替設置場所とする。

- ① 第1順位：尾花沢市文化体育施設サルナート
- ② 第2順位：尾花沢市学習情報センター悠美館

なお、防災危機管理課長は、本部が設置されたときは、本部を設置した建物の玄関等見やすい場所に「尾花沢市災害対策本部」の標識板等を掲げる。

また、本部長室、本部会議室、本部連絡室、避難所・救護所等の設置一覧を明示するなどして、住民等の問い合わせに便宜を図るものとする。

(1) 設置決定の順位者

本部の設置決定は、市長が行う。

ただし、市長が不在の場合は、副市長、防災危機管理課長の順に設置の決定を代行する。
この場合は事後速やかに市長の承認を得るものとする。

4 通知及び広報等

本部を設置したときは、直ちにその旨を県並びに次の関係機関に対し、本部の名称、所管区域並びに設置場所及び時間等を電話等により通知又は公表するものとする。

通知及び公表先	方 法	担 当
本 部 各 班	庁内放送又は電話	総合政策課 広報係長
県 危 機 管 理 課	防災無線又は電話	防災危機管理課 防災危機管理係長
村 山 総 合 支 庁	防災無線又は電話	〃 防災危機管理係長
市 防 災 会 議 委 員	電話又は文書	〃 防災危機管理係長
尾 花 沢 警 察 署	電話又は文書	〃 防災危機管理係長
各 地 区 行 政 委 員	電話又は文書	総合政策課 広報係長
報 道 機 関	電話又は文書	〃 広報係長
市 議 会 議 員	電話又は文書	議会事務局 庶務・議事係長
自 主 防 災 組 織	電話又は文書	防災危機管理課 防災危機管理係長
一 般 住 民	広報車又は各区長経由文書	市民税務課 市民生活係長

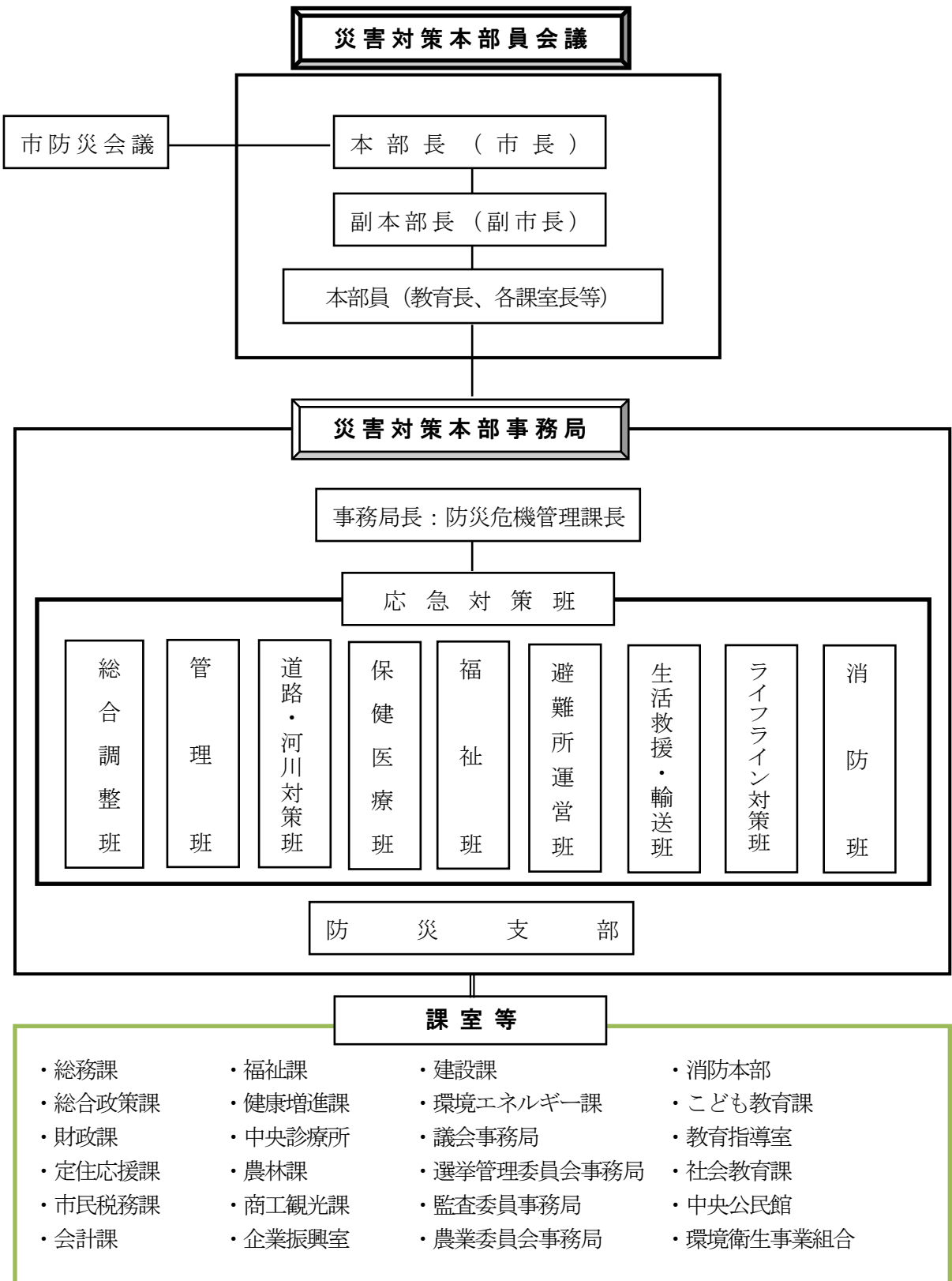
なお、本部を閉鎖したときも、その旨を設置したときに準じ通知及び公表する。

5 組織及び活動内容**(1) 本部の組織**

本部の組織は、「尾花沢市災害対策本部条例」、「尾花沢市災害対策本部運営要綱」の定めるところにより、市長を本部長とし、災害対策を実施する各所属の代表者で本部員会議を構成する。

災害対策の円滑かつ適切な実施を図るために、各所属の日常業務を考慮し、部及び班を構成し、災害対策所掌事務を実施する組織編成とする。

② 災害対策本部組織図



※必要に応じ、国、県、警察、自衛隊、その他関係機関の職員を本部長付とし、対応する。

(2) 本部員会議

本部員会議は、本部連絡員を通じて招集するものとし、災害応急対策の方針をその場で決定し、防災活動の実施に関して関係所属間の調整を十分に行う会議とする。

本部員会議の開催及び所掌事項は次のとおりとする。

① 開催

ア 本部長が、本部員会議を招集する。

イ 本部員が、本部員会議を求める場合は、本部連絡員室長に申し出るものとする。

ウ 本部員は、それぞれの分掌事項について、本部員会議に必要な資料を提出しなければならない。

エ 本部長が、必要と認めるとき、防災関係機関を本部員会議に出席させるものとする。

オ 本部員会議は、庁舎内で開催する。

② 所掌事項

ア 災害情報並びに被害状況の分析とそれに伴う対策活動の基本方針に関すること。

イ 非常配備動員体制に関すること。

ウ 避難指示等に関すること。

エ 現地災害対策本部に関すること。

オ 県、他市町村、地方行政機関及び公共機関に対する応援要請に関すること。

カ 国、県及び関係機関との連絡調整に関すること。

キ 各地区行政委員及び各公共的団体に対する災害応急対策の協力要請に関すること。

ク 自衛隊の派遣要請に関すること。

ケ 災害救助法適用申請に関すること。

コ 災害対策に要する経費に関すること。

サ その他重要な災害応急対策に関すること。

(3) 本部連絡員室

本部連絡員室の組織等については、必要に応じ本部連絡員室長が指名する。

本部連絡員室の設置場所は庁舎内とし、本部連絡員は庁舎内で執務するものとする。ただし、庁舎内に設置することができない場合は、その都度本部長が定める。

① 本部連絡員室の所掌事項

ア 災害対策に関する本部長の命令伝達に関すること。

イ 本部員会議と各所属部との連絡調整に関すること。

ウ 被害並びに災害対策活動に関する情報収集及び資料の整理に関すること。

エ 本部会議で協議する協議案件の集約に関すること。

オ 防災関係機関との連絡調整に関すること。

カ その他本部長が必要と認める事項に関すること。

(4) 現地災害対策本部

市の区域内で局地的な災害が発生し、現地の被災状況の調査と応急対策実施のため、現地災害対策本部を設置して災害応急対策を実施すべきと本部長が判断したときは、現地が属する地区公民館等に現地災害対策本部を設置するものとする。

① 現地災害対策本部の組織

現地に設置する現地災害対策本部の組織は、本部長が指名するものとし、班長（課長1名）、係長1名及び係員（若干名）で編成する。

② 現地災害対策本部の分掌事務

- ア 被災現地と本部との連絡調整に関すること。
- イ 被災現地の情報収集と伝達に関すること。
- ウ 被災者の応急対策に関すること。
- エ その他必要と認める事項に関すること。

(5) 災害対策本部事務局応急対策班

災害対策本部は、市全体の被害状況を把握し、防災関係機関と連絡をとりながら、災害時職員初動マニュアルの定めるところにより、全市的若しくは局地的な応急対策を迅速に指示するため、応急対策班を組織し、災害対応にあたる。

＜応急対策班の組織体制＞

班名	班長	副班長	構成課（本部要員人数）	班員合計
総合調整班	防災危機管理課長	総合政策課長補佐	総合政策課（2） 防災危機管理課（2） 市民税務課（1） 農業委員会事務局（1）	8
管理班	総務課長	財政課長補佐	総務課（2） 財政課（1）	5
道路・河川対策班	建設課長	農林課長補佐	建設課（2） 農林課（1）	5
保健医療班	健康増進課長	定住応援課長補佐	健康増進課（1） 定住応援課（1）	4
福祉班	福祉課長	会計課主査	福祉課（1） 会計課（1）	4
避難所運営班	社会教育課長	教育指導室長補佐	社会教育課（1） こども教育課（1）	4
生活救援・輸送班	市民税務課長	商工観光課長補佐	市民税務課（1） 商工観光課（1）	4
ライフライン 対策班	環境エネルギー 課長		環境エネルギー課（1） 環境衛生事業組合（1）	3
消防班	消防長		消防本部総務課（2）	3
	9	7	24	40

< 応急対策班の事務分掌 >

班名	事務分掌
総合調整班	災害対策本部の設置・運営 関係機関との連絡調整 防災関係機関等への応援要請 各班に対する指示及び連絡調整 被害情報の収集・伝達 災害救助法の適用 防災行政無線等の緊急放送の実施 記者会見の実施 相談窓口の開設、運営 議会対応
管理班	職員の被災状況の把握、動員 庁舎の被害状況把握、応急復旧 応援職員の受入調整 職員の食料等確保
道路・河川対策班	道路・河川の被害状況の把握、応急処置 ダム・ため池の被害状況の把握、対応 土砂災害警戒区域等の被災状況の確認 応急仮設住宅の建設
保健医療班	医療機関等の被害状況把握 医療救護所の開設 災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣要請 医療救護班の派遣要請 医薬品等の調達 要配慮者への医療措置 保健衛生対策の実施体制の確保 遺体処理体制の確保
福祉班	要配慮者への対応 民生委員との連絡調整 福祉避難所の開設、運営 ボランティアセンターとの連絡調整
避難所運営班	避難所の開設 避難所との連絡調整、避難状況の把握 自主防災組織（区長）との連絡調整 避難所の運営
生活救援・輸送班	救援物資の供給及び要請、搬送体制の確立 緊急輸送道路の確保 輸送機関への要請 義援物資集積配分拠点施設指定及び対応 義援金品の受入、配分
ライフライン対策班	ライフライン被害状況把握 ライフラインの応急措置 災害廃棄物等の処理 仮設トイレ等の設置

班名	事務分掌
消防班	救助・救急要請への対応 火災への対応

第4節 職員の動員配備体制

1 防災関係機関の動員体制

防災関係機関は災害時における対策要員の動員体制についてあらかじめ計画を定め、有事に際して万全の体制を確立するものとする。

2 職員の配備・動員基準

(1) 職員の配備基準

災害時における市職員の配備は、次の「尾花沢市職員の配備基準」による。

<尾花沢市職員の配備基準>

① 風水害時の配備体制（配備基準表）

配備区分	配備基準	配備体制	備考
警戒準備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象警報発表時又は台風接近時等の大雨洪水注意報発表時 ・ 日雨量 50 mm（前日までに 100 mm以上）を記録したとき ・ 日雨量 80 mm（前日までに 40 mm以上）を記録したとき ・ 日雨量 100 mmを記録したとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参集範囲にある職員（該当しない場合は自宅待機） ・ 必要に応じ、施設担当職員 ・ 三役は自宅待機 	伝達： 防災危機管理課長→副市長
第一次配備（警戒体制）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 尾花沢市に土砂災害警戒情報が発表された場合 ・ 日雨量 50 mmを越え時間雨量 30 mm（前日まで 100 mm以上）を記録したとき ・ 日雨量 80 mmを越え時間雨量 30 mm（前日までに 40 mm以上）を記録したとき ・ 日雨量 100 mmを超え時間雨量 30 mmを記録したとき ・ 河川の水位が上昇し災害発生危険が高まった場合 ・ その他防災危機管理課長が必要と認めたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参集範囲にある職員（該当しない場合は自宅待機） ・ 三役は自宅待機 	伝達： 防災危機管理課長→三役
第二次配備（災害対策連絡本部）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 尾花沢市に特別警報が発表された場合 ・ 災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき ・ 市長が特に必要と認めたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参集範囲にある職員 ・ 三役 	伝達： 連絡本部→三役、本部員
第三次配備（災害対策本部）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき ・ 市長が特に必要と認めたとき ・ 災害救助法による救助を適用する災害が発生したとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全職員 ・ 三役 	伝達： 対策本部→三役、本部員

② 地震時の配備体制（配備基準表）

配備区分	配備基準	配備体制	備考
第一次配備（警戒体制）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内で震度 4 の地震が観測されたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参集範囲にある職員（該当しない場合は、自宅待機） ・ 三役は自宅待機 	伝達： 防災危機管理課長→三役
第二次配備（災害対策連絡本部）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内で震度 5 弱及び震度 5 強の地震が観測されたとき ・ その他市長が特に必要と認めたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参集範囲にある職員 ・ 三役 	伝達： 連絡本部→三役、本部員
第三次配備（災害対策本部）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内で震度 6 弱以上の地震が観測されたとき ・ 災害救助法による救助を適用する被害が発生したとき ・ その他市長が特に必要と認めたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全職員 ・ 三役 	伝達： 対策本部→三役、本部員

(2) 動員計画

応急対策班の動員とは別の動員となる。

課室等	係名	動員計画			
		警戒準備	第一次 配備	第二次 配備	第三次 配備
			警戒体制	災害対策 連絡本部	災害対策 本部
総務課・選挙管理委員会事務局	職員・行政・情報統計・選挙係	○	○	◎	◎
防災危機管理課	防災危機管理係	◎	◎	◎	◎
会計課・監査委員事務局	審査出納・監査係		△	○	◎
財政課	財産管理係	△	○	◎	◎
	財政係		△	○	◎
総合政策課	政策企画係		△	○	◎
	秘書・広報係		△	○	◎
定住応援課	定住推進・ふるさと納税係		△	○	◎
市民税務課	市税・資産税・収納係		△	○	◎
	市民年金・市民生活係		△	○	◎
健康増進課	健康指導・国保医療係	△	○	○	◎
	中央診療所庶務・医事係	△	○	○	◎
環境エネルギー課	生活環境エネルギー係	△	○	◎	◎
	簡易水道係	△	○	◎	◎
農林課	農村林務係	△	◎	◎	◎
	農政畜産振興・水田営農対策・特産品ブランド推進係	△	○	◎	◎
農業委員会事務局	農地係	△	○	◎	◎
商工観光課・企業振興室	商工労政・企業振興係	△	○	○	◎
	観光物産係	△	○	○	◎
建設課	工務係	△	○	◎	◎
	維持管理係	△	○	◎	◎
	都市住宅係	△	○	○	◎
福祉課	子育て支援係	△	○	○	◎
	社会福祉係	△	○	○	◎
	生活福祉係		△	○	◎
	介護福祉係		△	○	◎
消防本部	庶務・通信係	○	○	◎	◎
	予防保安係	○	○	◎	◎
	警防・救急係	○	○	◎	◎
	機械係	○	○	◎	◎
議会事務局	庶務・議事係		△	○	◎
こども教育課・教育指導室	管理・学園構想推進係	△	○	○	◎
	学事指導係・給食係	△	○	○	◎
社会教育課・中央公民館	生涯学習スポーツ・施設管理・地域振興係	△	○	○	◎
	文化財係		△	○	◎
	各地区公民館	△	○	○	◎

課室等	係名	動員計画			
		警戒準備	第一次 配備	第二次 配備	第三次 配備
			警戒体制	災害対策 連絡本部	災害対策 本部
環境衛生事業組合	管理課総務係	○	◎	◎	◎
	水道課業務・工務係	△	○	◎	◎
	下水道課業務・工務係	△	○	◎	◎
	環境衛生課環境衛生・施設維持・ 施設整備係	△	○	◎	◎

注) △印： 全員待機

○印： 1/2 配備・1/2 待機（各課で定めた基準により対応）

◎印： 全員配備

注) 待機とは、平常勤務中又は帰宅後・休日は所在を明確にして指示を待つことをいう。

※1 非常召集については、本部長（市長）が決定し、防災危機管理課長が伝達

※2 参集できない場合・・・家族や自宅等が被災を受けた。消防団活動や近隣の被災者救出活動。道路崩壊による通行不能によるものとする。

（3）参集職員の指定

各所属長は、前項の動員計画に基づき、毎年の定期人事異動後、速やかに動員計画を作成し、防災危機管理課長に通知する。

なお、定期人事異動以外に変更があった場合も同様とする。

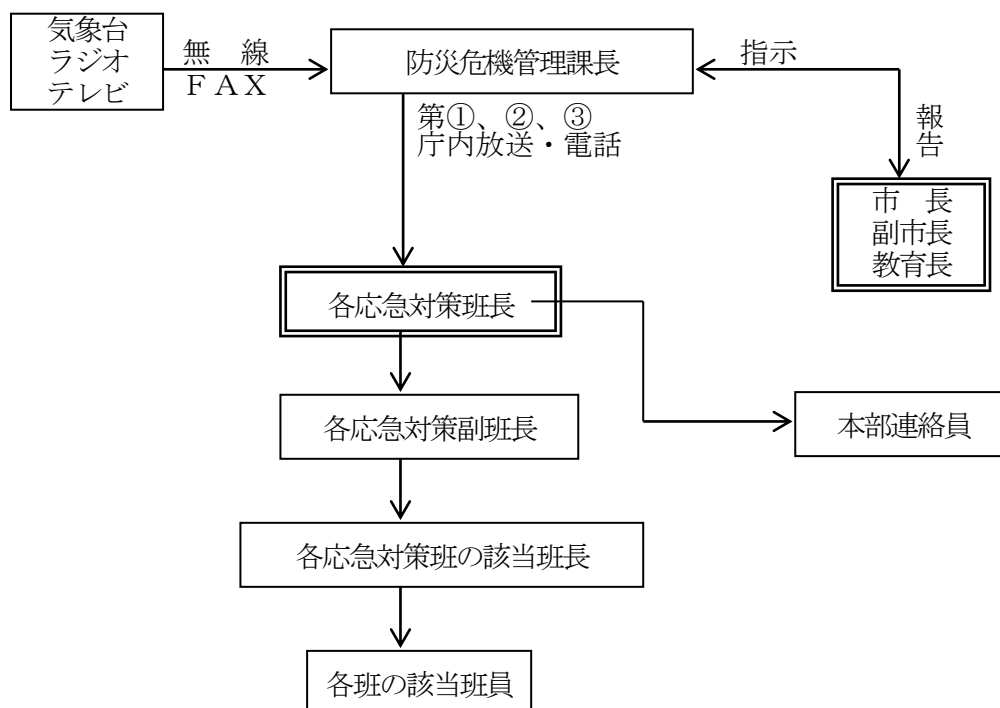
(4) 動員の連絡伝達の方法

① 勤務時間内の動員

第1次配備の伝達は、庁内放送、庁内電話等により防災危機管理課長が行う。

第2次配備の伝達は、第1次配備と同様の方法により防災危機管理課長が行う。

図3-1 勤務時間内における連絡伝達系統図



注) 第①：第1次配備、第②：第2次配備、第③：第3次配備

② 勤務時間外（夜間・休日）の動員

第1次警戒配備の伝達は電話等により防災危機管理課長が行う。

第2次警戒配備及び動員の伝達は、電話により防災危機管理課長が行う。なお、電話が不通の場合は人員による伝令等の最善の方法で職員に通知するものとする。

③ 職員の自主参集

各職員は次の基準により市役所又は最寄りの市の施設へ自主参集するものとする。

ア 市内で震度5弱以上の地震が発生したとき。

イ 地震や大火・風水害等の災害が発生し、周囲の状況等から被害甚大であると判断され、電話等の通信手段が途絶状態にあるとき。

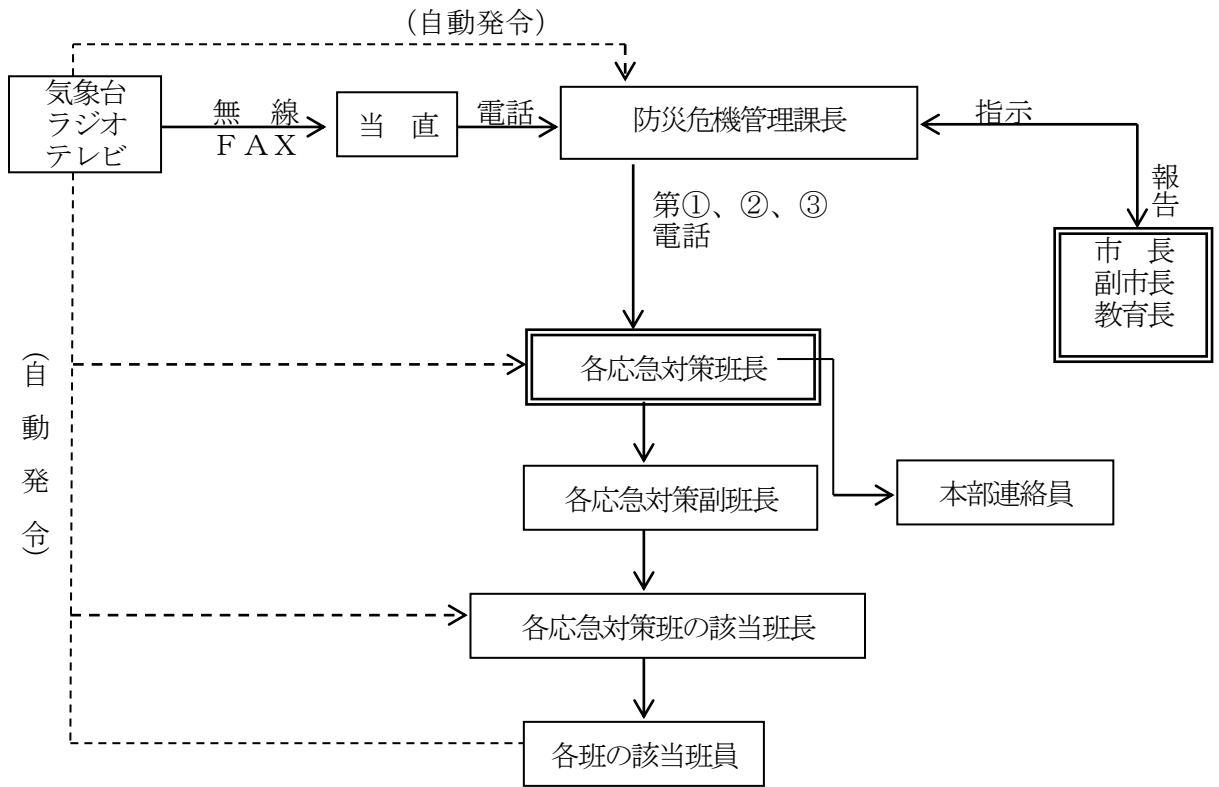
なお、次の事由により直ちに参集できない場合はやむを得ないものとする。この場合、連絡をとれるようになった時点で、参集できない理由を勤務箇所へ連絡する。

(ア) 自宅及び本人・家族の重大な被災

(イ) 近隣の緊急を要する被災者救出活動

- (ウ) 地元消防団としての活動
- (エ) 道路崩壊等による通行不能

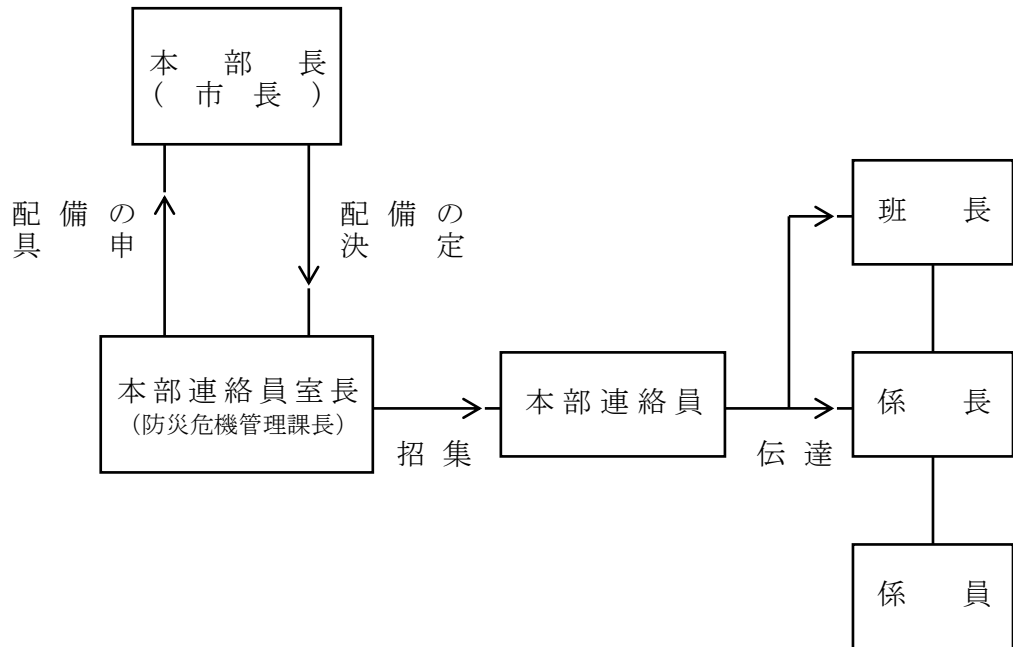
図3-2 勤務時間外における連絡伝達系統図（夜間・休日等）



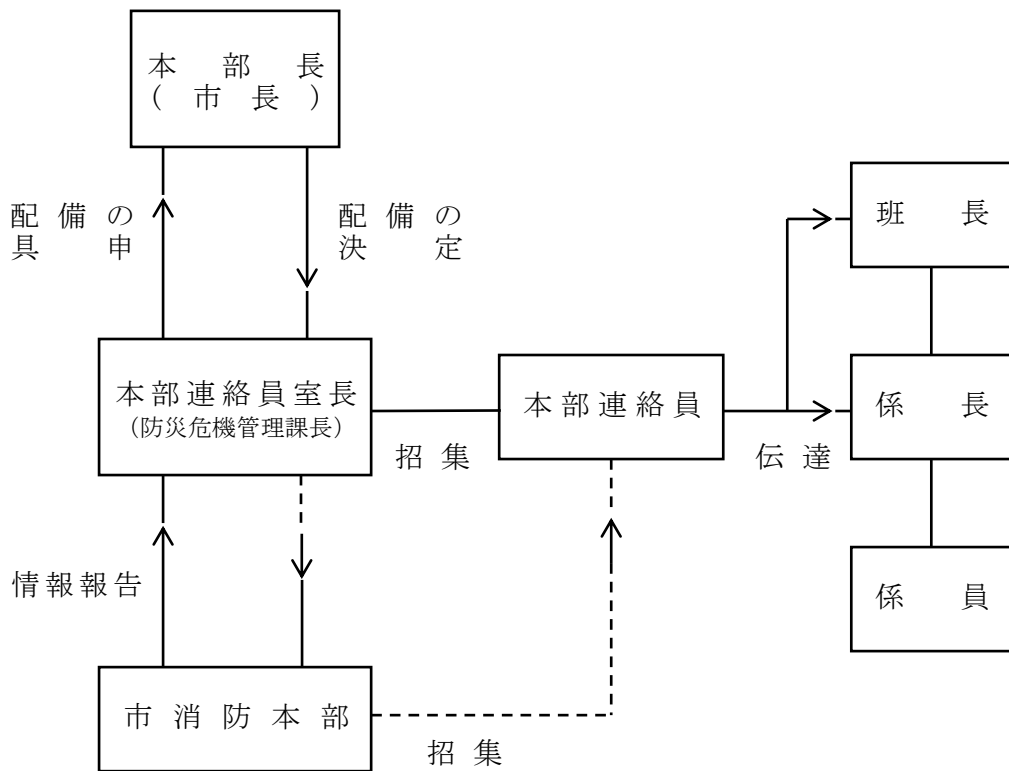
注) 第①：第1次配備、第②：第2次配備、第③：第3次配備

図3-3 職員非常招集連絡系統図

<勤務時間内における職員非常招集連絡系統図>



<時間外における職員非常招集連絡系統図>

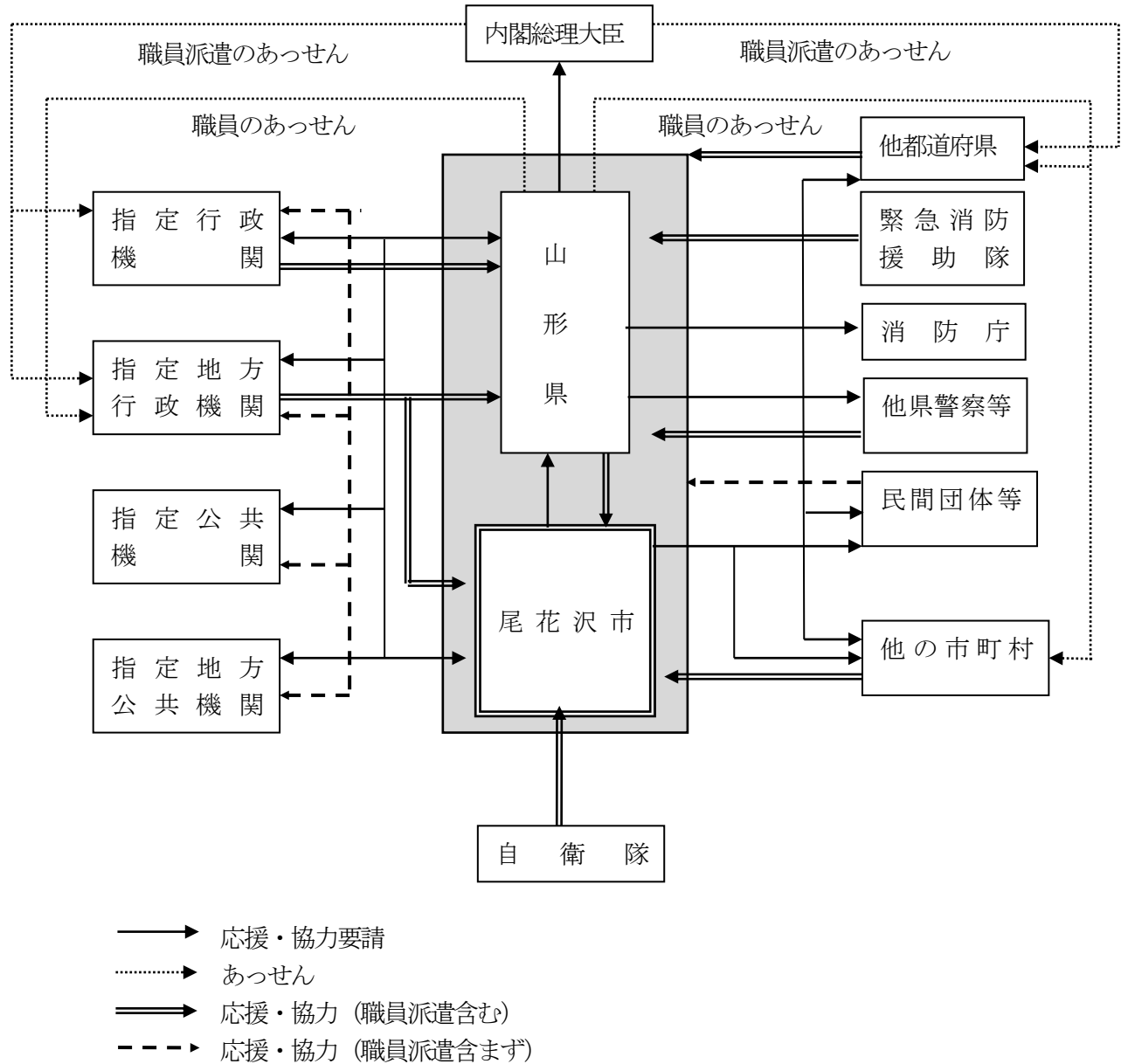


第5節 広域応援計画

1 計画の概要

広域的な防災活動に際して、緊密な連携のもとに積極的な応援体制を確立し、災害応急対策に万全を期するため、その応援関係について定める。

2 広域応援計画フロー



3 市の応援要請

(1) 他の市町村に対する要請

- ① 市長は、応急対策を実施するため、必要があると認める場合は、「大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定」等に基づき、他の市町村長に対して応援を要請するとともに、県に報告するものとする。

- ② ①の応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に係わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害応急対策の実施については、応援に従事するものは、被災市町村の指揮の下に行動する。なお、応援を要請された市町村長は、県が必要により行う市町村間の調整に留意して、必要な応援を行う。
- ③ 市長は、市町村相互間の応援・協力が円滑に行われるよう、必要に応じ事前に協定を結ぶ等その体制を整えておく。

(2) 知事への要請

市長は、応急対策を実施するため、必要があると認める場合は、知事に対し次により応援（あっせんを含む。）を求め、又は県が実施すべき応急対策の実施を要請する。

① 連絡先及び方法

防災危機管理課（災害対策本部が設置された場合は同本部）に対し、口頭（防災行政無線、電話を含む。）又は文書（FAXを含む。）により連絡、口頭による場合は、事後速やかに文書を送付する。

連絡窓口	連絡先等
防災くらし安心部 防災危機管理課	住 所：山形市松波2丁目8-1 電 話：023-630-2231 F A X：023-633-4711 防災行政無線：（地上） 6-800-1202、1203 防災行政無線：（衛星） 7-800-1202、1203 防災F A X：（地上） 6-800-1500 防災F A X：（衛星） 7-800-1500

ア 応援要請事項

- (ア) 応援を必要とする理由
- (イ) 応援を必要とする場所
- (ウ) 応援を必要とする期間
- (エ) その他応援に関し必要な事項

イ 応急措置要請事項

- (ア) 応急措置の内容
- (イ) 応急措置の実施場所
- (ウ) その他応急措置の実施に関し必要な事項

- ② 市長は、応急対策又は災害復旧のため必要がある場合は、知事に対し、次の事項を明らかにして、指定地方行政機関又は指定公共機関（特定公共機関に限る。）からの職員の派遣のあっせんを要請する。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣について必要な事項

(3) 指定地方行政機関に対する要請

- ① 市長は、災害応急対策又は災害復旧対策を実施するため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を明らかにして、当該機関の職員の派遣を要請する。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣について必要な事項

- ② 指定地方行政機関の長は、職員の派遣要請を受けたときは、その所掌事務に支障のない限り、適任と認められる職員を派遣する。

(4) 民間団体等に対する要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧対策を実施するため、必要があると認めるときは、民間団体に協力を要請する。

(5) 消防相互応援活動

- ① 県内消防機関の応援活動

大規模災害により、直轄消防機関の消防力のみでは災害防ぎょが困難な場合には、市長は災害の態様、動向等を的確に判断し、県下の他の消防機関に対して「山形県広域消防相互応援協定」及び「山形県消防広域応援隊に関する覚書」に基づき、迅速かつ適切な相互応援活動の実施を要請するとともに、連絡班を設ける等の受入体制を整備する。

- ② 他都道府県等に対する応援要請

- ア 市長は、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対処できないときは、知事に対して、他都道府県への応援要請を依頼する。
- イ 市長は、緊急消防援助隊の応援が決定された場合は、「山形県緊急消防援助隊受援計画」、各消防本部緊急消防援助隊受援計画及び「山形県緊急消防援助隊航空部隊及び航空指揮支援隊応援等実施計画」に基づき、応援受入体制を整備する。

(6) 広域応援・受援体制

市及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、相互応援協定により、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調

整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等の広域応援・受援に係る内容についてあらかじめ定めておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整える。その際、近隣の地方自治体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮する。

市及び防災関係機関は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努める。

市及び県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

(7) 応急対策職員派遣制度の活用による対口(たいこう)支援の受援

災害応急対策実施に伴う人的ニーズが膨大である場合や多数の市職員が被災し、災害対応にあたれない等の理由で、市の職員のみでは要員が不足する場合は、本部長は「応急対策職員派遣制度に関する要綱」(総務省通知)により他自治体からの受援を受ける。

① 指揮者

対口支援団体応援職員は、本部長の指揮下で活動する。

② 対口支援団体応援職員

対口支援団体応援職員は、災害マネジメント総括支援員とその他の応援職員に区分される。

ア 災害マネジメント総括支援員

派遣された災害マネジメント総括支援員は、本部長に助言を行うとともに県災害対策本部及び政府非常災害現地対策本部と連携し、本市の災害マネジメントを総括的に支援する。

イ その他の職員

派遣されたその他の応援職員は、本市の災害応急対策業務(避難所の運営、罹災証明書等の交付等の災害対応業務)を行う。

4 資料

- | | |
|-------------------------------|-------------|
| ① 山形県広域消防相互応援協定書 | (資料編 115 頁) |
| ② 山形県消防広域応援隊に関する覚書 | (資料編 118 頁) |
| ③ 大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定 | (資料編 144 頁) |
| ④ 非常災害時の輸送確保に関する協定書 | (資料編 101 頁) |
| ⑤ 非常災害時の生活必需品等物資供給に関する協定書 | (資料編 105 頁) |
| ⑥ 非常災害時の障害物除去、応急仮設住宅建設に関する協定書 | (資料編 112 頁) |

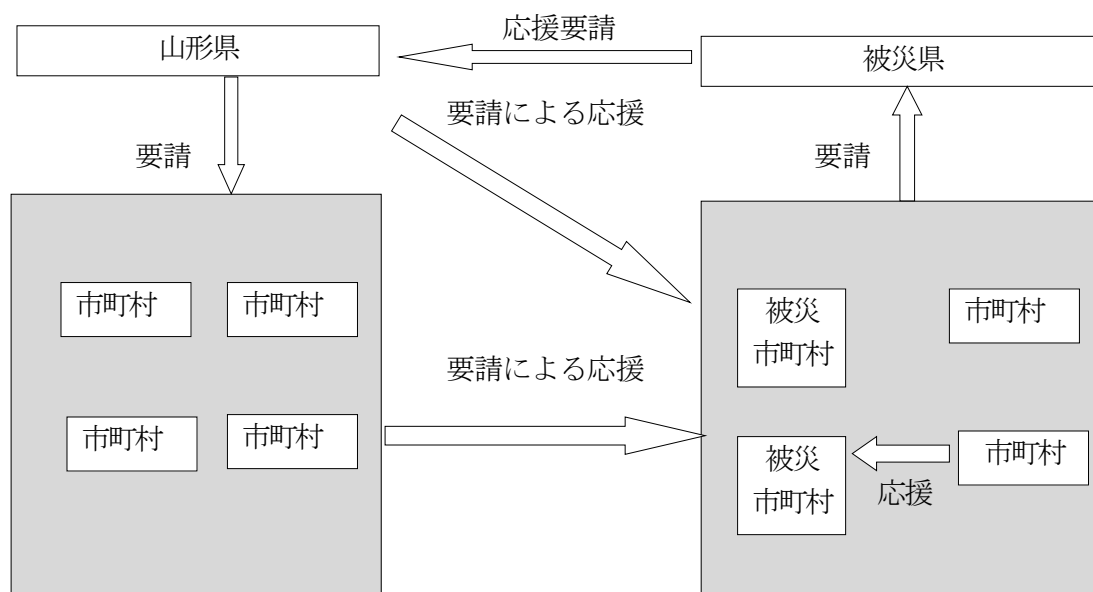
- ⑦ 消防相互応援協定書 (資料編 122 頁)
- ⑧ 災害時相互応援協定書 (資料編 124 頁)

第5の2節 被災県等への広域応援計画

1 計画の概要

広域的な防災活動に際して、緊密な連携のもとに積極的な応援体制を確立し、災害応急対策に万全を期するため、その応援関係について定める。

2 被災県等への広域応援計画フロー



3 広域応援体制

市、県及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関に対して応援を行うことができるよう、応援先の指定、応援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等の広域応援に係る内容についてあらかじめ定め、必要な準備を整える。

4 被災した他県等への広域応援活動

市は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ定めた応援・受援体制又は関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。また、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。

市、防災関係機関は、国と密接に連携しながら、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で情報共有を図るよう努める。また、災害応急対策のため被災地に派遣された職員は、相互に連携して活動するものとする。

① 市の対応

市は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ定めた応援・受援体制又は関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

市は、被災した他県等への広域応援活動を円滑に実施するため、マニュアルを定め、応援要請があった際には、迅速に応援活動を行う。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の派遣にあたっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

② 防災関係機関の対応

防災関係機関においては、県及び市と連携しながら、円滑な応援活動が実施できるよう、必要な対策を講じておき、応援要請があった際には、迅速な応援活動を行う。

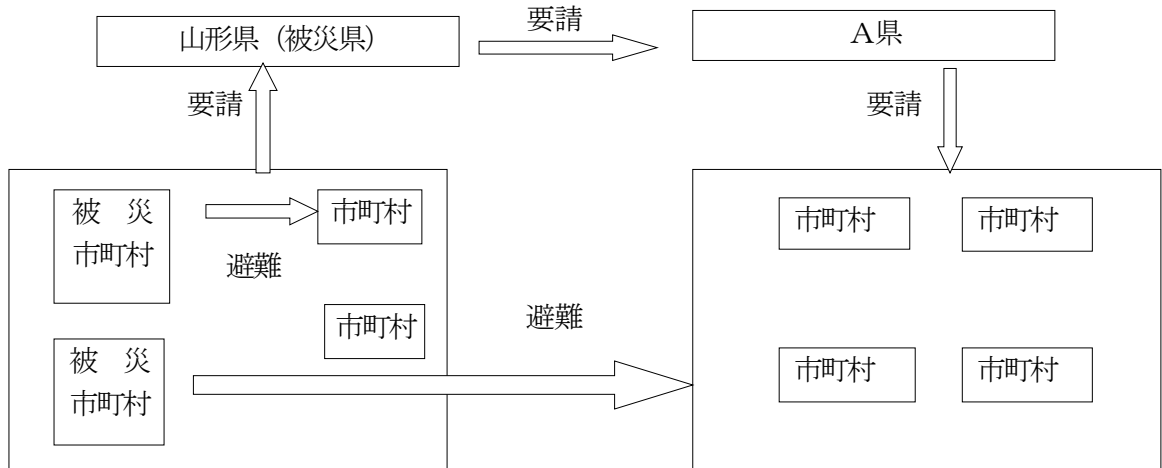
第5の3節 広域避難計画

1 計画の概要

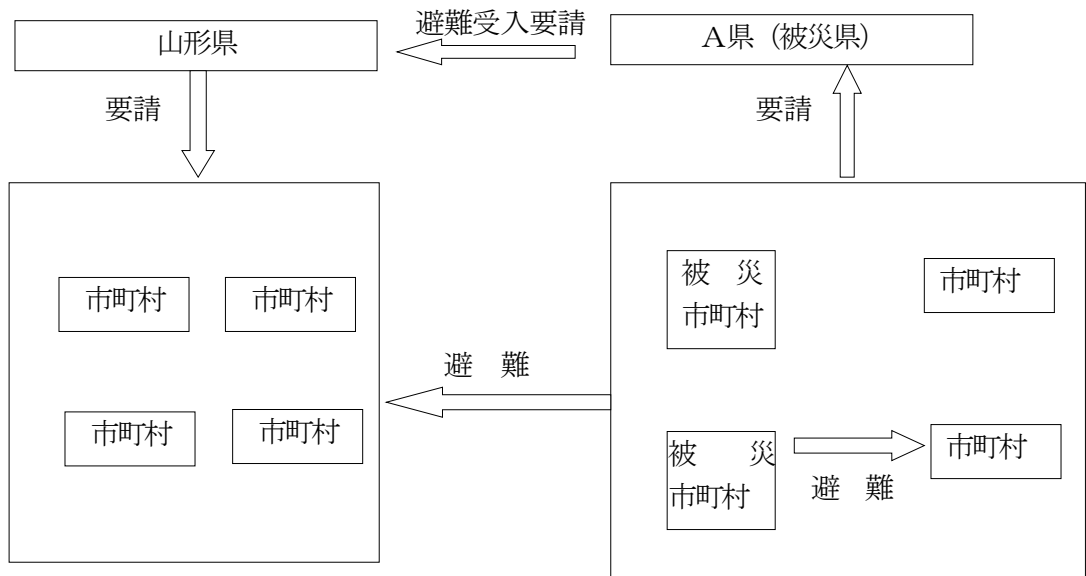
大規模な災害発生時に、自治体の区域を越えて住民が避難する「広域避難」が円滑に行われるよう、災害時の具体的な避難又は避難受入の手順等について定める。

2 広域避難計画フロー

(1) 他の自治体への広域避難



(2) 他県等からの避難受入



3 他の自治体への広域避難要請

(1) 広域避難

市は、災害の規模、避難者数、避難の長期化等にかんがみ、本市内で可能な応急対策をとってもなお、本市の区域外への広域的な避難及び指定避難場所の提供が必要であると判断した場合は、次の方法により広域避難の協議を行う。

- ① 県内の他の市町村への受入については当該市町村に直接、受入を要請する。
- ② 他の都道府県（以下「他県等」という。）への広域避難については、県に対し他県等への避難要請を行うほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告したうえで、他県等の市町村に協議することができる。

(2) 広域一時滞在

市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等にかんがみ、本市内の区域外への広域的な避難、指定避難所及び応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合は、次の方法により広域一時滞在の協議を行う。

- ① 県内の他の市町村への受入については当該市町村に直接、受入を要請する。
- ② 他県等への広域一時滞在については、県に対し他県等との協議を求めることができる。

(3) 広域避難者への配慮

- ① 市は居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組の円滑な運用・強化を図る。
- ② 市及び防災関係機関は、被災者のニーズを十分把握し、以下の情報など被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なおその際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅への避難者などそれぞれの広域避難者に配慮した伝達を行う。

- ア 被害の情報
- イ 二次災害の危険性に関する情報
- ウ 安否情報
- エ ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況に係る情報
- オ 医療機関等の生活関連情報
- カ 各機関が講じている施策に関する情報
- キ 交通規制に関する情報
- ク 被災者生活支援に関する情報

(4) 広域避難に係る事前の備え

市は、大規模災害に伴う広域避難及び広域一時滞在に関する手順、移動方法とともに、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在中における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など具体的な対応内容をあらかじめ定めておく。また、あらかじめ策定した計画に基づき、関係者間で

適切な役割分担を行ったうえで、広域避難を実施するよう努める。

4 他県等からの避難受入要請への対応

(1) 避難者への情報提供

市及び防災関係機関は、他県からの被災者のニーズを充分把握し、相互に連絡をとりあい、以下の情報など被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行う。

- ア 被害の情報
- イ 二次災害の危険性に関する情報
- ウ 安否情報
- エ ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況に係る情報
- オ 医療機関等の生活関連情報
- カ 各機関が講じている施策に関する情報
- キ 交通規制に関する情報
- ク 被災者生活支援に関する情報

第6節 自衛隊災害派遣計画

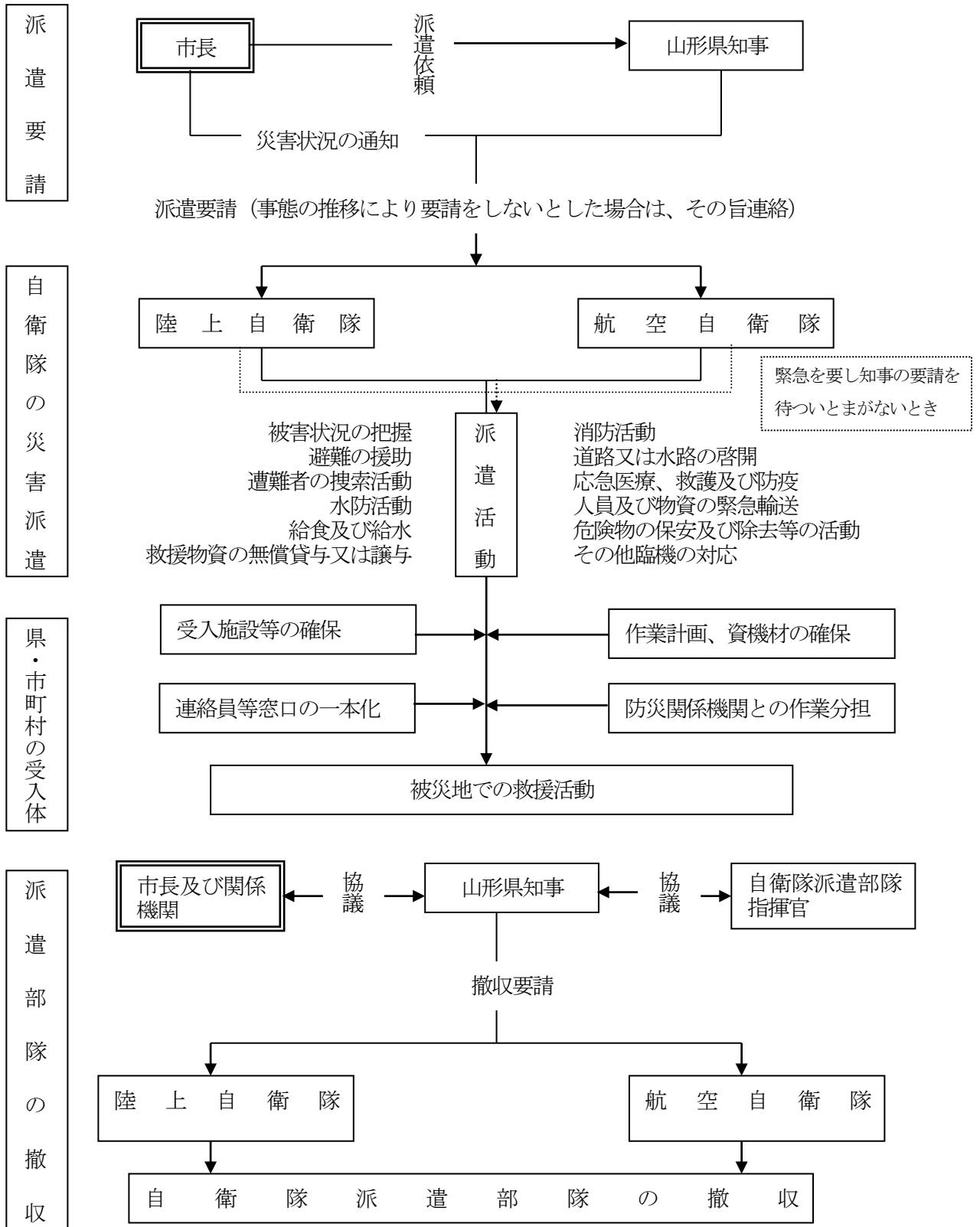
1 方針

大規模な災害が発生し、市だけの対応では十分な応急対策を行うことが困難である時は、自衛隊へ応援派遣要請を行う。

2 主な実施機関

尾花沢市	防災危機管理課
関係機関	陸上自衛隊第6師団

3 自衛隊災害派遣計画フロー



4 対策の内容

(1) 自衛隊の災害派遣基準等

自衛隊の災害派遣は、次の3原則が満たされることを基本として実施される。

① 公共性の原則

公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要があること。

② 緊急性の原則

差し迫った必要があること。

③ 非代替性の原則

自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと。

(2) 自衛隊災害派遣による救援活動の区分及びその概要等

救援活動

救援活動区分	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難指示等が発令され、避難、立退き等が行われる場合に、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して捜索・救助活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作成、運搬及び積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対し、利用可能な消防車その他の消防用具（空中消火が必要な場合は航空機）を用いて、消防機関に協力し、消火にあたる（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）。
道路又は水路等交通路上の障害物の排除	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物により交通に障害がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者又は医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を行う（航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められる場合に行う。）。
給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する（緊急を要し、他に適当な手段がない場合）。
救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等は無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	自衛隊の能力上対応可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で処理可能なものについて、所要の措置をとる。

(3) 自衛隊災害派遣要請の手続き

① 市長の知事に対する派遣要請依頼

市長は、知事に対して自衛隊の災害派遣要請依頼を行うときは、次の事項を明らかにし、県（防災危機管理課）へ防災行政無線、電話、FAX又は口頭により行う。

口頭、防災行政無線又は電話で依頼した場合は、事後速やかに、FAXで関係文書を送付する。

ア 災害の状況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

② 市長の自衛隊に対する緊急通知

ア 市長は、災害状況から事態が切迫し、かつ、通信の途絶等により知事に対して自衛隊の災害派遣要請依頼ができない場合は、その旨及び災害の状況を防衛大臣又は関係自衛隊に通知することができる。

イ 市長はアの通知を行ったときは、速やかに、その旨を知事に通知する。

(4) 自衛隊災害派遣部隊の受入体制

① 他の防災関係機関との競合重複の排除

自衛隊の活動と他の防災関係機関の活動が競合重複しないよう、市長、知事及びその他の防災関係機関の長は緊密に連携し、効率的な作業分担を定める。

② 作業計画及び資機材の準備

市長及び知事は、自衛隊の支援活動が円滑に実施できるよう、次の事項について可能な限り調整のとれた作業計画を定めるとともに、資機材の準備及び関係者の協力を求めるなど、必要な措置を講じる。

ア 作業箇所及び作業内容

イ 作業の優先順位

ウ 作業実施に必要な図面の確保

エ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所の確保

オ 派遣部隊との連絡責任者（窓口の一本化）、連絡方法及び連絡場所の決定

③ 受入施設等の確保

市長及び知事は、自衛隊の派遣部隊を受入れるために、次の施設を確保する。

ア 事務室

イ ヘリコプターによる派遣部隊のためのヘリポート（1機あたり）

・小型機（OH-6）：周囲に仰角10度以上の障害物が存しない直径30m以上の空地

・中型機（UH-1）：周囲に仰角8度以上の障害物が存しない直径50m（応急

の場合30m)以上の空地

- ・大型機（CH-47）：周囲に仰角6度以上の障害物が存しない直径100m以上の空地

ウ 駐車場（車1台の基準は3m×8m）

エ 幕営地又は宿泊施設（学校、公民館等）

(5) 救援活動経費の負担

自衛隊の救助活動に要した経費は、原則として市（災害救助法が適用された場合は県）が負担するものとし、その内容は概ね次のとおりとする。

- ① 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕料
- ② 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- ③ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水料及び電話料
- ④ 派遣部隊の救援活動実施に際し生じた損害の補償（自衛隊装備に係るものを除く。）
- ⑤ その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義がある場合は、市長と自衛隊が協議する。

(6) 派遣要請先及び連絡窓口

災 害 派 遣 担 当 窓 口	電 話 番 号
陸上自衛隊第6師団 (第3部防衛班)	電 話：0237-48-1151／内線 5075 (夜間・休日 当直 内線 5207・5019) F A X：0237-48-1151／内線 5754

5 資 料

- ① 自衛隊災害派遣要請事務系統図

(資料編 301頁)

第2章 情報収集伝達関係

第1節 通信計画

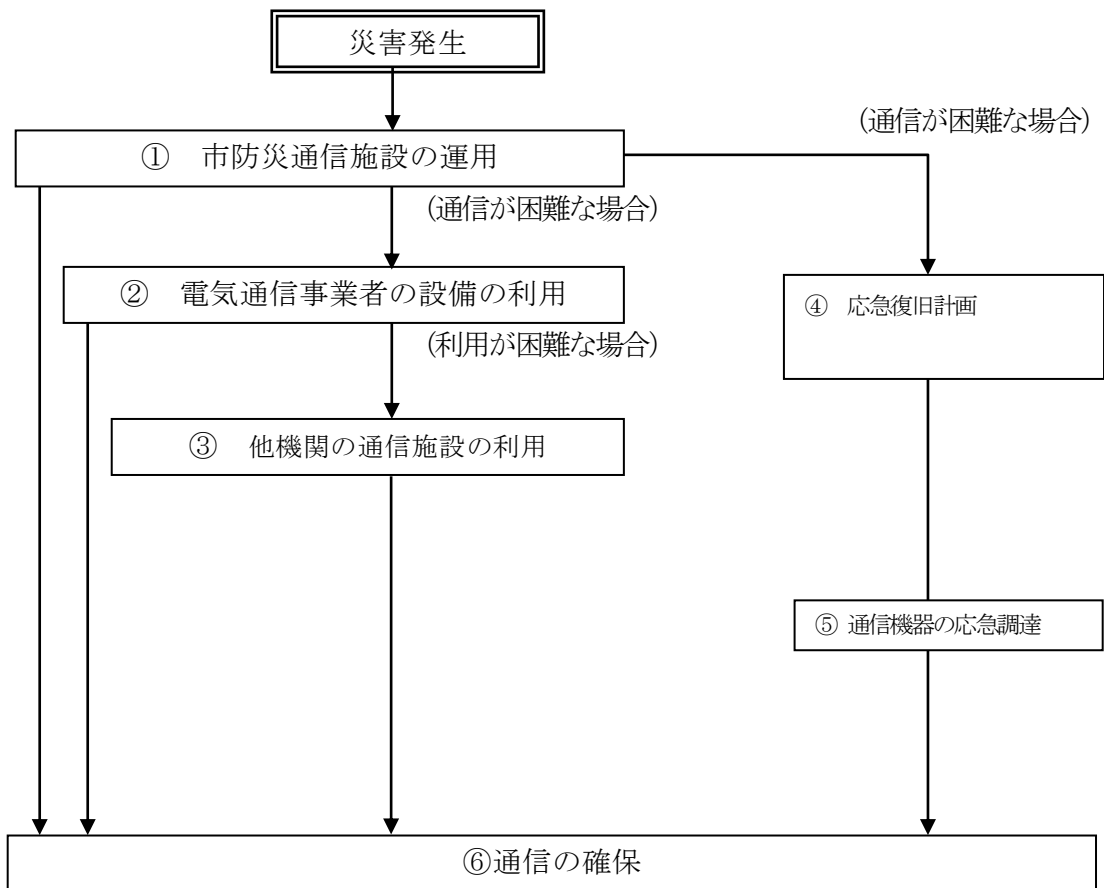
1 方針

災害発生時において、迅速かつ的確な情報収集・報告が、応急対策の実施において最も重要となる。このため、被災時における有効な通信手段の確保及び効果的な運用について定める。

2 主な実施機関

尾花沢市	防災危機管理課、消防本部
関係機関	自主防災組織

3 通信計画フロー



4 対策の内容

(1) 市防災通信施設の機能確認

災害発生後、直ちに市消防無線による通信施設の疎通状況を確認する。

市消防無線が使用可能な場合には、電気通信事業者（東日本電信電話株式会社山形支店）の施設が利用可能か確認し、また他の通信手段の確保にも努め通信手段の拡大を図る。

市消防無線が使用不能となったときは、応急復旧を図りつつ、電気通信事業者設備及び水防道路用無線等、他機関の通信施設への応援要請により通信を確保する。

(2) 電気通信事業者の設備の利用

① 災害時優先電話の使用

災害発生時には、電話回線の混雑等により通信障害が予想されるため、市は、あらかじめ東日本電信電話株式会社山形支店に申請を行い、承諾を得た災害時優先電話を活用する。

② 衛星携帯電話の使用

加入電話が使用不能となった場合は、庁舎に設置されている衛星携帯電話を活用する。

(3) 他機関の通信施設の利用

① 市は、災害に関する緊急の通信を行う必要がある場合は、県、東日本電信電話株式会社山形支店等の電気通信事業者、山形県警察（尾花沢警察署）、東北地方整備局（山形河川国道事務所・新庄河川事務所）、山形地方气象台、東日本旅客鉄道株式会社、又は東北電力株式会社山形支店の所有する通信設備の利用を要請する（電気通信事業法第8条、法第57条、消防組織法第23条又は災害救助法第28条）。

② 災害応急対策のため必要がある場合は、県知事に対して自衛隊の災害派遣要請の一環として通信支援を要請する。

③ 市消防無線や電話による通信が困難な場合には、警察、電気通信事業者等他機関の無線通信施設を利用した非常通信（非常無線）を行う。

(4) 使者派遣による連絡

① 全ての通信が途絶した場合は、使者を派遣し情報伝達を行う。

(5) 通信施設の応急・復旧措置

① 市は、市消防無線の疎通状況の監視及び機能確認を行うとともに、被害を受けた施設の復旧を行うための要員を直ちに配備する。

② 市は、災害発生時に利用する通信機器が不足する場合は、東北総合通信局及び電気通信事業者に通信機器の貸与等を依頼し、通信機器の応急調達に努める。また、災害発生による通信設備の電源供給停止時の応急電源（移動電源車）について、必要に応じ、東北総合通信局に貸与を要請する。

(6) 報告・通報システムの確保

① 市は、災害に備え、災害情報の報告・通信に使用する指定電話を定め窓口の統一を図り、災害時には、指定電話の利用を制限し通信事務従事者を配置し、迅速かつ円

滑な通信連絡を確保するものとする。

- ② 災害発生時には、前記（１）～（５）までの措置を講じ、その段階において利用可能な通信手段を確保するとともに、その拡大を図る。

（７）放送局に対する放送の要請

- ① 災害に関する予警報及び災害に対してとるべき措置について、通知、要請、伝達又は警告が緊急を要し、その通信に特別の必要があるときは、放送機関に放送を要請し、住民へ必要な情報を提供する（法第57条）。
- ② 要請は原則として、県を通じて行うものとするが、県との通信が途絶している等の特別な事情がある場合には、放送機関に対し直接要請を行う。
- ③ 放送要請の要領は次のとおりとする。

ア 放送要請の指示

市は、災害時において緊急を要する通信のために特に必要と認めた場合は、放送連絡責任者に対して、放送要請手続きをとるよう指示する。

イ 災害放送連絡責任者

放送の要請に関する手続きを円滑に実施するため、防災危機管理課、総務課長を放送連絡責任者とする。

ウ 放送要請の決定

放送要請は本部長が決定する。本部長不在の場合は、副本部長が決定する。

エ 放送要請文の作成

要請文には要請の理由、放送事項、放送日時、系統（対象地域、媒体等）、その他必要事項を記す。

オ 放送機関への要請

庶務班は、県防災危機管理課あるいは各放送機関に、FAX又は電話等により要請する。

カ 放送機関

放送機関名	電 話	F A X
	直 通	
NHK山形放送局	023-625-9515	023-633-2842
山形放送（YBC）	023-622-6360	023-632-5942
山形テレビ（YTS）	023-647-1315	023-644-2496
	023-643-2821（夜間電話）	
テレビユー山形（TUY）	023-624-8114	023-624-8372
さくらんぼテレビジョン（SAY）	023-628-3900	023-628-3910
エフエム山形	023-625-0804	023-625-0805

(8) その他（緊急時に有効な措置等）

① アマチュア無線活用

アマチュア無線家の協力を得て、ボランティアにより、安否情報、救援物資の輸送情報、生活情報等の収集・伝達等、被災地及び避難所等における身近な連絡手段として、アマチュア無線を有効に活用する。その際、アマチュア無線家がボランティアであることに配慮する。

② 通信の制約に対する措置

制 約 事 項	対 応 事 例
使えない（不通、故障、電源不良等）	代替の通信手段に切替える。 最悪の場合伝令を派遣する。
混雑している （話し中、混信、宛先不明等）	いったん送信をやめ、冒頭に「至急、至急」と呼び、他の局に開けてもらう。 （混雑している時間は、意外に短い。）
聞き取り困難 （周囲の雑音、電波障害等）	基本的に自分が移動して対応する。 ・ 静かな場所へ移動する。 ・ 無線機を移動する。

③ 通信に際しての留意事項

通信に際しては次の事項に留意する。

ア 携帯局からの通話は、全て本部に対して行う。

イ 重要通信の優先の原則（救助・避難指示等重要性の高い通信を優先）

ウ 簡潔通話の実施の原則

④ 「緊急速報メール」の利用

携帯電話各社が配信する「緊急速報メール」により、避難指示等や土砂災害警戒情報など緊急性の高い災害などの情報を、携帯電話にメール配信を行う。

第2節 気象情報・地震情報等伝達計画

1 方針

災害による被害を最小限にとどめ、また、的確な避難指示・誘導が行えるよう、防災関係機関との有機的連携のもとに災害に関する情報を的確に伝達し、その周知徹底を図るための計画について定める。

2 主な実施機関

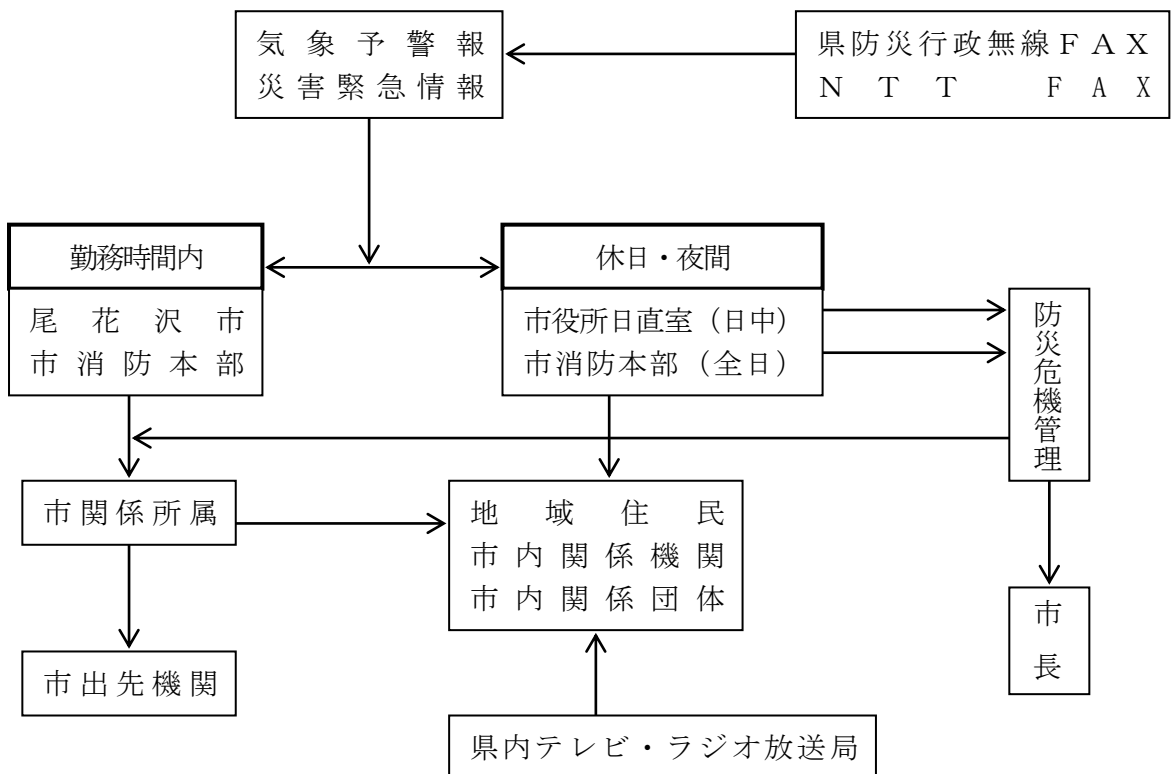
尾花沢市	防災危機管理課、消防本部
関係機関	山形地方気象台

3 対策の内容

(1) 気象注意報・警報・特別警報、災害情報の伝達

市において、県等から気象注意報・警報・特別警報、風水害、地震等災害情報に関する情報並びに住民から異常気象に関する情報を受理したときは、直ちに次の伝達系統図に基づき伝達する。特に特別警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線（戸別受信機を含む。）及び広報車等により住民へ周知する。

<尾花沢市気象予警報等の伝達系統図>



- ① 市関係所属は、必要に応じ各出先機関並びに関係住民に情報を伝達し、人命保護の情報を最優先に伝達する。
- ② 緊急連絡を受けた各所属の職員は、所属長の指示により、直ちに登庁し所要の配備体制につく。

③ 緊急地震速報

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経路による防災行政無線等を通して住民に伝達される。

市は、住民への緊急地震速報の伝達にあたっては、防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ確かな伝達に努める。

④ 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」（避難情報等：市町村が発令する避難情報と気象庁が発表する注意報等）とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「当該情報を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

- ⑤ 気象注意報・警報・特別警報に関する情報、地震に関する情報及び水害に関する情報については、資料のとおりとする。

特別警報・警報・注意報の概要

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

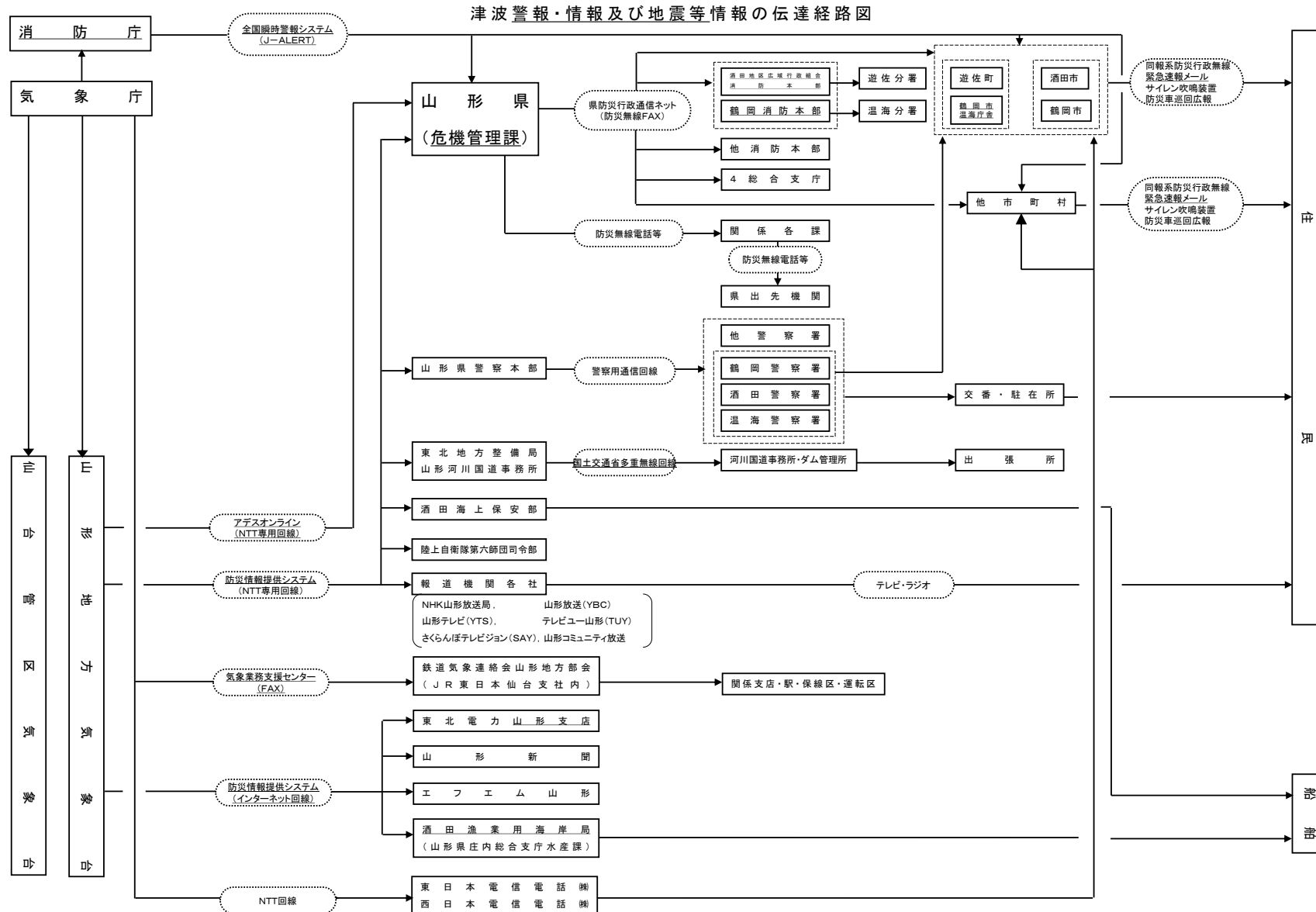
※市に発令されるもののみ

地震情報の種類と発表基準及び内容

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。 ※（参考）令和4年度後半からは、250m四方ごとの推計に高度化予定。
長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載） ※（参考）令和4年度後半からは、約10分後に発表予定。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

※「津波」関連情報は対象外

< 気象注意報・警報等伝達経路図（県地域防災計画 P148 より抜粋） >



(2) 火災警報の伝達

消防法第22条3項の規定により、火災警報を発表する基準及び伝達は次による。

① 火災警報の発表基準

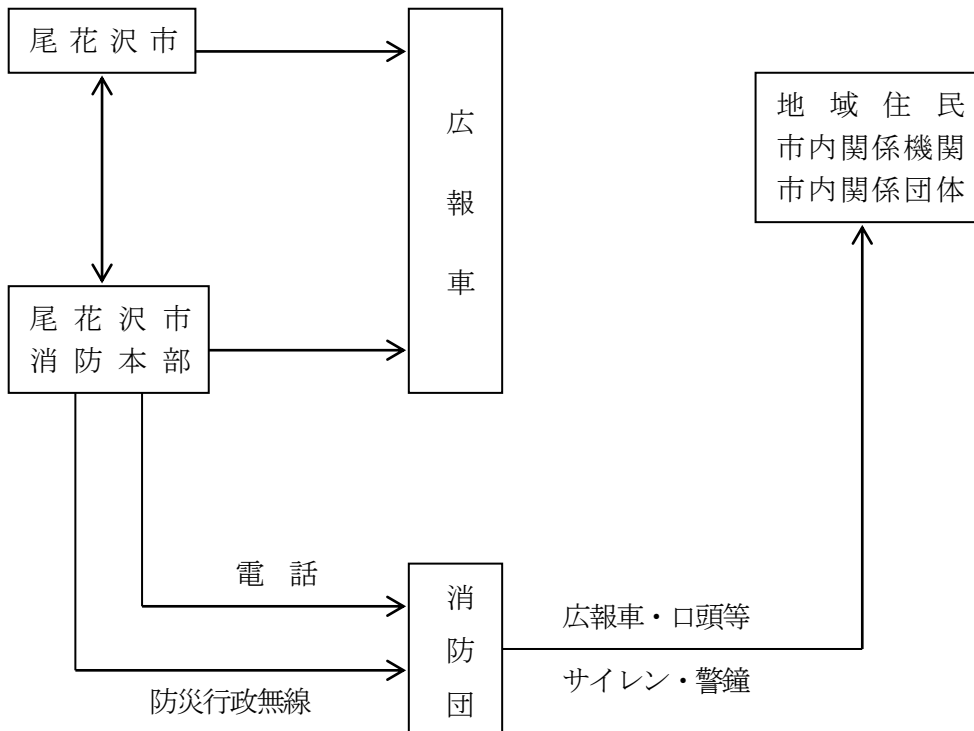
火災警報の発令基準は、資料のとおりとする。

② 火災警報の伝達系統

市は、火災警報を発し、又は解除したときは、防災行政無線、巡回広報車及び消防自動車等により、速やかに住民等に対しその旨を周知するとともに、県（防災危機管理課）に対し通報する。

火災警報の伝達系統は、次の系統により行う。

<火災警報の伝達系統図>



(3) 水防警報の伝達

水防法第10条の4の規定により国土交通大臣及び知事の発表する水防警報を受領したときは、水防警報の対象となる河川の関係者へ次により情報を伝達する。

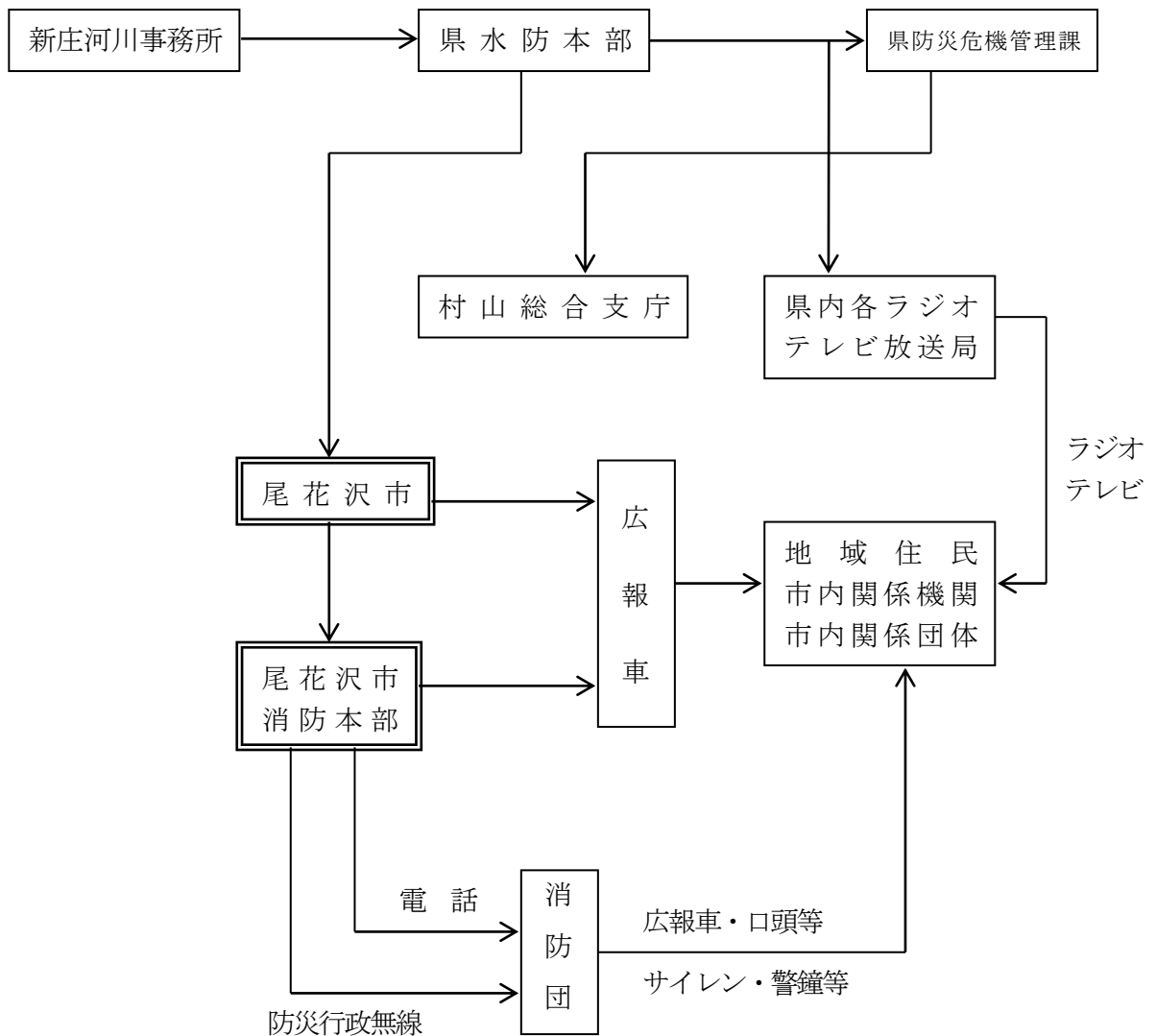
① 水防警報の発表

水防警報の発表は、国土交通大臣及び知事が発表する。

② 水防警報の伝達

水防警報伝達系統は、次の系統により伝達する。

<水防警報の伝達系統図>



(4) 自衛措置の取組

① 監視、パトロールの実施

市は、自衛措置として、震度3（屋内にいる人のほとんどが揺れを感じ、恐怖感を感じる人もいる。棚にある食器類が音を立てることがある。電線が少し揺れる。）以上の強い地震が起こった場合や気象特別警報・警報、大雨・洪水注意報が発せられた場合、消防団や自主防災組織の協力を得て監視、パトロールを行う。

② テレビ・ラジオの視聴

地震発生後少なくとも1時間以上、又は気象警報、大雨・洪水注意報が解除されるまで、テレビ・ラジオを視聴する。

(5) その他異常現象の通報

① 対象となる異常現象・気象

ア 異常現象

水面の昇降、地表面の亀裂、地すべり、異常出水、浸水、漏水等

イ 地震に関する事項

数日以上にわたり頻繁に感じるような地震

② 災害発生のおそれのある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を市長又は警察官に通報しなければならない。

③ 通報を受けた警察官は、速やかにその旨を市長に通報しなければならない。

④ 市長又は市長からその委任を受けた市の職員は、状況に応じて法第65条に基づき応急措置従事命令の権限を行使する。

⑤ 通報を受けた市長は、その旨を遅滞なく関係する次の機関に通報しなければならない。

ア 県知事（災害対策本部が設置されているときは同本部長）

イ 村山総合支庁、尾花沢警察署及びその他の防災関係機関

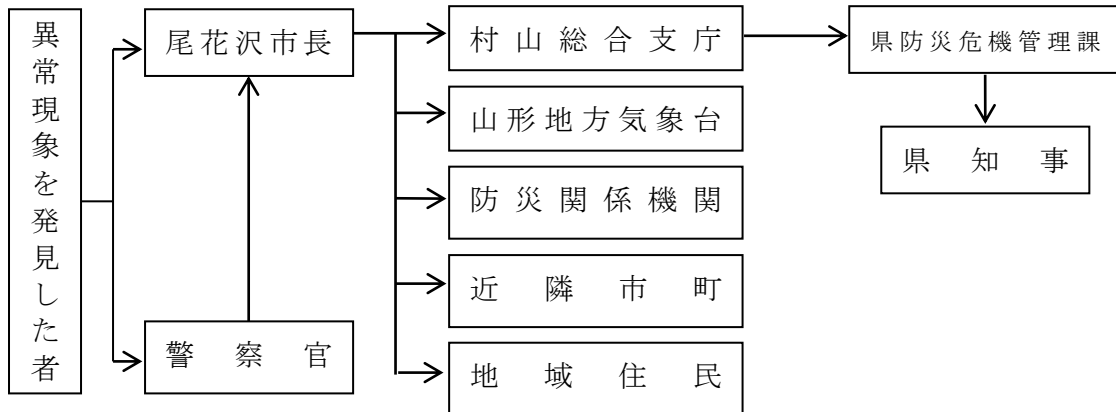
ウ 山形地方気象台

エ 近隣市町

⑥ 市長は、⑤による通報と同時に住民に周知させるとともに、とるべき必要な措置について指示する。

⑦ その他異常現象の通報は、次の系統による。

<その他異常現象の伝達系統図>



(6) 伝達不可能時の対応

災害の発生その他の事故により、警報等の伝達ができないときは、関係機関は相互に連絡をとり、警報等が速やかに住民に周知徹底するよう、応急的な措置を講じる。

4 資料

- ① 火災警報発令基準 (資料編 169 頁)
- ② 警報・注意報発表基準 (資料編 135 頁)

第3節 災害情報の収集・伝達計画

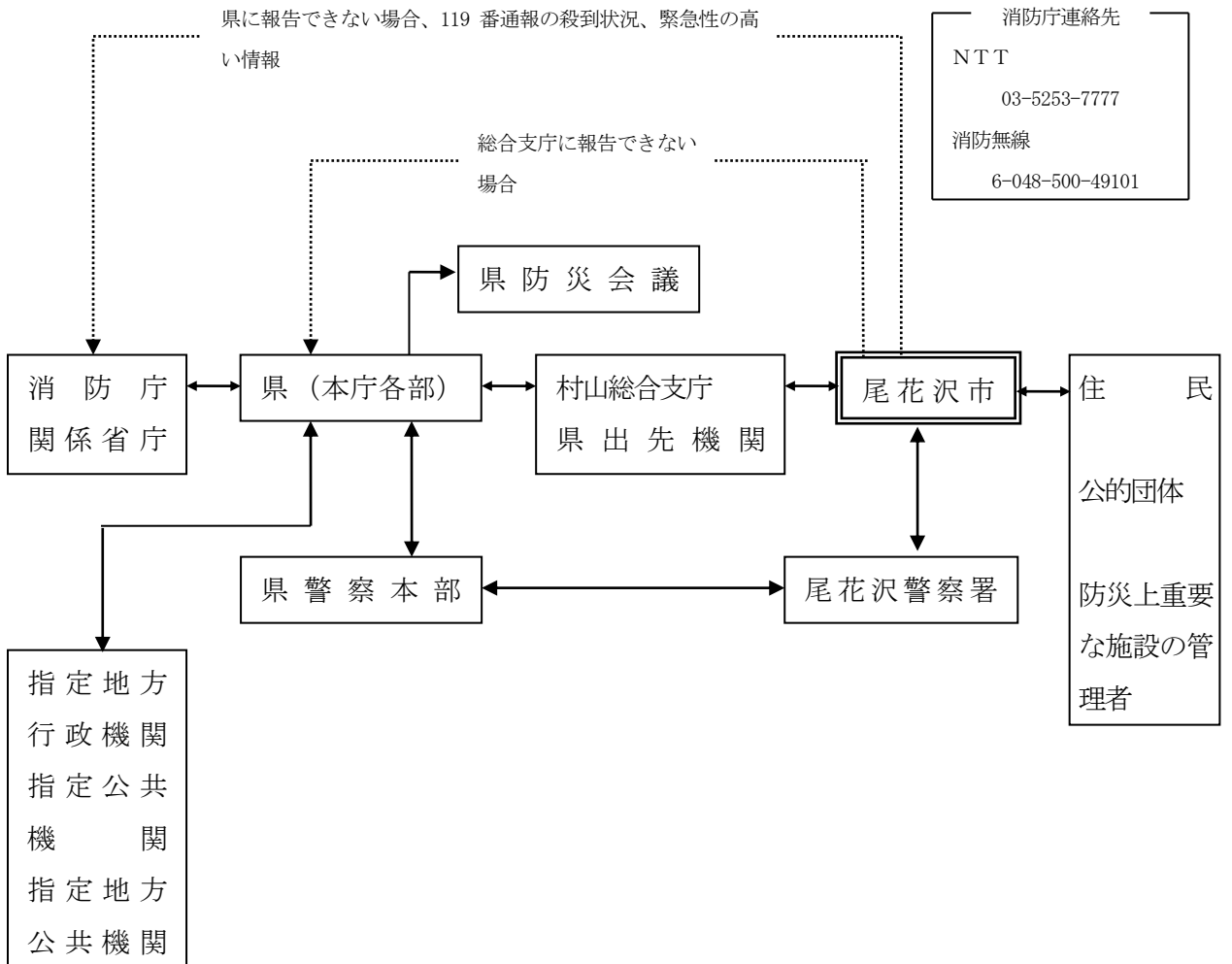
1 方針

災害発生時の災害応急対策を迅速かつ的確に実施するために、市及び防災関係機関が行う被災状況等の情報収集及び伝達について定める。

2 主な実施機関

尾花沢市	防災危機管理課、建設課、消防本部
関係機関	尾花沢市大石田町環境衛生事業組合

3 災害情報収集・伝達計画フロー

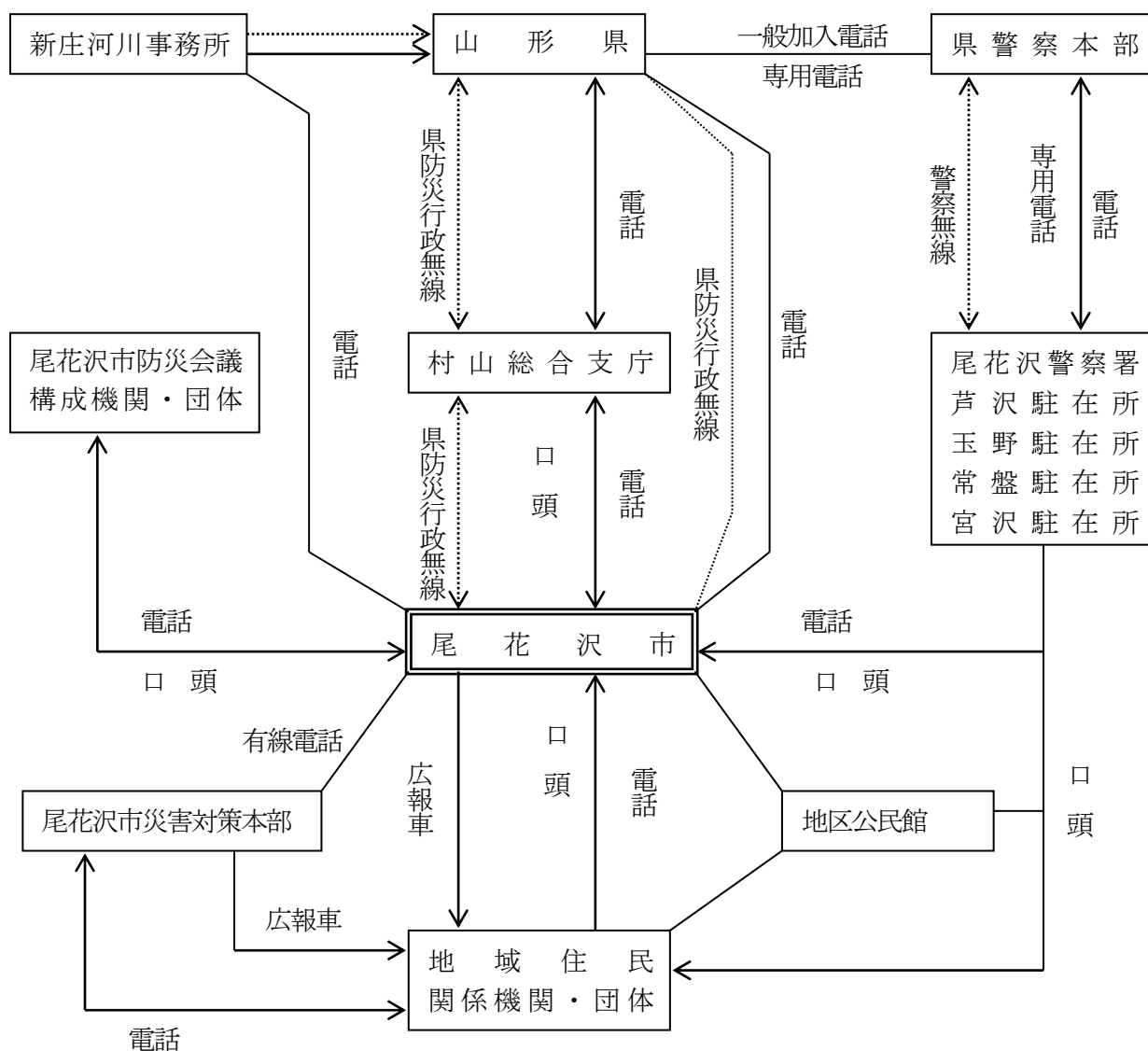


4 対策の内容

(1) 災害情報収集体制の実施内容

- ① 市は、各機関の所掌する事務又は業務に関して、積極的に職員を動員して、気象予警報や災害危険箇所等に関する情報を収集し、人命に関わる緊急情報については、直ちに関係機関、関係者に通報する。
- ② 市長は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、災害情報の収集に万全を期すため、市本部の各班長に対して、所属班員による情報収集活動を行わせるとともに、各地区の区長に対しては、地区公民館長を経て情報の収集と被害報告の任にあたらせる。
- ③ 情報収集は、有線電話で行う他、各部所属の班員が地域に出向しても情報を収集する。
- ④ 各部において収集した情報は、本部連絡員会議を開催して、本部連絡員室長が集約する。

<災害情報収集系統図>



(2) 災害情報の収集項目

災害発生時の情報及び被害状況の収集は、応急対策を実施するうえで、緊急性の高い人的被害に関する次の情報を優先的に収集し、関係機関に伝達する。

① 災害情報及び被害情報収集項目

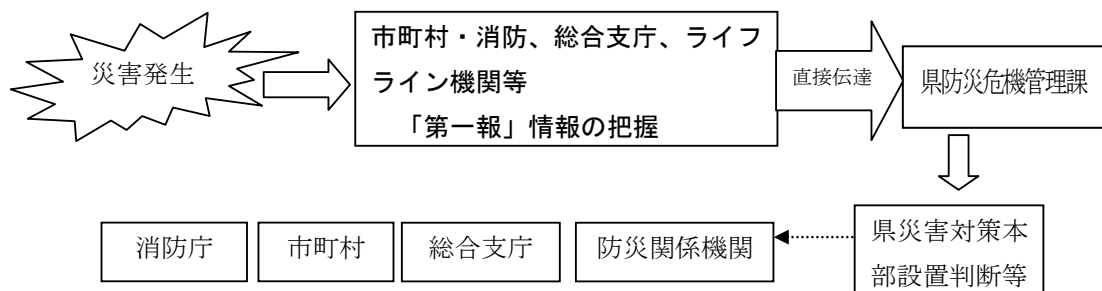
- ア 災害発生場所、時間及び災害発生のおそれがある区域
- イ 災害の種別及び規模
- ウ 人的被害及び物的被害等の被害内容
- エ 住民等の避難状況
- オ 気象の推移と災害の進行状況
- カ その他災害情報

(3) 災害発生直後の情報収集・伝達

① 県本部（防災危機管理課）への「第一報」情報等の提供

大規模な災害や事故等が発生し、以下のような場合、市及び各防災関係機関は直ちに県本部（防災危機管理課）へ情報を提供するものとする（大きな状況変化時も同じ。）。

- ア 大規模な災害発生初期において、住民の死傷、火災発生、建物倒壊、土砂災害発生等、被害程度を概観するうえで重大な情報（「第一報」）を把握した場合
- イ 人命救助、被害拡大阻止（火災発生・延焼、土砂災害等）の救援に関する情報を発する場合
- ウ 被害が甚大で通信網が混乱し、通常の情報収集伝達体制が機能しない場合



② 市における情報収集・伝達

ア 市は、市域において震度4以上を観測する地震が発生した場合は、人的被害、建物被害状況並びに火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、総合支庁に報告する。ただし、緊急を要する場合には、県本部（防災危機管理課）に直接報告する。発災直後で被害状況を十分に把握できない場合は、数値報告に代えて、災害の具体的状況や個別の災害情報等の概括情報を報告する。なお、通信途絶等により県本部（防災危機管理課）との連絡がとれない場合は、直接消防庁に報告する。

イ 市（消防機関を含む。）は、災害が同時多発し又は多くの死傷者が発生し、消防機関への119番通報が殺到した場合には、その状況を最も迅速な方法により、直ちに

県本部（防災危機管理課）及び消防庁に報告する。

ウ 孤立集落に係る情報収集対策

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、市は、所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県に連絡する。また、市は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

（４）災害応急対策活動実施時の情報収集・伝達

① 市・消防が次の情報を把握した場合

人的被害（死者、行方不明者、負傷者）、住家、市管理の庁舎、公の施設、社会福祉施設、市管理の土木施設、上水道、公共下水道及び農業集落排水に係る被害

② 市における活動

ア 県出先機関及びその他の関係機関の協力を得て、地域内の詳細な被害状況を調査する。

イ 把握した被害状況、応急対策活動状況及び災害対策本部の設置状況等について山形県災害報告取扱要領及び被害判定基準の定めにより、県支部（総合支庁）を通じて県本部（防災危機管理課）に報告する。

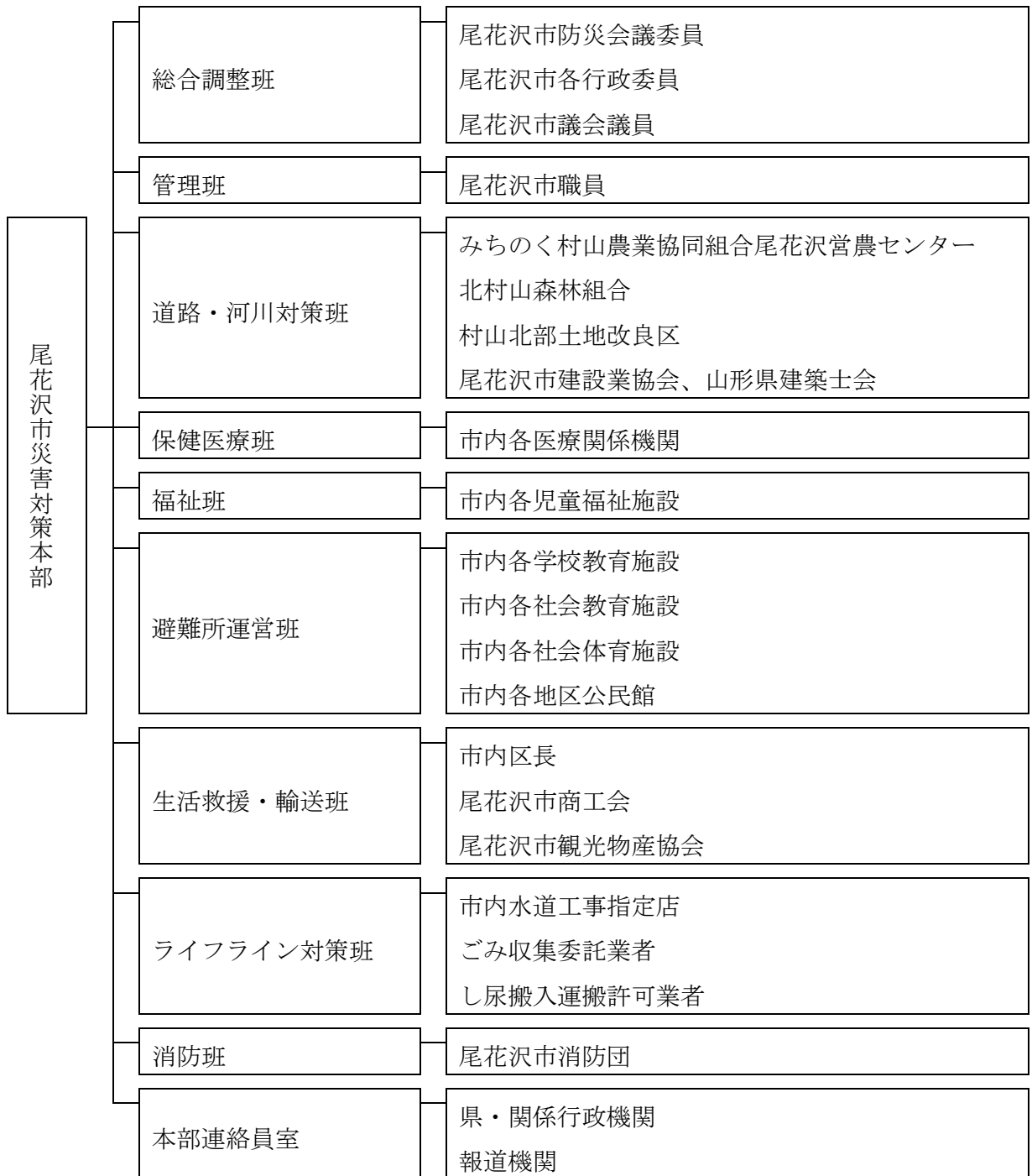
ウ 避難所を開設したとき又は避難住民により自主的に避難所が開設されたときは、これらの避難所との通信手段の確保に努めるとともに、市職員を派遣して、避難者の数や状況、必要な食料及び日常生活物資等の情報を効果的に収集する。

（５）災害情報の伝達

① 市は、消防機関、警察機関並びに防災関係機関が個別に収集した災害情報を本部員会議において集約分析し、統一した必要な情報を各部長から関係機関に伝達する。

② 本部連絡員室長は、本部員会議の結果に基づき一元的に主な情報を管理し、県及び関係行政機関又は報道機関に対して、災害発生区域、人的・物的被害状況、警戒活動及び災害応急対策等についての情報を公表する。

< 災害情報等連絡系統図 >



(6) 被害調査要領

災害現地調査は次の要領により行う。

- ① 災害発生初期には、全職員を挙げて、人命救助に必要な情報の収集体制をとる。
- ② 現地調査は、関係機関、諸団体及び自主防災組織等の応援を求めて実施する。
- ③ 各施設の指定管理者は、施設状況の情報収集を行い市へ報告する。
- ④ 被害調査にあたっては、県地域防災計画における被害判定基準の定めるところにより被害認定を行う。
- ⑤ 被害が甚大で、被害状況等の把握及び被害調査が不可能なとき、あるいは、被害調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求めて実施する。
- ⑥ 状況の把握、被害調査については、尾花沢警察署、県機関及び他の関係機関と密接な連絡のもとに行う。

(7) 被災状況等の報告

災害（法第2条第1項第1号に定める災害）が発生したときは、県（防災危機管理課）に災害発生及びその経過に応じて逐次状況を報告するとともに、関係機関に対しても通報する。

なお、県に報告できない場合、消防庁に直接報告する。この場合において、連絡がとれるようになった後は、原則どおりに報告する（法第53条）。

① 報告すべき事項

- ア 災害の原因
- イ 災害が発生した日時
- ウ 災害が発生した場所又は地域
- エ 被害の程度
- オ 災害に対してとられた措置
 - (ア) 災害対策本部の設置状況
 - (イ) 主な応急措置の状況
 - (ウ) その他必要事項
- カ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- キ その他必要な事項

② 報告の種類及び期日

被害状況は、災害の発生及び経過に応じて、災害情報、災害速報、災害中間報告、災害確定報告及び災害年報の5段階に区分し、県災害報告取扱要領に定める様式に基づいて報告する。

＜報告の種類及び期日＞

報告の種類	様式	提出期限	摘要
災害速報	第1号	即時	災害が発生するおそれがある場合、又は災害が発生したが被害(状況)が把握できないとき
災害情報	第2号～第13号	即時及び被害状況・対応状況の変動に伴い順次	災害が発生したとき
災害中間報告	第14号	消防防災課が指示するとき以降順次	
災害確定報告		応急対策を終了した後10日以内	
災害年報	第15号	毎年2月15日まで	毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況について、翌年1月31日現在で明らかになったもの

③ 防災情報システムの活用

災害情報は防災情報システムを中心に収集するとともに、県からの情報伝達及び各端末保有機関の情報共有手段としてシステムを活用する。

これが難しい場合は、一般電話、非常無線、非常電話、緊急電話、非常電報、緊急電報又は専用電話を活用して行う。災害確定報告は必ず文書で報告する。

(8) 各種被害報告

① 災害発生報告以外の各種被害報告

災害発生報告以外の各種被害報告については、関係法令及びそれぞれの機関が求める報告の取扱いによる。

次のア～コまでの被害について、関係機関は速やかに所轄の事項について報告を行う。

ア 人、住家被害等全般的被害

イ 道路被害等

ウ 河川被害

エ 砂防設備、地すべり・急傾斜地崩壊・土石流・土砂崩壊防止施設被害

オ 下水道施設被害

カ 貯水池、ため池等被害

キ 鉄道施設被害

ク 水道施設被害

ケ 電信電話施設被害

コ 電力施設被害

第4節 広報計画

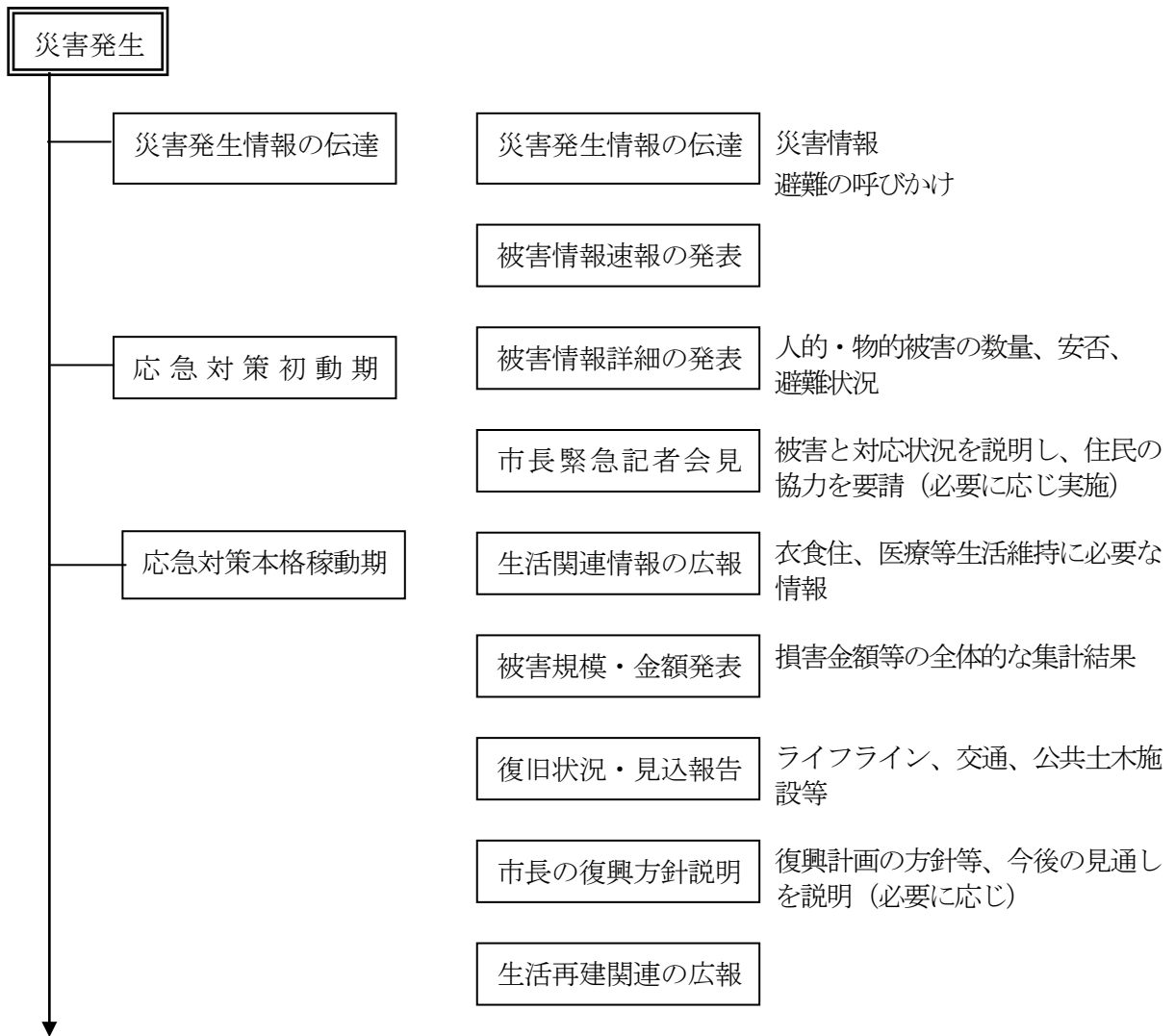
1 方針

災害が発生した場合に、迅速かつ的確に避難行動及び救援活動を実施し、流言飛語等による社会的混乱を防止するために、市、県、防災関係機関及び報道機関等が協力して行う広報活動について定める。

2 主な実施機関

尾花沢市	防災危機管理課、総合政策課、教育委員会、消防本部
関係機関	報道機関、県、防災関係機関

3 広報計画フロー



4 対策の内容

(1) 被災者への情報伝達活動

① 被災者への情報伝達

市は、被災者のニーズを十分把握し、地震・風水害等の被害、余震の状況、気象状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するよう努める。なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行う。

また、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの貼り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

② 住民への的確な情報伝達

市は、住民全体に対し災害に関する状況、安否情報、交通施設等の復旧状況、支援物資の取扱い等、ニーズに応じた情報を積極的に伝達する。

(2) 災害広報活動の要領

① 広報の内容

市が実施する広報活動において重点をおくべき事項は、次のとおりとする。

ア 安否情報

イ 避難、医療、救護及び衛生に関する情報

ウ 給水、炊出し及び物資配給に関する情報

エ 生活再建、仮設住宅、医療、教育及び復旧・復興計画に関する情報

オ 被災地支援に関すること（支援物資を小口・混載しないことやボランティア情報等）

カ その他被災住民の避難行動や生活に密接な関係がある情報

② 警戒段階・災害発生後の各段階における広報の基準

ア 警戒段階

（ア）気象予警報

（イ）雨量に関する情報

（ウ）河川水位に関する情報

（エ）災害危険箇所等に関する情報

イ 災害発生直後の広報活動（発災後概ね3～4時間以内）

（ア）災害発生を旨を速やかに周知する（発生時刻、場所及び被害状況等）。

ウ 災害応急対策初動期の広報事項（発災後概ね2日以内）

- （ア）安否情報
- （イ）住民に対する避難指示等
- （ウ）給水、炊出しの実施、物資の配給情報
- （エ）避難所の開設状況

エ 災害応急対策の本格稼働期（発災後概ね3日以降）

- （ア）消毒・衛生及び医療救護情報
- （イ）小中学校の授業再開予定
- （ウ）被害認定・罹災証明の発行
- （エ）仮設住宅への入居に関する情報

オ 復旧対策期の広報事項

- （ア）罹災証明の発行
- （イ）生活再建資金の貸し付け
- （ウ）災害廃棄物の処理方法及び費用負担等
- （エ）その他生活再建に関する情報

③ 実施方法

ア 住民に対しては、広報車、消防車、掲示、チラシ、防災行政無線、緊急速報メール、コミュニティ放送局・CATV（ケーブルテレビ）等のメディア及び市ホームページ、SNSの活用等により、災害広報を行う。また、自主防災組織及び消防団を通じた広報、周知を行う。

イ その他各機関には、電話、自治体ネットワークシステム、自動車等で情報伝達を行う。

ウ 報道機関への広報については、収集した情報の事実を確認し、速やかに公表する。その場合、規模が大きく、また、長時間にわたる災害については、公表時間を定めて行う等の措置をとる。

エ 無線FAX利用による同時送信の積極的利用（送信先の無線FAX番号の事前登録）。

オ 県等の関係機関、NHK等の放送機関、新聞社等への災害情報の提供と住民への伝達事項を依頼する。

カ アマチュア無線局の設置

災害発生時に市内外のアマチュア無線局を効果的に活用するため、庁舎内に無線局を設置する。

④ 安否情報の提供

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急

性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を提供する。また、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係機関と協力して被災者に関する情報収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追及されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居住がしられることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

ア 市は、死亡者、行方不明者等の個人に関する情報を把握し、必要に応じて安否情報として提供する。なお、行方不明者等の安否情報については、必要に応じて報道機関の協力を得て広報する。

⑤ 広報活動にあたっての留意点

ア 視覚・聴覚障がい者にも情報が十分に伝わるよう、必要に応じて点字と音声の組み合わせ、文字や絵を組み合わせた情報の伝達、掲示板及びボランティアの派遣等の措置を講じる。

イ 外国人の被災者のために、関係機関と協力して、通訳の配置、図やイラストの使用、多様な言語による表示・放送等の措置に努める。

ウ 被災地から一時的に退去した被災者にも、生活再建、復旧計画等に関する情報が十分に伝わるよう連絡先の把握、情報伝達手段の確保に努める。

(2) 災害広聴体制の整備

被災者からの相談・要望・苦情等を受け、適切な処置を行うため、次のような体制を整備し、広聴活動の展開を図る。

- ① 被災住民、自主防災組織の相談に応じる窓口を総合調整班に開設する。
- ② 避難所等に臨時被災相談所を設け、相談、要望等を聴取し、速やかに関係各対策班に連絡して早期解決に努める。
- ③ 避難所等に相談所が設置されないときは、各避難所の責任者が相談等に応じる。

第3章 避難計画

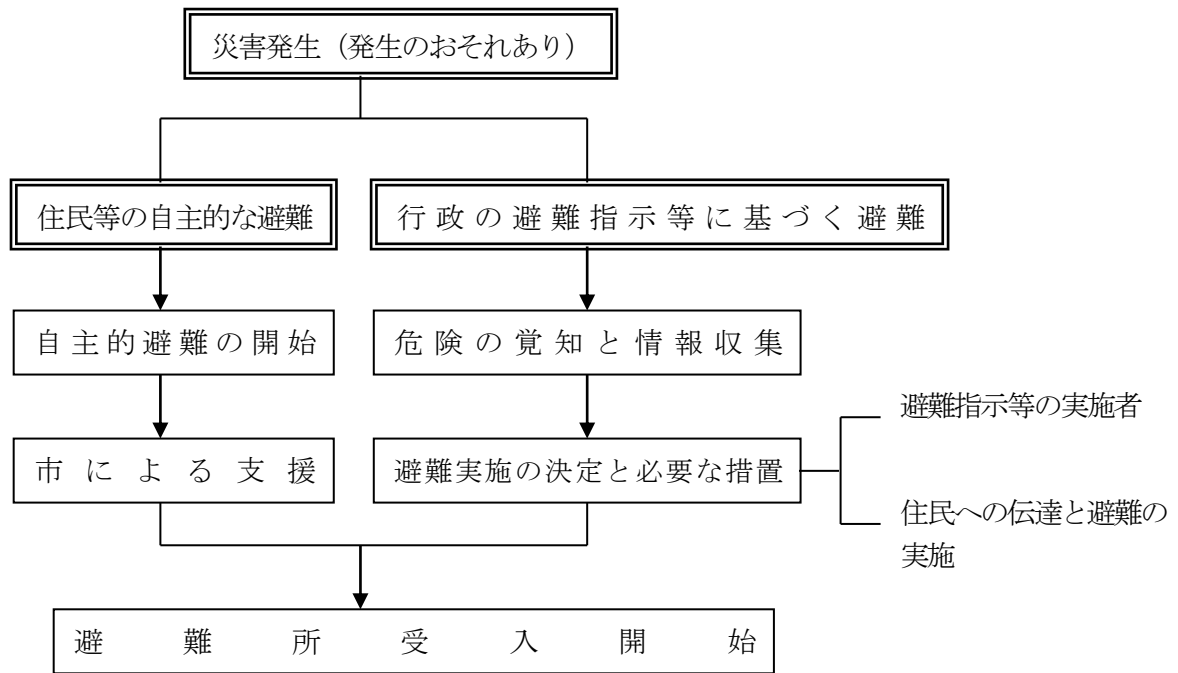
1 方針

災害から地域住民の生命・身体等を保護するための、住民の自主的避難行動並びに市及び防災関係機関が実施する避難活動等について定める。

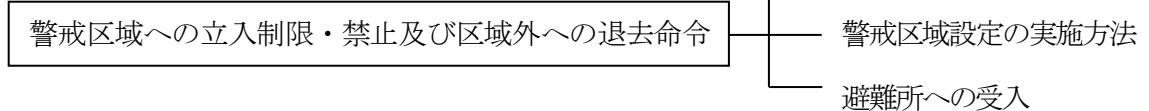
2 主な実施機関

尾花沢市	防災危機管理課、教育委員会、消防本部
関係機関	自主防災組織

3 避難指示等応急対策フロー



※避難指示等：高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保



4 対策の内容

(1) 住民等の自主的な避難

住民等は、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、災害発生のおそれの高まりに応じて、自らの判断で避難行動をとることを原則とする。市は、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相

当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。

市は、住民等の主体的な避難行動を支援するため、平時から防災教育の推進及び防災知識の普及を図るとともに、災害が発生又は発生するおそれがある場合は、主体的な避難行動を促す情報提供を行うものとする。

① 自主的避難の開始

住民等は、危険が切迫し又は現実に被災したことにより自主的に避難する場合は、近隣住民にも状況を伝達するとともに、市へ避難先、避難人数等を連絡するように努める。

また、危険の切迫により避難する際は、できるだけ近隣住民がまとまって行動し、高齢者等の要配慮者の安全確保と避難の補助を心掛ける。

② 支援措置

市は、住民等から自主的避難を開始した旨の連絡を受けた場合は、直ちに職員等を被災地あるいは危険が切迫している地域に派遣し、避難行動の支援及び避難所予定施設の開放等の措置を行う。避難所予定施設は、あらかじめ鍵を近隣住民に保管してもらう等、住民が自主的に避難してきた場合に、直ちに受入れられるようにしておく。

(2) 行政の避難指示等に基づく避難

① 危険の覚知と情報収集

市は、災害情報を収集するとともに、所管区域内のパトロールを強化して、危険箇所の把握に努めることで、避難指示等を適切なタイミングで発令するよう留意する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

また、土砂災害防止法 28 条、第 29 条及び第 31 条に基づき、大規模な土砂災害が急迫している状況において、市が適切な避難指示等の判断等を行えるよう、特に高度な技術を要する土砂災害については国が、その他の土砂災害については県が、被害の想定される区域・時期を調査し、情報を市に提供する。市は、その情報を基に速やかに避難指示等を発令する。

さらに、市は、避難指示等の発令にあたり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行い、避難指示等の解除にあたっては、十分に安全性の確保に努めるものとする。

② 高齢者等避難発令の実施

市長は、管轄区域内において災害が発生するおそれがあり、高齢者等の避難行動要支援者が避難行動を開始する必要があると認められる場合は高齢者等避難を発令し、速やかにその旨を知事に報告する。また、必要に応じて警察署長及び消防署長に、住民の避難誘導への協力を要請する。

市は、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所等を開設し、住

民等に対し周知徹底を図る。

避難行動要支援者は、避難行動に時間を要することから、高齢者等避難の発令をもって避難行動を開始するものとし、また、その支援者は避難誘導等の措置を適切に実施する。

③ 避難指示等発令の実施責任者

避難指示等は法第60条に基づき、原則として市長が実施する。

市は、避難指示等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。

避難指示等の発令は、市長のほか、法令に基づき知事、警察官、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛隊が実施する場合もある。具体的には、次の表のとおり。

< 避難指示等 >

	警戒レベル	実施責任者	措置	実施の基準
				指示等を実施した場合の通知等
高齢者等避難	3	市長	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者等の要配慮者への避難行動開始の呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> 災害が発生するおそれがあり、要配慮者が避難行動を開始する必要があると認めるとき 高齢者以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主避難を呼びかける
避難指示	4	市長	<ul style="list-style-type: none"> 立退きの指示 立退き先の指示 	<ul style="list-style-type: none"> 災害が発生し又は発生するおそれがある場合で、特に必要があると認める場合 ⇒避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し直ちにその旨を公示
		知事	<ul style="list-style-type: none"> 立退きの勧告 立退き先の指示 	<ul style="list-style-type: none"> 市長がその全部又は大部分の事務を行うことができないと認める場合 ⇒避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し直ちにその旨を公示
緊急安全確保	5	市長	<ul style="list-style-type: none"> 命を守るための最善の行動をとるよう呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、避難のための立退きにより、かえって人の生命や身体に危険が及ぶおそれがあり、緊急を要すると認めるとき ※市が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に必ずしも発令されるものではないことに留意
				市長→(報告)→知事
避難の指示等		知事、その命を受けた県職員又は水防管理者	<ul style="list-style-type: none"> 立退きの指示 	<ul style="list-style-type: none"> 洪水の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき(水防法第29条) 水防管理者→(通知)→警察署長
		知事又はその命を受けた県職員	<ul style="list-style-type: none"> 立退きの指示 	<ul style="list-style-type: none"> 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき(地すべり等防止法第25条) 知事又はその命を受けた県職員→(通知)→警察署長
		警察官	<ul style="list-style-type: none"> 立退き先の指示 	<ul style="list-style-type: none"> 市長が立退きを指示することができないと認める場合、又は市長から要求があった場合(災害対策基本法第61条) 警察官→(通知)→市長→(報告)→知事
			<ul style="list-style-type: none"> 避難等の措置 	<ul style="list-style-type: none"> 重大な被害が切迫すると認める場合、警告を発し、特に急を要する場合、危害を受けるおそれがある者に対し必要な限度で避難等の措置(警察官職務執行法第4条) 警察官→(報告)→公安委員会
		災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	<ul style="list-style-type: none"> 避難等の措置 	<ul style="list-style-type: none"> 警察官がその場にいらない場合、「警察官職務執行法第4条」による避難等の措置(自衛隊法第94条) 自衛官→(報告)→防衛大臣の指定する者

なお、市は、避難指示等の発令の際には、指定緊急避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく

避難指示を発令する。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知する。

④ 避難情報と居住者等がとるべき行動

居住者等がとるべき行動	
【警戒レベル3】 高齢者等避難	危険な場所から高齢者等は避難 <ul style="list-style-type: none"> ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・その他も必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自主的に避難を開始することが望ましい。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。
【警戒レベル4】 避難指示	危険な場所から全員避難 ○指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 「 <ul style="list-style-type: none"> ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。 」
【警戒レベル5】 緊急安全確保	災害発生又は切迫 <ul style="list-style-type: none"> ・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。 ・市が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に必ず発令されるものではないことに留意する。 ・ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また、本行動をとったとしても、身の安全を確保できるとは限らない。

※1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

※2 屋内安全確保：その時点で居る建物内において、より安全な部屋等への移動

注 突発的な災害の場合、市長からの避難指示等が間に合わないこともあるため、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

⑤ 住民等への伝達と避難の実施

避難情報の発令は、警戒レベル及び次の事項を明示して行う。

ア 高齢者等避難の内容

- (ア) 警戒レベル、要避難準備対象地域
- (イ) 避難準備理由
- (ウ) 避難先
- (エ) 避難経路
- (オ) 避難時の注意事項等（戸締まり、携帯品、服装等）

イ 避難指示の内容

- (ア) 警戒レベル、要避難対象地域

- (イ) 避難理由
- (ウ) 避難先
- (エ) 避難経路
- (オ) 避難時の注意事項等（戸締まり、携帯品、服装等）

ウ 緊急安全確保の内容

警戒レベル、災害発生区域、災害概況、命を守るための最善の行動をとることを発令する。

⑥ 避難の広報

ア 市は、防災行政無線（戸別受信機を含む。）をはじめ、Ｌアラート（災害情報共有システム）、サイレン、警鐘、無線、広報車、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）及びワンセグ等あらゆる広報手段の複合的な活用を図り、住民、要配慮者利用施設等の施設管理者等に対して迅速に避難指示等を周知・徹底する。

イ 市は、避難行動要支援者への指示にあたっては、あらかじめ指定した避難支援者、地域の消防団、自主防災組織等を通じ確実に伝達する。

ウ 市は、住民に対する避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動を取りやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

エ 市は、危険の切迫性に応じ避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

(3) 避難指示等の判断基準に基づいた避難指示等の発令

避難判断水位等到達情報が発表された場合や土砂災害警戒情報等が発表された場合は、以下の避難指示等の判断基準に基づき、避難指示等を発令する。避難指示等の避難情報の発令にあたっては、今後の気象予測や河川巡視等の情報を含めて総合的に判断する。

< 避難指示等の判断基準（河川の氾濫の場合） >

区分	判断基準
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<p>1：洪水予報河川及び水位周知河川の、次の水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）に到達したと発表され、かつ、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれている場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最上川の 大石田観測所（大石田町） [国土交通省]：16.50m ・丹生川の 母袋観測所 [県]：2.60m ・丹生川の 行沢観測所 [県]：3.10m ・朧気川の 朧気観測所 [県]：3.30m

区分	判断基準
	<ul style="list-style-type: none"> ・野尻川の野黒沢観測所 [県] : 2.10m 2 : 洪水予報河川及び水位周知河川の、次の水位観測所の水位が氾濫危険水位 (レベル4水位) に到達することが予想される場合 (急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合) <ul style="list-style-type: none"> ・最上川の大石田観測所 (大石田町) [国土交通省] : 16.90m ・丹生川の母袋観測所 [県] : 2.70m ・丹生川が行沢観測所 [県] : 3.20m ・朧気川の朧気観測所 [県] : 3.40m ・野尻川の野黒沢観測所 [県] : 2.20m 3 : 次の水位観測所の水位が一定の水位 (氾濫注意水位 (警戒レベル2水位)) を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合※ <ul style="list-style-type: none"> ・最上川の大石田観測所 (大石田町) [国土交通省] : 13.80m ・丹生川の母袋観測所 [県] : 2.30m ・丹生川が行沢観測所 [県] : 2.90m ・朧気川の朧気観測所 [県] : 2.60m ・野尻川の野黒沢観測所 [県] : 1.40m <ul style="list-style-type: none"> ①上記の観測所より上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②上記の河川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合 ③上記の観測所より上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 4 : 洪水キキクル (洪水警報の危険度分布) で市内河川に「警戒 (赤) [警戒レベル3相当]」が表示された場合 5 : 浸水キキクル (大雨警報 (浸水害) の危険度分布) により、市域内に「警戒 (赤) [警戒レベル3相当]」が表示された場合 6 : 軽微な漏水・侵食等が発見された場合 7 : 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1 : 洪水予報河川及び水位周知河川の、次の水位観測所の水位が氾濫危険水位 (レベル4水位) に到達したと発表された場合 <ul style="list-style-type: none"> ・最上川の大石田観測所 (大石田町) [国土交通省] : 16.90m ・丹生川の母袋観測所 [県] : 2.70m ・丹生川が行沢観測所 [県] : 3.20m ・朧気川の朧気観測所 [県] : 3.40m ・野尻川の野黒沢観測所 [県] : 2.20m 2 : 洪水予報河川及び水位周知河川の、次の水位観測所の水位が堤防天端高 (又は背後地盤高) を越えることが予想される場合 (急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合)

区分	判断基準
	<p>・最上川の大石田観測所（大石田町）〔国土交通省〕</p> <p>・丹生川の母袋観測所〔県〕</p> <p>・丹生川の行沢観測所〔県〕</p> <p>・朧気川の朧気観測所〔県〕</p> <p>・野尻川の野黒沢観測所〔県〕</p> <p>3：次の水位観測所の水位が一定の水位（避難判断水位（レベル3水位））に到達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合</p> <p>・最上川の大石田観測所（大石田町）〔国土交通省〕：16.50m</p> <p>・丹生川の母袋観測所〔県〕：2.60m</p> <p>・丹生川の行沢観測所〔県〕：3.10m</p> <p>・朧気川の朧気観測所〔県〕：3.30m</p> <p>・野尻川の野黒沢観測所〔県〕：2.10m</p> <p>①上記の観測所より上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合</p> <p>②上記の河川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合</p> <p>③上記の観測所より上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合</p> <p>4：洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で市内河川に「危険（紫）〔警戒レベル4相当〕」が表示された場合</p> <p>5：浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）により、市域内に「危険（紫）〔警戒レベル4相当〕」が表示された場合</p> <p>6：異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>7：避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合※</p> <p>※3については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法の一つ又は複数選択する。</p> <p>※7については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断する。</p>
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、例えば以下の1～7のいずれかに該当する場合が考えられる。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。</p> <p>（災害が切迫）</p> <p>1：次の水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位に到達した場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合）</p> <p>・最上川の大石田観測所（大石田町）〔国土交通省〕</p> <p>・丹生川の母袋観測所〔県〕</p> <p>・丹生川の行沢観測所〔県〕</p>

区分	判断基準
	<ul style="list-style-type: none"> ・朧気川の朧気観測所 [県] ・野尻川の野黒沢観測所 [県] <p>2：洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で市内河川に「災害切迫（黒）[警戒レベル5相当]」が表示された場合</p> <p>3：浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）により、市域内に「災害切迫（黒）[警戒レベル5相当]」が表示された場合</p> <p>4：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>5：尾花沢市へ大雨特別警報（浸水害）が発表された場合</p> <p>6：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるを得ない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する）（災害発生を確認）</p> <p>7：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）</p> <p>※発令基準例1～6を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準例7の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。</p>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ●避難指示等の発令にあたっては、市内外の水位観測所・雨量観測所の各種気象情報を含め総合的に判断する。 ●上記の情報のほか、気象予警報、近隣の雨量などを関連付ける方向で検討する必要がある。
避難指示等の解除	<ul style="list-style-type: none"> ●解除については、気象警報等の解除、今後の気象状況等を総合的に判断して行う。

< 避難指示等の判断基準（土砂災害の場合） >

区分	判断基準
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■以下のいずれかに該当する場合に、高齢者等避難を発令する。 <p>1：大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報 [土砂災害]）が発表され、かつ、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）が「警戒（赤）[警戒レベル3相当]」となった場合（※大雨警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル3「高齢者等避難」の発令対象区域は適切に絞り込むこと）</p> <p>2：数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合</p> <p>3：警戒レベル3「高齢者等避難」の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p>

区分	判断基準
	<p>(大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報[土砂災害])に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など)(夕刻時点で発令)</p> <p>※土砂災害の危険度分布は最大2～3時間先までの予測である。このため、上記の1において、高齢者等の避難行動の完了までにより多くの猶予時間が必要な場合には、土砂災害の危険度分布の格子判定が出現する前に、大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報[土砂災害])の発表に基づき警戒レベル3高齢者等避難の発令を検討する。</p>
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>■以下のいずれかに該当する場合に、避難指示を発令する。</p> <p>1：土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])が発表された場合(※土砂災害警戒情報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル4「避難指示」の発令対象区域は適切に絞り込むこと)</p> <p>2：土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で「危険(紫)[警戒レベル4相当]」となった場合</p> <p>3：警戒レベル4「避難指示」の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令)</p> <p>4：警戒レベル4「避難指示」の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令)</p> <p>5：土砂災害の前兆現象(山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等)が発見された場合</p> <p>※夜間・未明であっても、1～2又は5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4「避難指示」を発令する。</p>
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>(災害が切迫)</p> <p>1：大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当情報[土砂災害])が発表された場合(※大雨特別警報(土砂災害)は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5「緊急安全確保」の発令対象区域は適切に絞り込むこと)</p> <p>2：土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で「災害切迫(黒)[警戒レベル5相当]」となった場合 (災害発生を確認)</p> <p>3：土砂災害の発生が確認された場合</p> <p>※1～2を理由に警戒レベル5「緊急安全確保」を発令済みの場合、3の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5「緊急安全確保」を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動</p>

区分	判断基準
	等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ●避難指示等の発令にあたっては、国や県及び関係機関等に助言を求め、市内外の雨量観測所の各種気象情報を含め総合的に判断する。 ●本表は土砂災害のうち、土石流や集中的に発生するがけ崩れを想定しているが、地すべりについても、斜面の勾配等を考慮し、これに準ずる。 ●上記の情報のほか、気象予警報、近隣の雨量などを関連づける方向で検討する必要がある。
避難指示等の解除	避難指示等の解除は土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が解除された段階を基本とするが、土砂災害は降雨が終わった後であっても発生することがあるため、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことを確認するとともに、現地の状況を踏まえ、土砂災害の危険性について国や県の土砂災害等の担当者に助言を求めることを検討し、総合的に判断する。

（4）警戒区域の設定

① 警戒区域の設定

災害が発生し又は発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは警戒区域を設定する。

なお、災害の種類に応じた警戒区域設定権者は次のとおりである。

<警戒区域設定権者>

災害種別	設定権者	根拠	備考
災害全般	市長又はその委任を受けて市長の職権を行う市の吏員	法第 63 条第 1 項	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、特に必要があると認めるとき。
	警察官	法第 63 条第 2 項	市長又はその委任を受けて市長の職権を行う市の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。
	災害派遣を命じられた自衛隊部隊等の自衛官	法第 63 条第 3 項	市長又は市長の職権を行うことができる者がその現場にいない場合に限る。
火災	消防長・消防署長	消防法第 23 条の 2	ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合で、火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときに火災警戒区域の設定

災害種別	設定権者	根拠	備考
	消防職員・消防団員	消防法第28条	火災の現場において消防警戒区域の設定
	警察官	消防法第28条	火災の現場において消防警戒区域の設定について、消防職員又は消防団員が火災の現場にいないときに限る。
水災	水防団長・水防団員 消防機関に属する者	水防法第21条	水防上緊急の必要がある場所において、警戒区域を設定
	警察官	水防法第21条	水防団長、水防団員、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。

② 警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った場合は、避難指示と同様、関係機関及び住民にその内容を周知する。

(5) 避難の誘導

市は、避難誘導にあたっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域、雪崩危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

また、避難行動要支援者の避難誘導等が避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき適切に実施されるよう必要な措置を講じる。

① 避難の方法

ア 自主防災組織及び事業所等の防災組織は、避難指示があった場合において、避難先での救助物資の配給等を考慮し、可能な限り行政区等の集団避難方式により段階的に避難地等へ避難させる。

イ 市や自主防災組織等が機能しない状況下においては、住民はラジオ等の災害報道又は周囲の被災状況に応じて、自主的に最寄りの広場、グラウンド等安全な場所及び避難所等へ避難する。

ウ 最寄りの広場、グラウンド及び避難所等へ避難した住民等については、当該場所に危険が迫ったときは、市職員又は警察官等の誘導のもとで、他の安全な避難所等へ避難させる。

エ 状況により、要配慮者又は歩行困難者について適当な場所に集合させ、車両等による輸送を行う。

オ 帰宅が困難な状況においては、避難地から避難所へ市職員又は警察官の誘導のもとで移動させる。

② 避難路の確保

ア 障害物の排除

迅速かつ安全な避難を確保するため、市職員の派遣及び道路管理者、警察官、自主防災組織の協力により避難路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図る。

イ 誘導員の配置

避難誘導にあたっては、避難路等の要所に誘導員を配置し、避難中の混乱による事故等の防止に努める。

ウ 必要に応じ、県知事に対して車両、舟艇及びヘリコプター等の支援の確保を要請する。

③ 避難者の確認

ア 避難指示を発した地域に対しては、避難終了後速やかに警察官、消防職（団）員等による巡視を行い、立ち退きが遅れた者等の有無の確認に努め、立ち退きが遅れた者がいる場合は救出する。

イ 避難指示に従わない者については説得に努め、状況に応じては強制措置をとる。

(6) 要配慮者等の避難

近隣の住民の協力を得て避難することになるため、避難行動要支援者避難支援プランに基づきあらかじめ住民の協力体制を確立しておく。

(7) 学校等における避難対策

学校、社会福祉施設等、多数の者が出入りする施設の防火責任者等は、あらかじめ定めである消防計画に基づき、迅速な避難体制を確保する。

(8) 積雪期の避難対策

① 避難路の確保

積雪期に災害がおこった場合は、防災関係機関と連携し、避難路の状況の的確な判断及びその確保に努める。

② 寒冷期における避難所対策

寒冷期においては、避難所の健康管理対策として暖房設備の設置が欠かせないものであるため、暖房器具、暖房用燃料の確保等に努める。

(9) 帰宅困難者、外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供

① 帰宅困難者に対する避難情報等の提供

市及び公共機関は、公共交通機関が運行を停止するなど自力で帰宅することが困難な帰宅困難者に対し、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、多様な手段、経路を通じて避難所に関する情報や道路状況、鉄道等の交通の運行、復旧状況等帰宅手段に関する情報を提供するよう努める。

② 外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供

市及び公共機関は地理に不案内で、かつ日本語の理解も十分でない外国人及び地理に不案内な旅行者、出張者に対し多様な言語及び手段、経路を通じて避難所に関する情報や鉄道等の交通の運行、復旧状況等移動手段に関する情報を提供するよう努める。

5 資料

① 指定避難所・避難施設

(資料編 269 頁)

第4章 避難所運営計画

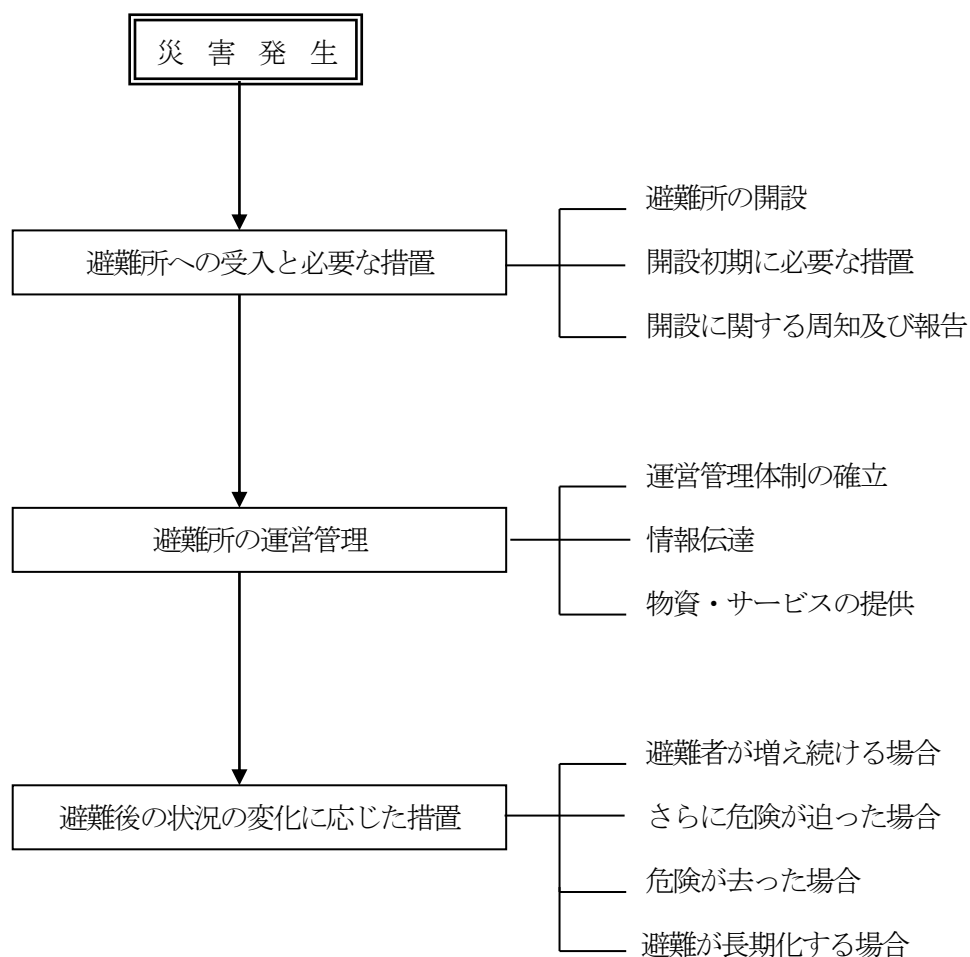
1 方針

災害が発生した場合に、開設する避難所の的確かつ円滑な運営について定める。

2 主な実施機関

尾花沢市	防災危機管理課、福祉課（福祉事務所）、教育委員会
関係機関	自主防災組織

3 避難所運営計画フロー



4 対策の内容

(1) 避難所への受入と必要な措置

① 避難所の開設

市は、住民に避難指示等を発令した場合、又は避難場所に避難した住民が住家の倒壊等により収容が必要となった場合は、あらかじめ指定した避難所の管理者に連絡し、原則として屋内施設に避難者を受入れるよう指示するとともに、速やかに市職員を避難所に派遣し、円滑な運営に努める。施設への緊急入所を要しない程度の要介護高齢者、障がい者等の要配慮者のために福祉避難所を整備し、一般の避難所からの誘導を図る。

なお、開設期間は、災害救助法が適用された場合、災害発生の日から7日以内の期間に限られるが、期間を延長する必要がある場合は、知事の事前承認を受ける。

ア 災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。

なお、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。

イ 避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を県に報告する。併せて、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応にあたる職員等の感染症対策徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた開設・運営に努める。

ウ 特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

エ 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。さらに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮して、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

オ 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

② 開設初期に必要な措置

ア 避難者数の把握

市は、避難住民の代表者等と協力して、避難者の受付台帳を作成し、避難者の人数及びその内訳（男女別・年齢別等）を把握する。また、避難所以外で生活している被災者も想定されるため、これら被災者にかかる情報の把握に努める。

イ 避難所の運営リーダーの選出

市は、避難所の避難者、地域住民、施設管理者、自主防災組織及びボランティア等

の中から統率力、実行力及び判断力を有する者を運営リーダーとして選出する。

ウ 物資等の調達

市は、避難所の状況を確認後、必要となる物資等の調達を早急に行う。なお、避難所毎に必要な最小限の物資を備蓄しておくように努める。特に、災害発生時に孤立化が懸念される集落においては、重点的に備蓄を行うよう努める。

エ 通信手段の確保

市は、避難所と市役所との通信手段を確保する。

オ 避難所以外で生活している被災者への配慮

市は、避難者の事情により避難所外で車中泊を行っているなどやむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。

③ 開設に関する周知及び報告

市は、速やかに住民等に周知徹底するとともに、警察署及び消防署等関係機関に設置場所及び設置期間等を周知し、避難所に受入れるべき者を誘導し保護する。

また、避難所開設に係る次の事項を県に速やかに報告する。

ア 避難所開設の日時及び場所

イ 開設箇所数及び避難所の名称

ウ 避難者数

(2) 避難所の運営管理

市は、避難所となった施設の管理者等の協力を得て、次により避難所が円滑に運営されるよう管理する。

① 運営管理体制の確立

市は、避難施設の管理者及び避難所の運営リーダーと協議し、女性を含めた避難所運営チームを設け、運営管理に協力を依頼する。

② 情報伝達

市は、避難所運営チームと協力し、避難者に対して被害状況、安否情報及び生活情報等を口頭で説明するほか、テレビ、ラジオを設置することなどにより情報を提供する。また、特殊公衆電話を避難所に設置し通信手段の確保に努める。

③ 物資・サービス等の提供

市は、避難所運営チームを通して避難者のニーズを把握し、必要な物資・サービスを提供する。

④ 運営に係る留意事項

ア 必要に応じ、避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努め、同行避難があった場合の対応について具体的な検討を進めるとともに、獣医師会や動物取

扱業者等から必要な支援が受けられるよう、平時から連携に努めるものとする。また、発災時には、同行避難の状況について把握に努める。

イ 避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努め、適切に受け入れることとする。

ウ 被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

エ 住民の避難が数日以上にわたる場合は、避難所運営にあたって次の点に留意し、特に、高齢者、障がい者、病人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の処遇について十分に配慮する。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるとともに、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態を把握し、必要な措置を講じるよう努める。

オ 避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

(ア) 避難者の栄養、健康等

避難者のニーズに応じ、年齢、性別、サイズ等に配慮した生活必需品（下着、生理用品等）の確保に努めるとともに、栄養及び健康状態に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬期には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。

(イ) 衛生、給食及び給水等対策

- a 入浴機会の確保及び、ごみ処理等の衛生面に十分配慮する。
- b 炊出し施設を設ける等により、応急的な食料供給体制を確保する。
- c 配食等にあたっては管理栄養士の関与に努める。
- d トイレの確保及び衛生面に十分配慮する。

(ウ) 被災者のプライバシー保護、メンタル相談等の対策

被災者のプライバシー保護やメンタル相談等の対応について配慮する。

(エ) 要配慮者に配慮した運営、環境整備

- a 掲示板、チラシ、通訳者の配置等要配慮者の特性に応じた多様な情報提供手段を用いる。
- b 食料や救援物資が平等に配分されるように配慮する。

- c 施設のバリアフリー化を図るとともに、要配慮者専用スペースの確保について配慮する。
- d 医療・保健福祉サービスが適切に実施されるよう配慮する。

(オ) 避難所運営への女性の参画促進

市は、避難所の運営において、男女共同参画の観点から、運営リーダーを男女両方配置するよう努めるとともに、女性の運営役員への参画など、男性に偏った運営体制とならないよう配慮する。

(カ) 男女のニーズの違いに配慮

市は、男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点に配慮した避難所の運営管理に努める。

特に、女性専用物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

市は、避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性専用と男性専用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察・病院・女性支援団体との連携のもと被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

(キ) 各機関への協力要請

市は、避難所運営に際し、必要に応じて、県に対し日本赤十字社山形県支部、尾花沢市医師会等及びNPO・ボランティア団体等関係機関の協力について要請を行う。また、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。

(ク) 自治的な運営組織の立上げ支援

避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

⑤ 住民の心得

避難所に避難した住民は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止のため、次の点に心掛けるよう努める。

- ア 運営管理チームを中心とした組織の結成とリーダーへの協力
- イ ごみ処理、洗濯及び入浴等生活上のルールへの遵守

ウ その他避難所の秩序維持に必要な事項の遵守

(3) 避難後の状況の変化に応じた措置

① 避難者が増え続ける場合

市は、地区外からの避難者の流入等により、避難所の受入可能人員を超えるおそれがあると判断した場合は、受入人員に余裕ある他の避難所又は新たに開設する避難所で受け入れられるよう手配し、避難者にその旨を伝達するとともに、必要に応じて移動のための車両等を手配する。

また、市の避難所だけでは不足する場合、又は要配慮者を市以外の社会福祉施設等に避難する必要がある場合は、被災地外の市町村に被災者の受入を要請し、又は、県（村山総合支庁）にあっせんを依頼する。

② さらに危険が迫った場合

市は、被害が拡大し、避難所にも危険が及ぶと判断したときは、必要に応じ県及び警察等に避難者移動用の車両及びヘリコプター等の提供を依頼する等、輸送手段を確保し、速やかに避難者を他の安全な避難地等へ再避難させる。

③ 危険が去った場合

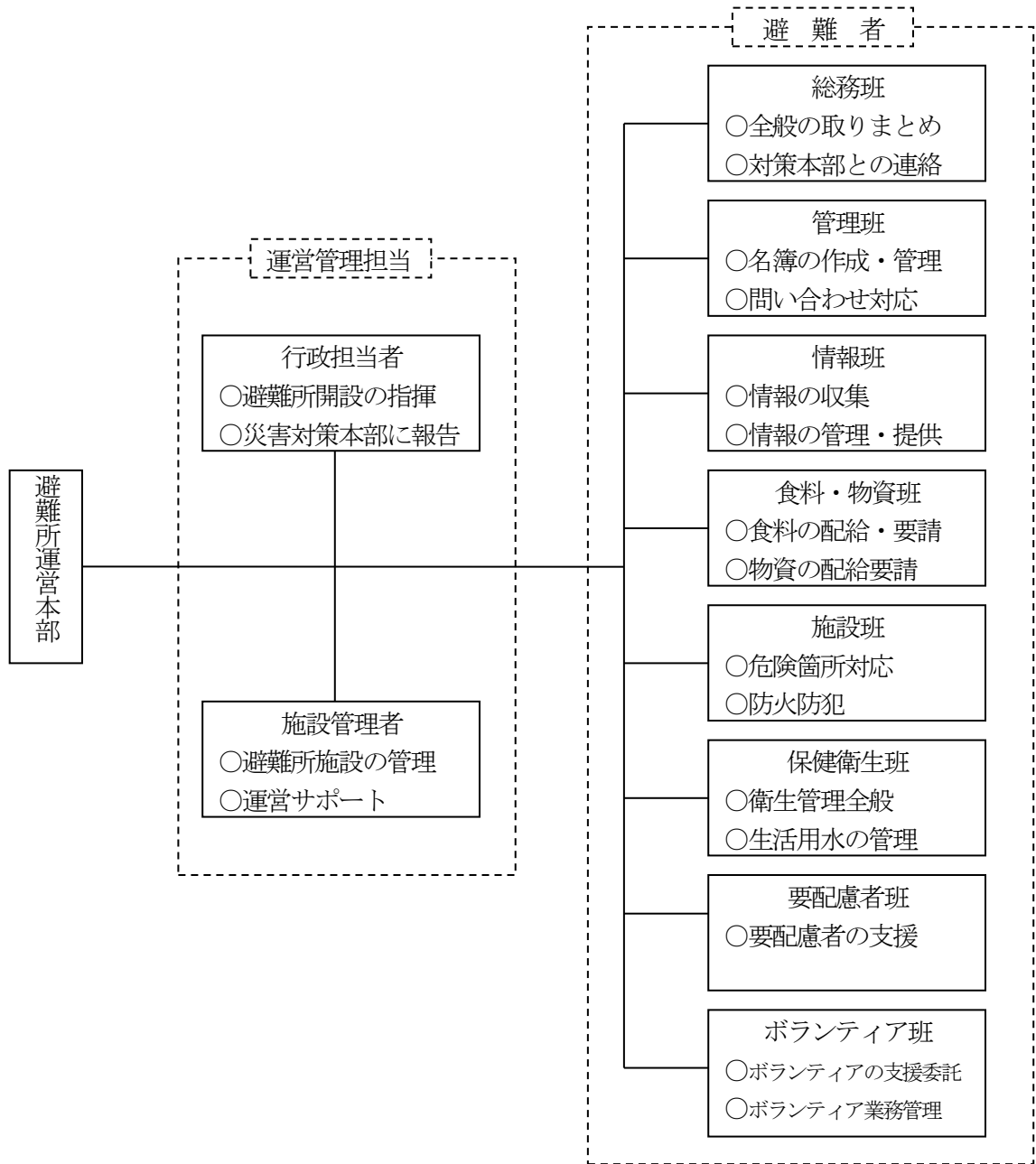
市は、被害の拡大が沈静化した場合は、避難所の運営管理チームを通して避難者に連絡するとともに、避難指示等を行っていた場合は、その解除について、関係機関と協議して判断する。

避難者は、避難所から退去する場合、必ず避難所の運営管理チームに届け出る。また、避難所の運営管理チームは、避難者の退去状況を逐次市に連絡する。

④ 避難が長期化する場合

市は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すとともに、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努める。

避難所の組織体系図



第5章 災害警備計画

1 方針

災害時における住民の生命、身体及び財産の保護並びに治安の維持等を図るための災害警備について定める。

2 主な実施機関

尾花沢市	防災危機管理課、消防本部
関係機関	尾花沢警察署

3 対策の内容

(1) 災害警備実施事項

災害警備にあたっては、概ね次の事項について活動するものとし、内容については、実施機関及び市の協力関係所属において別に計画し定めておく。

- ア 警報等情報の伝達
- イ 災害危険箇所の警戒、二次災害の防止
- ウ 情報の収集
- エ 人命の救助
- オ 避難の指示又は警告及び避難者の誘導
- カ 緊急交通路の確保
- キ 犯罪の予防及び取締り
- ク 被害状況の調査
- ケ 危険物等の取締り
- コ 死体検分、検視及び行方不明者の搜索
- サ 広報活動
- シ 通信の確保
- ス 他機関の行う災害救助及び復旧活動に対する協力

(2) 災害警備体制及び警備実施組織

災害に対処する警備体制及び警備実施組織は、尾花沢警察署が定めている計画に基づく計画とする。

(3) 応援協力関係

市及び関係機関は、尾花沢警察署の実施する警備活動に対して積極的に協力する体制を整備して協力する。

第6章 救助・救急計画

1 方針

災害による被災者に対し、市、地域住民、自主防災組織、消防機関、他関係機関が及び医療機関等が連携して行う救急・救助活動について定める。

特に大規模な災害が発生した場合は、通信や交通が途絶し、救急需要が急増するとともに、防災関係機関自体も被災し、消防隊の到着遅延や活動困難が予想されることに留意する。

2 主な実施機関

尾花沢市	防災危機管理課、総務課、消防本部、健康増進課、定住応援課
関係機関	尾花沢警察署、尾花沢市医師会 自主防災組織

3 対策の内容

(1) 要救助者の通報・捜索

① 要救助者の通報

被災地の地域住民及び通行人等災害の現場に居合わせた者並びにタクシー等の無線搭載車両の運転手や郵便局員は、生理め者や行方不明者等救助すべき者を発見又は覚知したときは、直ちに市消防本部や県警察等関係機関に通報するよう努めなければならない。特に生理め者の救助のために重機等が必要な場合は、その旨も併せて連絡する。

② 要救助者の捜索

市消防本部は、必要に応じ自主防災組織の協力を得て地域を分担し、被災地内の生理め者を捜索する。

(2) 救助体制の確立

① 救助隊の編成等

市消防本部は、市消防計画等の定めるところにより、直ちに救助隊を編成する。

その際、救助対象者の発生状況、出動対象の選択と優先順位、現地における地域住民又は自主防災組織の協力の活用等を考慮する。

市は、直ちに地元医師会等と協力して、学校等に医療救護所を開設する。

必要な場合は知事に対し、自衛隊による医療救護所開設のための派遣要請を依頼するものとする。

② 医療機関の状況の確認

市消防署は、最寄の救急病院等の重傷者等受入の可否を直接確認する。

③ 応援要請

市は、災害が大規模で自らの組織力のみでは対処できないと判断する場合は、関係機関に応援を要請する。

④ 民間組織への要請

市長は、必要と判断する場合は、地元建設業者に、パワーショベル等の重機を操作して、生埋め者の救助活動に協力するよう要請する。

⑤ 職員の健康管理

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

(3) 救助活動の実施

① 救助隊の誘導

市消防本部は、自主防災組織の協力を得ながら、被災地外から救助活動の応援に派遣された自衛隊、消防機関及び警察の部隊を災害現場に誘導する。

② 救助活動の実施

ア 市消防本部は、自主防災組織等の協力を得ながら、連携して救助活動を展開する。

また消防団員は、器具置場（車庫）等への参集途上に要救助者を発見した場合は、地域住民や自主防災組織の協力を得て救助活動を実施する。

イ 自主防災組織は、通行人等と協力して速やかに救助活動を実施する。また、消防機関等救急・救助活動を行う機関から協力を求められた場合は、可能な限りこれに応ずるよう努めなければならない。

ウ 災害の現場に居合わせ、救助すべき者を発見した者は、自らの安全を確保したうえで可能な限り生き埋め者等の救出、負傷者の保護にあたるよう努めなければならない。また、災害の現場で消防機関等救急・救助活動を行う機関から協力を求められた場合は、可能な限りこれに応ずるよう努めなければならない。

③ 惨事ストレス対策の実施

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

(4) 負傷者等の搬送

① 搬送先

市消防本部は、救助活動の初期における、被災地内の医療救護所の設置が進んでいない段階では、負傷者を最寄りの救急病院等に搬送し、その設置が進んだ段階では、原則として負傷者を最寄りの医療救護所に搬送する。医療救護所におけるトリアージを経た負傷者のうち重傷者等については、山形県災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの調整下において、災害拠点病院等に搬送する。

※ トリアージ：限られた人的物的資源の状況下で、最大多数の傷病者に最善の医療を

施すため、患者の緊急度と重傷度により優先度を定めること。

② 搬送における留意点

市消防本部は、重傷者等を救急病院等に搬送する場合、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて県警察に交通規制を行うよう協力を求める。なお、救急車による搬送が困難な場合で、ヘリコプターの利用を必要とするときは、別途定める「大規模災害発生時におけるヘリコプター等の災害対策活動計画」に基づき、県が設置する「ヘリコプター等運用調整班」に対して搬送調整を依頼する。

第7章 消火活動計画

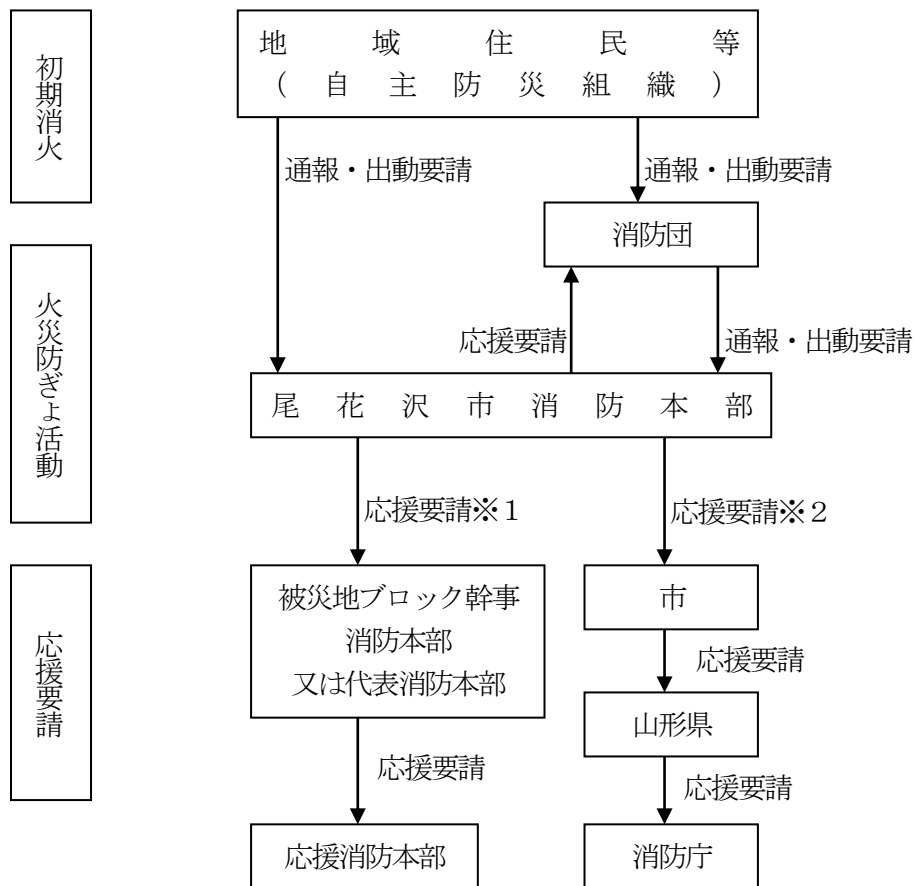
1 方針

火災による被害を防止し又は被害の軽減を図るため、地域住民、自主防災組織及び消防機関が実施する消火活動について定める。

2 主な実施機関

尾花沢市	消防本部
関係機関	自主防災組織

3 消火活動計画のフロー



※1 山形県広域消防相互応援協定等に基づく要請

※2 山形県緊急消防援助隊受援計画に基づく要請

4 対策の内容

(1) 初期消火

① 地域住民等による活動

家庭、職場等においては、地震が発生した場合は、コンロや暖房器具等の火を消す等、出火を防止するとともに、出火した際は次により対処する。

ア 市消防本部等へ速やかに通報（電話、駆け込み）するとともに、自身の安全を確保しながら、近隣住民等に協力を求めて消火に努める。

イ ブレーカーを切る、ガスの元栓を閉める等により、二次災害の防止に努める。

② 自主防災組織による活動

地域の自主防災組織及び職場等の自衛消防組織は、市消防本部が到着するまでの間、自身の安全を確保しながら、消火栓を活用して初期消火にあたり、火災の延焼を防止するとともに、付近住民の避難誘導及び救助活動を行う。

(2) 火災防ぎょ活動

① 消防本部による活動

ア 消防吏員は、地震が発生した場合は、出動規定に基づき各部署に速やかに参集して、消防資機材等を準備する。

イ 市消防本部は、次により火災情報の収集にあたる。

(ア) 119番通報及び駆け込み通報

(イ) 消防吏員の参集途上における情報収集

(ウ) 消防団及び住民等からの電話又は無線等による連絡

ウ 緊急通路の確保

市消防本部は、警察及び道路管理者等の情報を基に、火災現場までの通路を確保するとともに、必要に応じて警察に対して交通規制を要請する。

また、消防吏員は、警察官がその場にはいない場合において、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められるときは、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、法第76条の3第4項に基づき、通行妨害となる車両等の所有者等に対し必要な措置命令を行う。

エ 火災防ぎょ活動にあたり、次の事項に留意する。

(ア) 火災の延焼状況及び活動障害の有無等、火災の状況に対応した消防力を適切な位置に配置して消火活動を行うとともに、延焼の防止に努める。

(イ) 火災現場において要救護者がある場合は、他のいかなる行動にも優先し、全機能をあげて人命救助活動を行う。

(ウ) 火災建物の状況が分かる者から聴取を行い、当該建物の人命検索及び残留者の避難誘導を行う。

(エ) 消防水利の確保

上水道、簡易水道施設が被災した場合でも、火災状況に応じた消防水利を迅速かつ的確に確保するよう努める。

(オ) 消防警戒区域の設定

地域住民の安全確保のため、必要と認められる場合は、消防法第28条に基づき消防警戒区域を設定して、住民等を退去させ又は出入りを禁止若しくは制限する。

② 消防団による活動

ア 消防団員は、火災が発生した場合は、出動規定に基づき速やかに機材置場（ポンプ庫）等に参集し、消防資機材等を準備する。この際、参集途上において周囲の被害状況等の情報を収集するよう努める。

イ 出動に際しては、周辺住民に対し拡声器等により延焼の警戒を呼びかける。

ウ 現地の火災の状況を把握し、電話や無線等によりその内容を消防本部等へ連絡する。

エ 火災防ぎょ活動にあたっては、地域住民や自主防災組織等と協力するとともに、常備消防が到着した場合は、消防長又は消防署長の所轄の下、協力して活動する。

(3) 広域応援要請

火災の多発や延焼の危険性の増大等により、自らの消防力のみでは火災防ぎょ活動を十分に行えなくなることが予想される場合には、市長等は躊躇することなく他の市町村長等に対して広域応援を要請する。

① 県内市町村及び県への応援要請

市長は、自らの消防力のみでは十分に防ぎょし得ないと認める場合は、「山形県広域消防相互応援協定」等に基づき、県内の市町村長に対して広域応援を要請する。

② 他都道府県への応援要請

市長は、①による応援をもってしても防ぎょし得ないと認めるときは、県に対して他都道府県に対する応援要請を行う。知事は、速やかに消防庁に対して、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に基づく緊急消防援助隊の出動要請や「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援要請等を行う。

③ 応援受入体制

市長は、緊急消防援助隊の応援が決定された場合は、「山形県緊急消防援助隊受援計画」、「消防本部緊急消防援助隊受援計画」及び「山形県緊急消防援助隊航空部隊受援計画」に基づき、次により応援受入体制を整備する。

ア 応援隊の集結場所、誘導方法の明確化

イ 応援隊との指揮命令・連絡体制の明確化

ウ 応援隊の野営場所、ヘリポートの確保

5 資料

- ① 山形県広域消防相互応援協定書 (資料編 115 頁)
- ② 山形県消防広域応援隊に関する覚書 (資料編 118 頁)

第8章 医療救護計画

1 方針

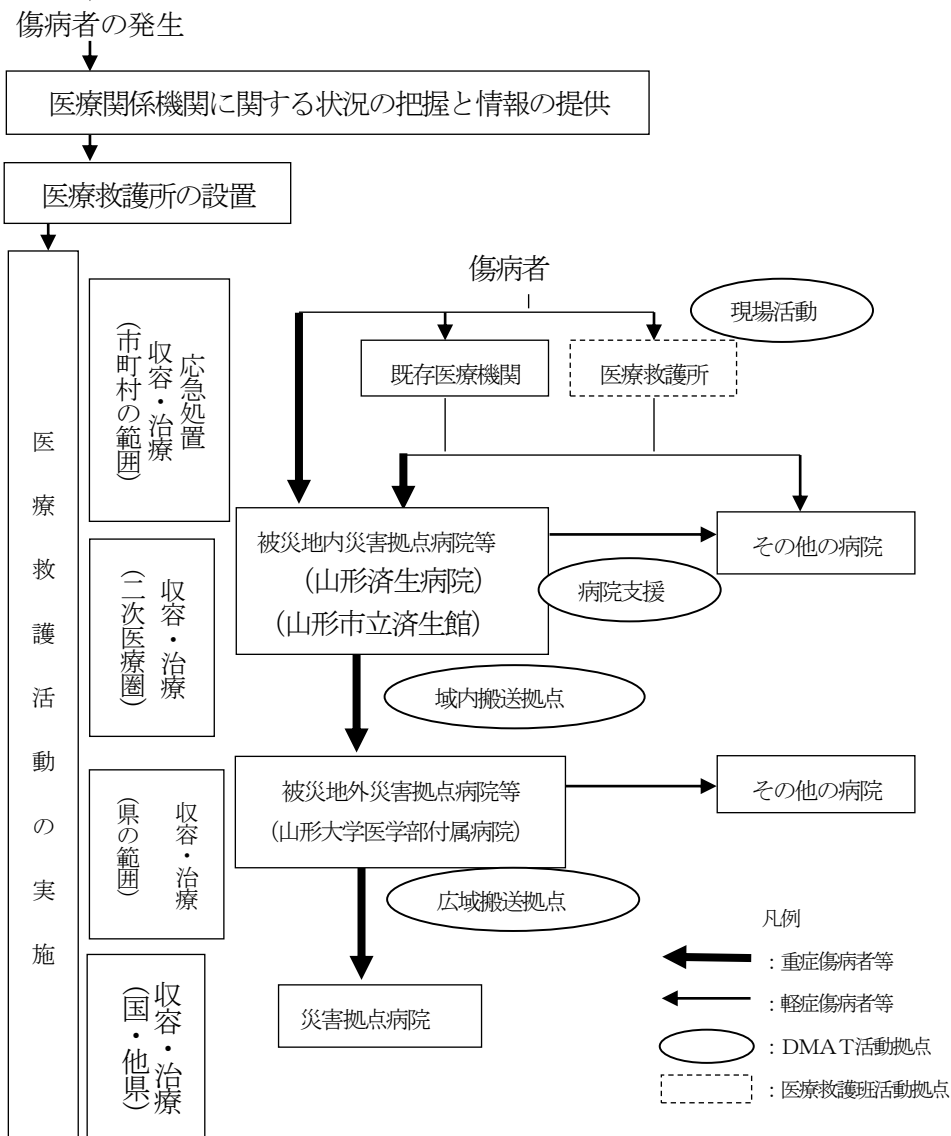
災害により傷病者等が発生した場合、迅速かつ適確な応急医療救護活動を実施するための計画について定める。

2 主な実施機関

尾花沢市	防災危機管理課、健康増進課、中央診療所
関係機関	村山保健所、北村山医師会、北村山公立病院

3 医療救護計画フロー

* 災害発生



4 対策の内容

(1) 被災状況の把握

市は、県及び医師会等との連携のもと、次の内容について情報収集を行い、関係機関へ情報提供を行う。

- ① 医療機関及び薬事関係業種の被害状況
- ② 被災地内外の医療機関の診療状況、患者搬送・医療スタッフ派遣の需給状況及び他県の医療機関の診療状況
- ③ 医療救護所の設置状況

(2) 医療救護活動の実施

① 医療救護班の編成

市は、医療救護班を編成し医療救護活動を実施する。原則として、救護班一班あたりの編成は次のとおりとする。

医 師	保健師・看護師	薬 剤 師	事 務 職 員
1 人	2～3 人	1 人	1 人

② 各医療関係施設における活動

ア 医療救護所

医療救護所では、救急救命期（発災から概ね3日間程度）においては、傷病者に対しトリアージを行い、その傷病の程度に応じた応急処置を施すとともに、重篤・重傷等の傷病者については、その緊急度に応じて後方医療機関に搬送する窓口となる。また、救急救命期以降においては、避難所等においての内科系診療、健康管理が必要となる可能性があることから、市は、医療救護所の避難所への移設を考慮する。

イ 被災地内の一般の医療機関

患者・職員の安全を踏まえ二次災害を防止したうえで、傷病者に対しトリアージを行い、傷病の程度に応じ応急処置を施すとともに、後方支援病院への搬送手続きの実施、又は自らの病院等への収容等の対応を図る。自らの施設が被災し診療不能等となった場合は、地区医師会等を通じて市の設置する医療救護所で医療を提供する等の活動を行う。

ウ 災害拠点病院

災害拠点病院は、災害医療の中核として圏内の他の医療機関と有機的に連携し、次により傷病者に対する医療を提供する。

(ア) 24時間緊急対応し、搬送された重篤傷病者等に救命医療を提供すること。

(イ) 傷病者の二次医療圏内での受入拠点となること。

(ウ) 重篤傷病者等の広域搬送の窓口となること。

(エ) 傷病者に対するトリアージ、応急手当及び治療を行うこと。

(オ) 状況に応じ、自己完結型の医療救護班を派遣すること。

③ 県への医療従事者派遣要請

市は、医療救護活動に従事する医療従事者が不足し対応できない場合、次の事項を明示して県に医療救護班の派遣を要請する。

ア 診療科別必要人員

イ 必要医療救護班数

ウ 期間

エ 派遣場所

オ その他必要事項

④ 傷病者等の受入及び搬送の調整

市は、傷病者、医療従事者及び医療資器材等の搬送体制を確保する。

ア 傷病者の緊急度に応じた後方支援病院への搬送は、原則として市消防本部が行う。

イ 必要に応じて、市有車等により搬送を行う。

ウ 災害の規模が大きい場合、人命第一の立場から、市職員等により担架で搬送する。

エ 救護所から医療機関へ搬送する場合で、市消防本部で対処できない場合は、県に応援を要請する。

オ 緊急に特別な治療を要する傷病者の搬送、被災地への医療救護班、DMAT、DPAT並びに医療資器材の搬送等を行うため、ヘリコプターを利用する必要があるときは、別途定める「大規模災害発生時におけるヘリコプター等の災害対策活動計画」に基づき設置する「ヘリコプター等運用等調整班」に対して搬送調整を依頼する。

⑤ 医薬品、医療資器材の調達

市は、医療救護活動に必要な医薬品・医療資器材等を調達し、必要な場合は県に支援要請を行う。医薬品・医療資器材等の調達は次のとおりとする。

ア 医療及び助産活動に必要な医療用資器材等については計画的に調達する。

イ 備蓄している医療及び助産活動に必要な医薬品等を優先的に使用するものとし、当該医薬品等が不足したときは、速やかに業者から調達する。

ウ 輸血用血液の供給は、医療機関が県を通じて日本赤十字社山形県支部に依頼する。

⑥ 医療ボランティア等の受入調整

市は、県及び関係団体と連携し、医療専門ボランティアの受入調整を行う。

ア 医療ボランティアの種類

(ア) 医療救護班

医師を含む医療関係職種等による数名の組織であって、被災地における医療救護班となり得るもの。

(イ) 医師

当該免許を有する個人及びボランティア団体等の構成員。以下(ウ)～(コ)について同じ。

(ウ) 歯科医師

(エ) 薬剤師

(オ) 保健師

(カ) 助産師

(キ) 看護師

(ク) 診療放射線技師及び診療X線技師

(ケ) 臨床検査技師及び衛生検査技師

(コ) その他の医療関係職種

⑦ 応援要請

災害が予想以上に大規模で、医療救護班で対応できない場合、市長は、県を通じて「災害派遣医療チーム(DMAT)」の派遣要請や「広域応援計画」による医療救護班の派遣を要請する。なお、DMATは原則として被災地内において、山形県災害医療コーディネーターの調整のもと、現場活動、病院支援、地域医療搬送を行うとともに、必要に応じて重症傷病者の広域医療搬送を行う。

5 資料

- | | |
|---|-------------|
| ① 災害救助法により県の行う医療、助産、死体の処理を日本赤十字社山形県支部に委託する契約書 | (資料編 129 頁) |
| ② 災害対策用臨時ヘリポート設定基準 | (資料編 170 頁) |
| ③ 山形県消防防災ヘリコプター緊急運航基準 | (資料編 202 頁) |
| ④ 尾花沢市医療機関一覧 | (資料編 252 頁) |

第9章 遺体の搜索・処理・埋葬計画

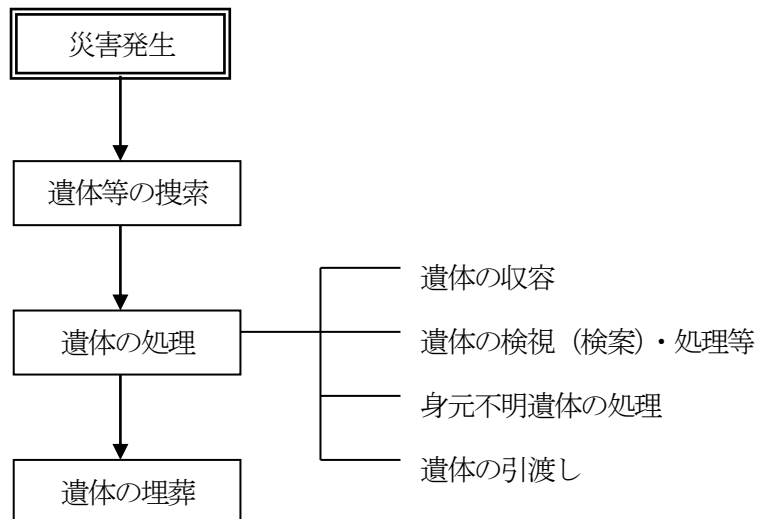
1 方針

大規模な災害に伴う建造物の倒壊、火災及び土砂崩れ等により発生する多数の死者について、その遺体を搜索、処理及び埋葬するために実施する災害応急対策について定める。

2 主な実施機関

尾花沢市	防災危機管理課
関係機関	尾花沢警察署、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合

3 遺体の搜索・処理・埋葬計画フロー



4 対策の内容

(1) 遺体等の搜索

① 搜索活動

市は、警察及び消防機関等の協力を得て、遺体等（災害により被災して行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される者を含む。）の搜索を行うとともに県に対して、搜索の対象人員、搜索地域等及び搜索状況を報告する。この際、必要により自衛隊に対する搜索活動への応援要請を行うよう依頼する。

② 行方不明者に関する相談窓口の設置

市は、相談窓口を設置し、警察と連携を図りながら行方不明者に関する問い合わせ等に対応する。

(2) 遺体の処理

市は、遺体安置所を確保・設置し遺体を搬送・安置するとともに、県及び県警察と連携のうえ、検視（死体見分）・検案（医師による死因等の医学的検査）業務を行える体制を整備する。この際、遺体の搬送車、棺、ドライアイス等必要な資機材が不足する場合は、広域的に在庫情報等を収集し確保するよう努める。

① 遺体の収容

ア 市は、遺体を搬送し一定の場所に安置する。

イ 遺体の安置所は、被災現場付近の寺院又は公共建築物等適当な場所で避難所、医療救護所とは別の場所とする。ただし、適当な建物がない場合は、天幕、幕張等の設備を設ける。

ウ 遺体を安置し、腐敗を防止するため、棺やドライアイス等の必要な資材を確保する。

エ 収容した遺体及び遺留品等については遺族等に引渡すまで、又は身元不明者として埋葬するまで保管する。

② 遺体の検視（検案）・処置等

ア 市は、日本赤十字社山形県支部及び尾花沢市医師会等の協力を得て、遺体の検案（医師による死因その他の医学的検査）を行うとともに、検視（警察官等による死体検分）及び検案を終了した遺体について、洗浄、縫合及び消毒等の処置を行う。

イ 市は、県及び警察と連携し、遺体安置所の設置状況及び遺体収容状況等に関し、報道機関等を通じて住民に対する広報に努める。

③ 身元不明遺体の処理

ア 身元不明の遺体については、市が警察その他関係機関に連絡し、その取扱いについて協議する。

イ 遺体の身元が判明しない場合は、行旅死亡人として取扱う。また、被災地域以外に漂着した遺体（例えば、河川の上流沿岸地域において災害が発生し、下流沿岸の市町村に漂着したような場合）のうち、身元が判明しない者の遺体も行旅死亡人として取扱う。

④ 遺体の引渡し

ア 身元が判明した遺体については、速やかに遺族へ連絡し確実に引渡す。

(3) 遺体の埋葬

① 埋葬の留意事項

ア 災害による犠牲者の遺族等は、死亡に係る所定の手続きを経て、速やかに遺体の埋葬を行う。死亡者が多数のため、通常の手続きを行っていたのでは、遺体の腐敗等により公衆衛生上の問題が発生するおそれがある場合、市は火葬許可手続きを簡略化できる方法について、県を通じて厚生労働省に協議する。

イ 市は、埋葬が適切に行われるよう、死亡者の正確な把握に努めるとともに、相談窓

口を設置して埋葬を支援するものとし、埋葬を行う者がいない場合又は判明しない場合は、市が埋葬を行うものとする。

(4) 応援の要請

市は、自らのみによる遺体の搜索、処理及び埋葬の実施が困難な場合は、他市町村又は県に対して、これらの業務に要する要員及び資機材の確保について、応援を要請する。

5 資 料

- ① 尾花沢市大石田町環境衛生事業組合火葬施設概要 (資料編 258 頁)

第10章 交通輸送関係

第1節 輸送計画

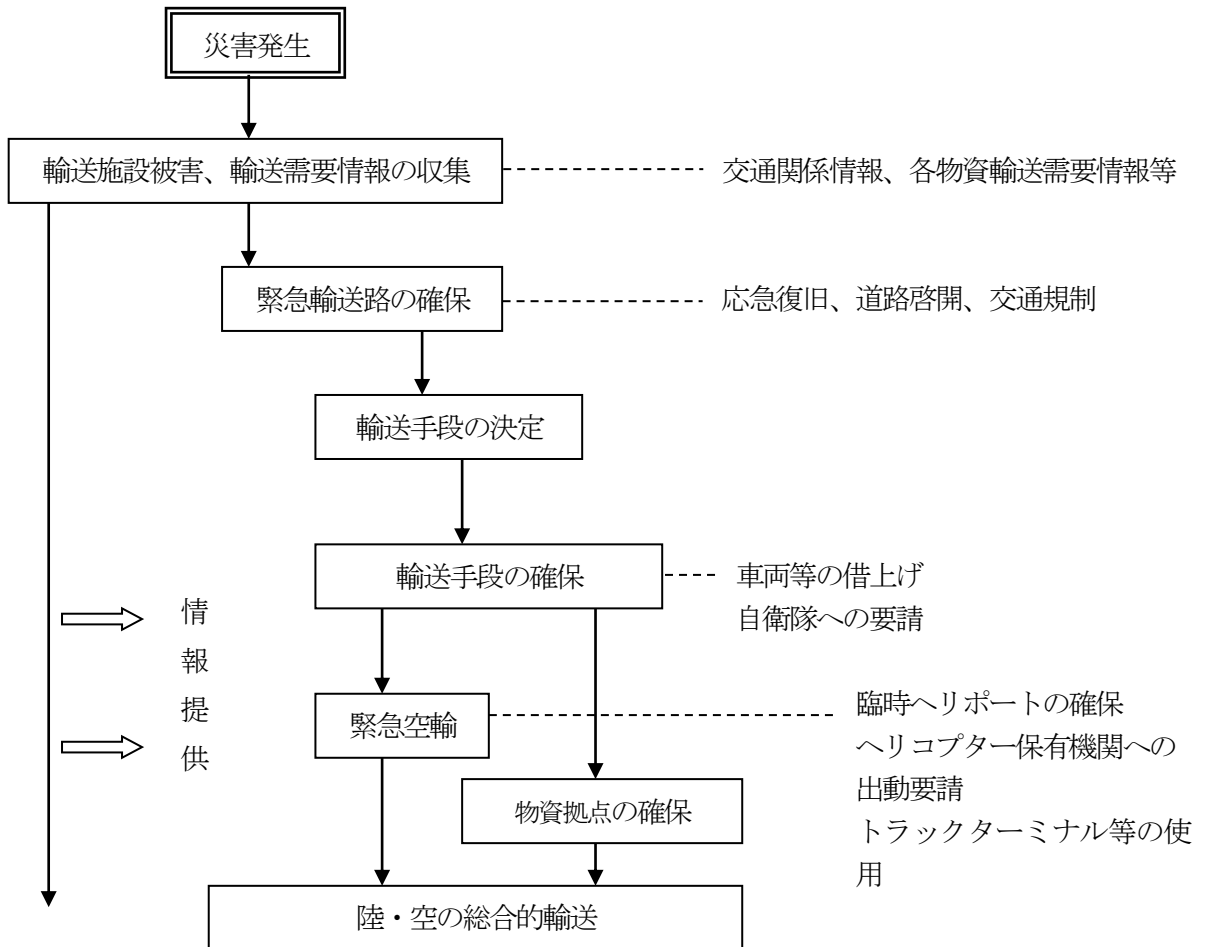
1 方針

救急・救助、医療救護及び消火活動等の応急活動並びに被災者に対する水、食料及び生活物資の供給等を迅速に展開することを目的として、使用可能な交通資源が限られた状態で、迅速かつ効率的な輸送を確保するために実施する災害応急対策について定める。

2 主な実施機関

尾花沢市	防災危機管理課、建設課、市民税務課、商工観光課
関係機関	尾花沢警察署、陸上自衛隊第6師団 日本通運株式会社、第一貨物株式会社、山交バス株式会社

3 輸送計画フロー



4 対策の内容

(1) 優先すべき輸送需要

応急対策の各段階において優先すべき輸送需要は次のとおりとする。

応急対策活動期	<ul style="list-style-type: none"> ① 救急・救助活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員・物資 ② 消防及び水防活動等被害拡大防止に要する人員・物資 ③ 被災地外の医療機関へ搬送する負傷者及び重傷病者 ④ 食料及び水等避難生活に必要な物資 ⑤ 傷病者及び被災者の被災地外への移送 ⑥ 自治体等の災害対策要員及びライフライン応急復旧要員等の応急対策要員並びに関連物資 ⑦ 緊急輸送に必要な輸送施設の維持、輸送拠点の応急復旧及び交通規制等に必要な人員・物資
復旧活動期	<ul style="list-style-type: none"> ① 応急対策活動の続行 ② 災害復旧に必要な人員・物資 ③ 生活用品 ④ 郵便物 ⑤ 廃棄物の搬出

(2) 緊急輸送手段の確保

① 輸送手段及び輸送路の決定

ア 市は、被災状況に基づき、各関係機関と協議のうえ、緊急輸送手段及び輸送路を決定する。決定した輸送路については、速やかに道路啓開と交通規制等を実施して早期に輸送路を確保する。

イ 輸送手段については、輸送路の被害、復旧状況により、車両、ヘリコプター等効率的な手段を確保する。

ウ ヘリコプターによる空輸が必要な場合は、県知事に要請する。

② 車両の確保

市は緊急輸送のため、移送人員・物資数量又は緊急度に応じ、概ね次の順序により車両を確保（借上げ又は依頼）する。

ア 市所有車両

イ 日本通運株式会社（物資緊急輸送確保）

ウ 第一貨物株式会社（物資緊急輸送確保）

エ 山交バス株式会社（人員の緊急輸送確保）

オ 市内事業所所有車両の借上げ

カ 自家用車両の借上げ

また、本部で車両等の調達が可能となった場合又は不足する場合は、次の事項（概要）を明らかにして、他の市町村又は県に調達のあっせんを依頼する。

- (ア) 輸送区間及び借上期間
- (イ) 輸送人員又は輸送量
- (ウ) 車両等の種類及び台数
- (エ) 集積場所及び日時
- (オ) その他必要事項

③ 燃料の確保調達

輸送用燃料については、災害時に必要に応じて、その都度必要量を直接購入する。調達は地元業者を優先し、地元で調達不可能な時は、隣接市町で調達する。

④ 臨時ヘリポートの確保

車両による輸送が不可能になった場合には、状況に応じて空輸による緊急輸送を想定して、臨時ヘリポートを確保する。

(3) 地域内輸送拠点の確保

市は、必要に応じ、被災地内の道路の混乱を避けるため、あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの集積拠点又はこれらと同等の機能を有すると認められる公共施設のうちから、物資の地域内輸送拠点を確保する。

地域内輸送拠点の選定にあたっては、被災地へのアクセス、道路の被害状況、予想される物量及び当該拠点施設の規模等を勘案し、最も適切な施設を確保する。市は、地域内輸送拠点を開設した場合には関係機関等に対してその周知徹底を図るものとする。

市は、運営責任者等の職員を派遣し、直接搬入される支援物資や広域物資輸送拠点から届く物資等を受入避難所等へ送り出す地域内輸送拠点を設置する。

県は、運営責任者等の職員を派遣し、国や他都道府県等から届く支援物資（救援物資）等を受入れ、地域内輸送拠点等へ送り出す広域物資輸送拠点を設置する。

5 資料

- ① 尾花沢市公用車両一覧 (資料編 277 頁)
- ② 災害対策用臨時ヘリポート設定基準 (資料編 170 頁)
- ③ 非常災害時の輸送確保に関する協定書 (資料編 101 頁)

第2節 道路交通計画

1 方針

災害時における交通の混乱を防止するとともに、道路災害等による事故を防止し、災害応急対策に必要な人員、物資及び資機材の輸送を迅速確実に進めるよう、道路交通機能の確保、交通安全の確保等について定める。

2 主な実施機関

尾花沢市	防災危機管理課、建設課
関係機関	村山総合支庁、尾花沢警察署、山形県警察高速道路交通警察隊 山形河川国道事務所尾花沢国道維持出張所

3 対策の内容

(1) 発災直後の被災地の交通路確保

① 緊急輸送・避難道路の啓開

市は、災害時に住民の避難と応急物資の輸送が円滑に行われるよう、他の道路管理者の協力を得て、指定緊急輸送・避難道路の啓開に優先的に取り組む。この際、啓開作業に長時間を要して緊急輸送に重大な支障となる箇所がある場合は、当該箇所の迂回路を指定する。

道路管理者等は、あらかじめ定められた緊急輸送道路等について、県警察及び消防機関の協力を得て、次により2車線（やむを得ない場合は1車線）を啓開する。

- ア 道路上の落下物、倒壊家屋等の障害物の除去
- イ 通行の障害となる車両の移動
- ウ 仮設橋の架橋

② 緊急輸送・避難道路の確保の方法

ア 障害物の除去及び応急復旧

道路管理者は、警察、消防及び関係業者の協力を得て、緊急輸送・避難道路の障害となる障害物を除去し交通を確保する。

③ 情報の収集・伝達

各道路管理者、県警察は道路情報を収集し、県災害対策本部に伝達する。この際、緊急輸送道路の情報については、その応急対策業務を実施する関係機関にも伝達する。

この際、CCTV（監視カメラ）等を活用して幅広く情報を収集するとともに、応援協定等により関係団体から協力を得られる場合は、連携を図りながら点検を実施する。

(2) 交通安全の確保

① 交通の規制

ア 道路法に基づく規制（同法第46条）

災害時、道路が破損し又は破損等が予想される場合、施設構造の保全や交通の危険を防止するため、区間を定めて道路管理者は通行を禁止・制限（重量制限を含む。）する。また、通行制限を行った場合は、県及び関係機関に報告・情報提供をする。

イ 道路交通法に基づく規制（同法第6条）

災害時、道路における危険防止や交通安全のため必要があると認められる時、警察官は通行を禁止・制限する。

ウ 災害対策基本法に基づく規制（同法第76条）

緊急輸送・避難道路確保のため必要があると認められる時、公安委員会は道路の区間を指定し、緊急輸送用以外の車両の通行を禁止・制限する。また、道路管理者等に対し、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等を命令する。また、運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

② 規制の標識等

交通規制をした時は規制の標識を立てる。ただし、緊急のため規制の標識を立てることが困難・不可能な時は、適宜の方法によりとりあえず通行を禁止・制限したことを明示し、必要に応じ遮断等の措置をとるとともに現地において交通整理等にあたる。

ア 規制標識

道路法及び道路交通法に基づき規制した時は、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の定める様式によって、また、災害対策基本法に基づき規制した時は、災害対策基本法施行規則に定める様式によって表示する。

イ 規制条件の表示

道路標識には次の事項を明示して表示する。

- (ア) 禁止制限の種別と対象
- (イ) 規制する区間
- (ウ) 規制する期間
- (エ) 規制する理由

ウ う回路の表示

規制を行った時は、適当なう回路を表示する等、一般交通にできる限り支障のないよう努める。

③ 規制の報告

規制を行ったときは、警察及び道路管理者に報告又は通知する。

(3) 緊急通行車両の想定

緊急通行車両の想定は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて、概ね以下のとおりとする。

- ① 大規模災害等発生直後の第一局面では、次に掲げる車両を除き、緊急交通路の通行を禁止する。
 - ・ 災対法の規定に基づく緊急通行車両（緊急自動車その他災害応急対策に使用される車両）
 - ・ 災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって、特別の自動車番号標を有している車両（規制除外車両）
 - ・ 民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべき、人命救助及び輸送施設等の応急復旧に必要なものに使用される、事前届出の対象となっている規制除外車両（例：医師等が使用する車両、医薬品等を輸送する車両、患者等搬送用車両、建設用重機等）
- ② 交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両の通行も可能となった第二局面では、緊急交通路の交通量や道路状況、他の道路の交通容量、被災や復旧の状況、被災地のニーズ等を踏まえ、緊急度、重要度を考慮し、事前届出対象外の規制除外車両も順次交通規制の対象から除外することとなるが、全国的な調整により実施する。
- ③ その他緊急交通路確保のための措置
 - ア 県警察は、効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能の回復に努めるとともに、これらを活用する。
 - イ 県警察は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し車両移動等の措置命令を行う。
 - ウ 県警察は、緊急交通路の障害物の除去について道路管理者、消防機関、自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置をとる。
 - エ 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するため、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。
- ④ 関係機関等との連携

県警察は、交通規制にあたっては、道路管理者、防災担当部局等と相互に密接な連携を保つ。

4 資料

- ① 市道一覧 (資料編 313 頁)
- ② 市内橋梁一覧 (資料編 315 頁)

第3節 鉄道路災害応急計画

1 方針

災害による被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るために、鉄道事業者が実施する災害応急対策について定める。

2 主な実施機関

尾花沢市	防災危機管理課
関係機関	東日本旅客鉄道株式会社

3 対策の内容

(1) 災害対策本部の設置

① 東日本旅客鉄道株式会社

災害が発生し又は発生が予想される場合は、鉄道事業者は、その状況に応じて、応急対策及び復旧対策を推進する組織を設置する。

(2) 情報の伝達

① 施設指令は、気象台等から地震発生に関する情報の伝達を受けたときは、速かに関係箇所へ伝達する。

② 輸送指令は、S I 値（カイン）が運転規制基準に達した場合は、速度規制又は運転中止を乗務員及び関係箇所長に指令する。

(3) 旅客及び公衆等の避難

駅長等は、地震の発生に伴い、建物の倒壊、火災その他二次災害が発生するおそれがある場合は、避難誘導體制に基づき、速やかに旅客及び公衆等を誘導案内する。

また、市等から避難指示等があった場合又は自駅の避難場所も危険な状態になる場合は、駅長等は市等と協議、調整のうえ、最寄の適切な避難地へ旅客及び公衆等を誘導案内する。

(4) 消火及び救助活動

① 地震その他の原因により火災が発生した場合、鉄道事業者は通報及び避難誘導を行うとともに、延焼拡大を防止するため消火体制を整える。

② 災害等により負傷者が発生した場合、鉄道事業者は消防機関、警察、県、市及びその他防災関係機関に連絡するとともに、負傷者の救出・救護に努める。

③ 大規模地震により、列車等において多数の死傷者が発生した場合は、鉄道事業者は県、市及びその他防災関係機関に対し応援要請を行う。

(5) 運転規制の実施

鉄道事業者は、地震が発生した場合の運転規制を「運転規制等取扱い」に基づき実施す

る。

(6) 応急復旧

鉄道事業者は、災害の復旧にあたっては、応急工事を実施して早期に運転を再開させるとともに、その終了後速やかに本復旧計画を確立し、復旧工事を推進する。

(7) 住民に対する広報

鉄道事業者は、運転の状況及び復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て住民への周知を図る。

(8) 県への報告

鉄道事業者は、被害（人的、施設等）の状況及び復旧見込み等を速やかに県へ報告する。

第11章 各種施設災害応急対策関係

第1節 公共施設の災害応急計画

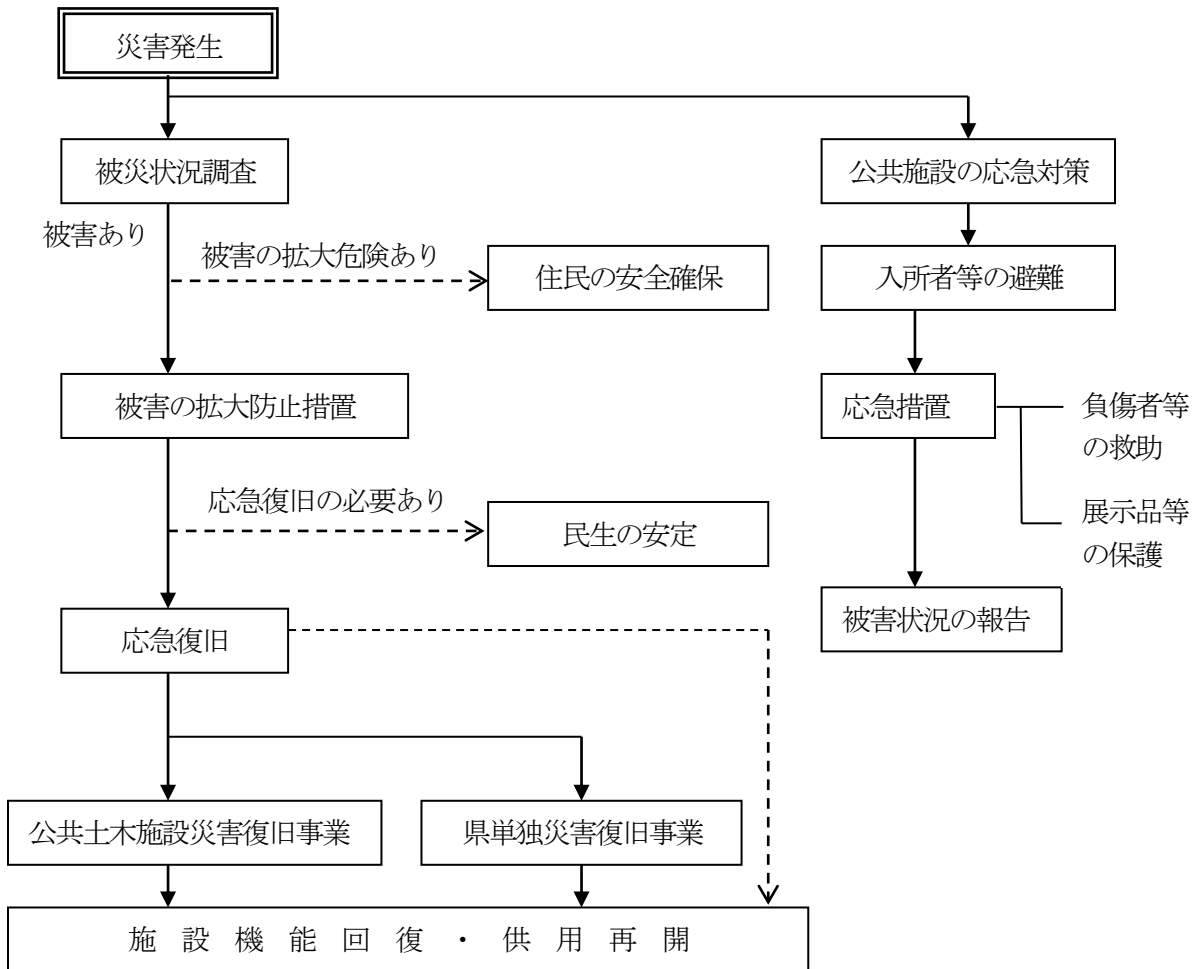
1 方針

道路・橋梁等の公共土木施設や、市庁舎、体育文化施設、保育園、その他の公共施設等が被災し又は被災するおそれがある場合に、その機能を回復し、被害の拡大及び二次災害の防止を図るために、市及び当該施設の管理者が実施する災害応急対策について定める。

2 主な実施機関

尾花沢市	防災危機管理課、建設課、福祉課（福祉事務所）、教育委員会
関係機関	

3 公共施設の応急計画フロー



4 対策の内容

(1) 被災状況調査

公共施設（施設建物、道路等）の管理者は、震度4以上を観測する地震が発生した場合は、必要に応じて防災関係機関と連携・協力して、直ちに現地パトロール等を実施し、施設の被災状況を把握するとともに、構造上の安全性及び施設の機能性について緊急点検を実施する。

(2) 市の施設及びその他の公共公益施設

市及び施設管理者は、次の対策を講じる。

① 施設利用者及び入所者等の安全確保

- ア 避難対策については、あらかじめ計画を策定しておき、災害発生時に万全を期す。
- イ 館内放送、職員の案内等により、災害時における混乱の防止措置を講じる。
- ウ けが人の発生時には、応急措置を行うとともに、関係機関に通報し、臨機の措置を講じる。
- エ 施設利用者及び入所者等の人命救助を第一とする。
- オ 社会教育施設等において、災害が発生した場合の各種事業の継続又は中止の決定にあたっては、利用者の安全確保を第一に行う。

② 施設建物の保全

ア 応急措置

施設建物の保全については、防災活動の拠点となるものについて重点的に実施し、被害状況を調査のうえ、次の措置を講じる。

(ア) 応急措置が可能な程度の被害の場合

- a 危険箇所があれば、緊急保安措置を実施する。
- b 機能確保のための必要限度内の復旧措置を実施する。
- c 電気、ガス、水道、通信施設等の設備関係の応急措置及び補修が単独で対応困難な場合は、関係機関の応援を得て実施する。

(イ) 応急措置が不可能な被害の場合

- a 危険防止のための必要な措置を講じる。
- b 防災活動の拠点として重要な建物で業務活動及び機能保全のため必要がある場合は、仮設建築物の建設等の手配を行う。

イ その他の留意事項

- (ア) 火気使用設備器具及び消火器等の点検検査
- (イ) ガラス類等の危険物の処理
- (ウ) 危険箇所への立入禁止の標示
- (エ) 社会福祉施設の必要な体制の準備

社会福祉施設については、高齢者、障がい者等の要配慮者のための専用避難場所

として、二次避難の受入先となることを想定し、必要な体制を準備する。

(3) 道路・橋梁

① 道路施設

ア 災害時の応急措置

(ア) 市域内の道路の亀裂、陥没等の道路被害、道路上の障害物の状況及び橋梁損壊の有無等について調査活動を行うとともに、村山総合支庁、尾花沢警察署等への照会並びに参集職員から被害情報の収集を行う。

(イ) 上下水道、電気、電話等の道路占用施設の被害を発見した場合は、当該施設管理者及び当該道路管理者にその旨通報する。

緊急のためその時間がない場合は、現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知措置等住民の安全確保のための措置を講じ事後連絡する。

イ 応急復旧対策

災害により被害を受けた道路については、原則として緊急交通路を優先し、次のような手順にしたがって応急復旧を行う。

(ア) 応急復旧目標

応急復旧は、原則として2車線の通行が確保できるように行う。

(イ) 二次災害防止対策

道路管理者は、災害発生後、現地点検調査により、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、所要の応急措置を講じるとともに、交通規制や施設使用の制限を行い二次災害防止に努める。

② その他施設

緑地・公園等管理者は、災害発生直後にパトロール等による緊急点検を実施するとともに、避難地となる公園において被害箇所が認められた場合は、避難活動が円滑に行われるよう、必要な措置を講じる。

また、被災建築物に関する危険度判定については、専門技術者等を活用して行う。

第2節 土砂災害防止施設の災害応急計画

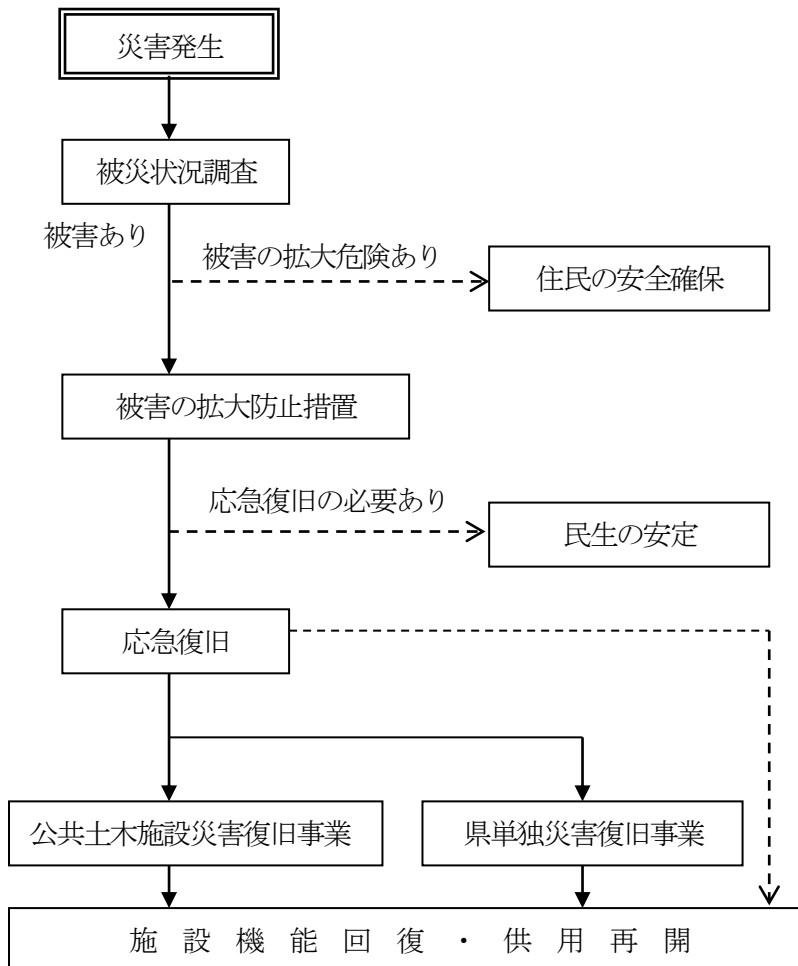
1 方針

災害により被災した土砂災害防止施設の機能を回復し、被害の拡大及び二次災害の防止を図るために、これら施設の管理者が実施する災害応急対策について次に定める。

2 主な実施機関

尾花沢市	防災危機管理課、建設課
関係機関	

3 土砂災害防止施設の応急計画フロー



4 対策の内容

(1) 被災状況調査

土砂災害防止施設の管理者（以下この節において「施設管理者」という。）は、震度4以上を観測する地震が発生した場合、大雨や洪水等が発生した場合は、必要に応じて防災関係機関と連携・協力して、直ちに現地パトロール等を実施し、施設の被災状況を把握するとともに、構造上の安全性及び施設の機能性について緊急点検を実施する。

(2) 住民の安全確保

施設管理者は、施設等が被災し又は地震後の気象状況等により被災箇所が拡大することにより、住民、道路、人家及び集落に被害を及ぼすおそれがあると認められるときは、管理する施設又は所有地への立ち入りを禁止するための柵、立て看板を設置する等により立ち入りを禁止し、防災関係機関等へ通報するとともに、住民に自主的に避難するよう注意を促す。

(3) 被害拡大防止措置

現地パトロール及び緊急点検によって施設の異常や被災が確認された場合には、その危険度を調査して適切な対策を講じるほか、二次災害による住民への被害を防止するため、公共土木施設災害復旧事業等を実施して施設の機能回復に努める。

① 二次災害の予防

余震情報に配慮するとともに、大雨注意報・警報及び土砂災害警戒情報等に注意して応急対策を進める。

ア 危険箇所の応急対策

市は、地すべりの兆候、斜面の亀裂及び湧水等を確認した場合は、関係機関や住民に周知を図り、必要に応じ警戒避難の注意を促すとともに、県は、地盤変動の抑止対策や感知器・警報器等の設置等必要な応急対策を実施する。

イ 監視の継続

県は、市と連携して、一定期間は監視を継続し、住民に注意を呼びかける。また、市は、避難場所・避難経路等の周知徹底を図る。

② 施設の応急措置

市は、県が実施する以下の応急措置に協力するとともに、住民に対する情報提供や状況に応じて、避難のための立ち退きの指示等を行う。

ア 治山施設

倒木、流木等により治山施設が損壊するおそれがある場合は、発見次第速やかにそれらの除去に努める。治山施設の被災が拡大するおそれがある場合は、状況に応じて要員を配置し、現地の状況変化を監視する。治山施設の被災によって上流に堆積した不安定土砂が下流域に流下するおそれがある場合は、被災施設の補強又は治山施設の新設を行い、土石流等の発生を防止する。

イ 地すべり防止施設

地すべりが発生し又はその兆候が確認された場合には、監視体制を強化して地盤変動の推移を観測するとともに、住民に対する情報提供や状況に応じて、避難のための立ち退きの指示を行う。亀裂が生じた場合はシートを張り、落石には仮設防護柵を設置する。地すべり拡大の兆候がある場合は、土塊の排土や押さえ盛土、蛇籠の設置等を行う。

ウ 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地が崩壊し又は急傾斜地崩壊防止施設が被災した場合は、巡回パトロールや要員の配置等により監視を強化する。落石があった場合は、防護柵や仮設的な補強を行う。

エ 砂防施設

砂防施設が被害を受けた場合は、その程度に応じて、巡回パトロールや河川の濁りの変化及び水量変化を観測する等の監視を行う。砂防堰堤に生じた亀裂等については、堤体グラウト、基礎グラウト等により補強を行う。また、流路や護岸に異常堆積や侵食がある場合は、流水の方向が変わらないよう河道の修正を行う。

オ 土石流危険溪流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所

山腹において、表面流が亀裂に流入することを防止するため、シート張りや排水路工事を行う。溪流において、崩落土砂等により災害の危険性がある場合は、水位低下や土砂流出防止のため、開削、排土、その他必要な対策を実施する。

カ 規制誘導

応急措置で対応できない場合は、住民が被災箇所に立ち入ることができないよう、バリケード等で規制誘導を行う。

(4) 応急復旧

施設管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期及び施工規模並びに資材や機械の確保等を考慮して、適切な工法により応急復旧工事を実施する。

第3節 河川施設災害応急計画

1 方針

災害により被災した河川施設の機能を回復し、被害の拡大及び二次災害の防止を図るために、これら施設の管理者が実施する災害応急対策について次に定める。

2 主な実施機関

尾花沢市	防災危機管理課、建設課
関係機関	

3 河川施設の応急計画フロー

本章第2節「土砂災害防止施設の災害応急計画」の「3 土砂災害防止施設の応急計画フロー」を準用する。

4 対策の内容

(1) 被災状況調査

土砂災害防止施設の管理者（以下この節において「施設管理者」という。）は、震度4以上を観測する地震が発生した場合、大雨や洪水等が発生した場合は、必要に応じて防災関係機関と連携・協力して、直ちに現地パトロール等を実施し、施設の被災状況を把握するとともに、重要水防箇所等の防災上重要な施設又は箇所、河道内、堤防及び河川管理施設等について緊急点検・出水後の点検を実施する。

(2) 住民の安全確保等

施設管理者は、施設等が被災し又は災害後の気象状況等により被災箇所が拡大することにより、住民、道路、人家及び集落に被害を及ぼすおそれがあると認められるときは、管理する施設又は所有地への立ち入りを禁止するための柵、立て看板を設置する等により立ち入りを禁止し、市、防災関係機関、警察及び消防機関等へ通報するとともに、住民に自主的に避難するよう注意を促す。

(3) 被害拡大防止措置

施設管理者は、巡回及び緊急点検で施設の異常や被災が確認された場合、その危険の程度を調査して、関係機関及び民間業務協定業者等と密接に連携し、必要な応急措置を実施する。

① 河川管理施設の損傷箇所の応急措置

河川等の堤防、護岸、水門、排水機場、その他の河川管理施設が被害を受けた場合には、次のとおり各施設を所管する機関と協力して応急復旧に努めるとともに、排水対策

を行う。

ア 水防活動と並行して、管内の施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに村山総合支庁建設部等に報告するとともに、必要な措置を行う。

イ 河川管理施設に被害を生じた場合は、直ちに村山総合支庁建設部等に報告し、内水による被害の拡大を防止する。低標高地域を重視して浸水の原因となっている箇所の応急復旧と可搬式ポンプや稼働可能な排水機場施設を利用した浸水対策を実施する。

ウ 浸水被害の拡大防止と浸水を原因とする事故等の発生防止対策

浸水被害が拡大するおそれがある地域については、その原因となる箇所の締切り工事を行うとともに、危険な箇所については、人的な事故の発生を防止するため立入り禁止等の措置を実施する。

エ 危険物、油等流出事故対策

危険物や油等が流出した場合は、二次災害を防止するため、その状況を速やかに関係各機関に通報・連絡するとともに、必要に応じ、報道機関等を通じて住民へ周知し、汚染拡大防止対策を実施する。

オ その他河川管理に関する事項の調整

河川管理に関する事項の調整にあたっては、できる限りライフラインや地域住民の生活に密着した応急対策に関する事項の調整を優先して行う。

② ダム施設

災害発生後の点検等によりダム施設に異常が認められた場合は、施設管理者は貯水位制限等の対策、止水処理等の応急的措置、関係機関及び一般住民への連絡、通報等の措置を実施する。

(4) 応急復旧

施設管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期及び施工規模並びに資材や機械の確保等を考慮して、適切な工法により応急復旧工事を実施する。

第4節 農地・農業用施設災害応急計画

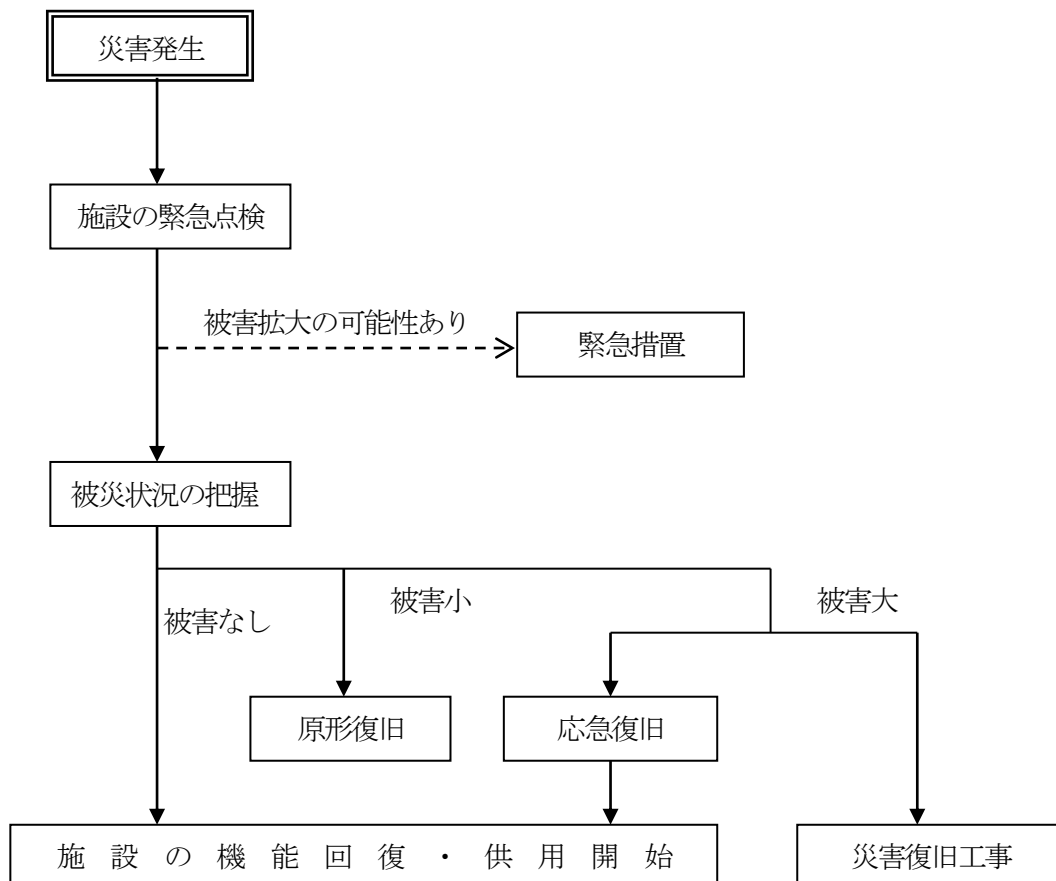
1 方針

災害により被災した農地・農業用施設の機能を回復し、被害の拡大や二次災害の防止を図るために、市、県及び土地改良区等が実施する災害応急対策及び復旧対策について定める。

2 主な実施機関

尾花沢市	防災危機管理課、農林課
関係機関	村山総合支庁、村山北部土地改良区

3 農地・農業用施設災害応急計画フロー



4 対策の内容

(1) 施設の緊急点検

施設管理者は、震度4以上の地震が発生した場合、あるいは最大風速15m/s以上の暴風又は24時間雨量が80mm、時間雨量が20mm以上の降雨等を観測した場合は、速やかにパトロールを実施し、主要構造物や地すべり危険箇所等について緊急点検を行う。その結果、危険と認められる箇所については、市、県及び警察等の関係機関に通報するとともに、住民に対して自主避難を呼びかけ、住民に対する避難指示等を行い、適切な避難誘導を実施する等、緊急措置を迅速に実施する。

(2) 被災状況の把握

市は、村山北部土地改良区等と連携して農地・農業用施設等の被災状況を把握し、村山総合支庁に報告する。

(3) 応急対策及び応急復旧対策の実施

- ① 施設管理者は、関係機関と連携し、被災者の生活確保を最優先に農地・農業用施設等の機能を確保するため、被災状況に応じた所要の人員体制をとるとともに、復旧資機材を確保して、次により応急対策を実施する。

ア 集落間の連絡農道及び基幹農道の管理者は、避難路や緊急輸送路を確保するため、優先して障害物の除去及び応急復旧を行う。通行が危険な農道については、市、県及び警察等の関係機関に通報するとともに、通行禁止等の措置を講じる。

イ 用排水施設、ため池等の被災により、下流域に浸水被害が拡大するおそれがある場合は、欠壊箇所等の締切り工事を行うとともに、排水対策を行う。

ウ 施設管理者は、必要に応じ、本震後の余震や継続的な降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検及び主要構造物・建築物の危険度判定を専門技術者等を活用して行う。その結果、危険性が高いと判定された箇所については、関係機関や住民に周知し、不安定土砂の除去、仮設防護柵又は構造物の設置等の応急工事を行うとともに、適切な警戒体制をとる。

エ 施設管理者は、被災し危険な状態にある箇所についてパトロール要員を配置し、巡回・監視による危険防止の措置を講じる。

オ 応急工事は、被害の拡大防止に重点をおき、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模及び資機材の確保を考慮し、適切な工法により実施する。

- ② 市は、農地・農業用施設の被害の状況からやむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所要の手続きをとり、災害査定前に復旧工事に着手する。

第5節 ライフライン施設災害応急計画

1 方針

災害発生時における、下水道施設及び農業集落排水施設、電力供給施設、公衆通信施設、及び液化石油ガス供給施設について、被害の軽減、二次災害の防止及び施設の早期復旧を図るための災害応急対策について定める。

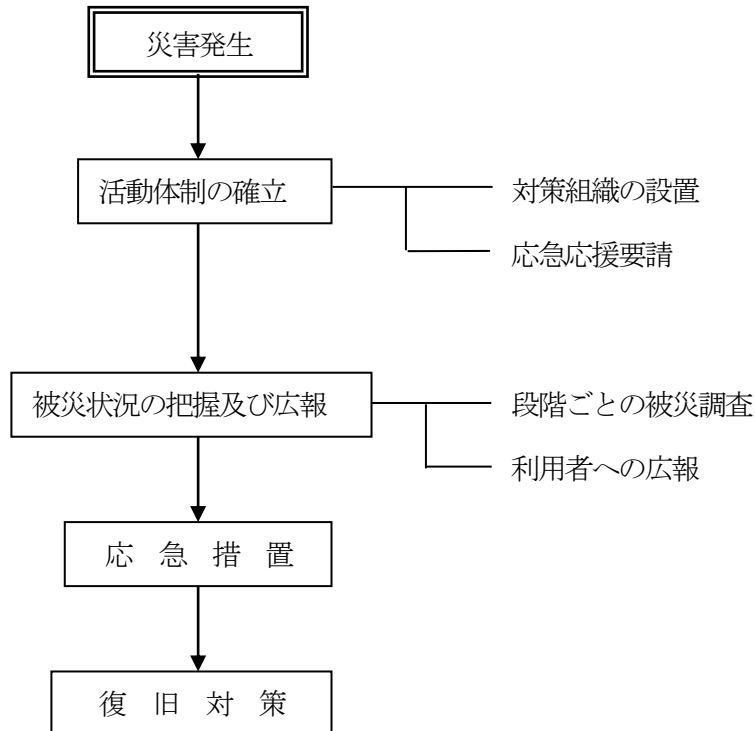
2 主な実施機関

尾花沢市	防災危機管理課、環境エネルギー課
関係機関	尾花沢市大石田町環境衛生事業組合 東北電力株式会社山形支店及び東北電力ネットワーク株式会社新庄電力センター 東日本電信電話株式会社宮城営業部山形支店 山形県プロパンガス保安協会尾花沢ブロック会

3 対策の内容

(1) 下水道施設等の応急対策

<下水道施設等の応急対策フロー>



① 活動体制の確立

市及び尾花沢市大石田町環境衛生事業組合は、災害の状況に応じて関係機関・事業者に協力を要請して、活動体制の確立を図る。

② 被災状況の把握及び広報

ア 段階ごとの被災調査

市、下水道管理者は、被災から復旧に至るまでの各段階に応じ、次により現地の被災状況を調査する。

(ア) 第1段階（緊急点検・緊急調査）

処理場及びポンプ場について被害の概況を把握し、大きな機能障害や人的被害につながる二次災害防止のための点検及び調査を行う。

管渠及びマンホールについては、主に地表からの目視により、被害の拡大及び二次災害防止のための点検を実施するとともに、道路等他施設に与える影響の調査や重要な区間の被害概要を把握する。

(イ) 第2段階（応急調査）

処理場及びポンプ場については、施設の暫定機能確保のための調査を、管渠については、被害の拡大及び二次災害防止のための調査（管内、全マンホールまで対象を広げる。）並びに下水道及び農業集落排水の機能的、構造的な被害程度の調査を行う。

(ウ) 第3段階（本復旧のための調査）

管渠について、マンホール内目視、テレビカメラ調査及び揚水試験を行う。

イ 広域応援要請

被害の規模が大きく、県内の下水道管理者のみでは対応ができない場合は、「北海道・東北ブロック下水道災害時支援連絡会議」における申し合わせに基づき、広域応援を要請する。

ウ 利用者への広報

被災状況、復旧方針及び復旧状況を地域住民に理解してもらうことは、住民生活を安定させるとともに、復旧に対する支援を得るために極めて重要である。このため、被災状況や復旧見通しを、できるだけ分かりやすく地域住民に繰り返し広報するほか、報道機関にも協力を要請する。

下水道施設及び農業集落排水施設の汚水排除機能が停止したり、処理場の処理機能が低下することにより、復旧作業の長期化が予想される場合には、水洗トイレや風呂等の使用を極力控えるよう協力を求める広報活動を行う。さらに、利用者が下水道施設及び農業集落排水施設の異常を発見した場合は、市へ通報するよう併せて呼びかけを行う。

③ 応急措置

被災状況の調査結果をもとに、下水道施設及び農業集落排水施設の構造的・機能的な被害の程度又は他施設に与える影響の程度を考慮して、必要と認められる場合は応急復旧を行う。応急復旧は、本復旧までの間一時的に処理及び排水機能を確保することを目的に行う。

処理場及びポンプ場については、可搬式ポンプの設置、仮設配管の布設による揚水機能の復旧及び固形塩素剤による消毒機能の回復等を行う。管渠及びマンホールについては、可搬式ポンプや吸引車による下水の排除、管内の土砂しゅんせつ及び仮設管の布設等を行う。

④ 復旧対策

処理場及びポンプ場の本復旧は、本来の機能を回復することを目的とし、構造的な施設被害の復旧を行う。同様に、管路施設の本復旧も原形に回復することを目的として行う。復旧は、原則として災害査定を受けた後に順次行われるものであり、被害の形態と程度に応じた復旧方法を設定する。

(2) 電力供給施設の応急対策

① 被災情報の収集、連絡

災害が発生した場合は、電力施設等の被害、停電による影響、気象情報その他災害に関する情報を迅速かつ的確に把握し、災害対策組織に集約するとともに、関係機関へ連絡する。また、必要に応じて、市又は県の災害対策本部に連絡員を派遣し、被災情報や応急対策実施状況等に関する情報の交換を行う。

② 広報活動

停電による社会不安の除去、公衆感電事故及び電気火災防止のため、電力施設被害状況及び復旧状況について、インターネット・テレビ・ラジオや新聞等の媒体により広報活動を行う。

③ 危険予防措置

電気の供給は、原則として災害発生時にも継続するが、二次災害の危険が予想され、市、県、県警察及び消防機関等から要請があった場合は、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

④ 応急工事の実施

ア 東北電力株式会社山形支店及び東北電力ネットワーク株式会社新庄電力センターは、災害が発生した場合は、被災施設・設備等に対する状況を速やかに調査把握し、応急工事を実施する。

イ 被災施設の応急工事を迅速に実施するため、東北電力株式会社山形支店及び東北電力ネットワーク株式会社新庄電力センターの非常災害対策実施基準に基づき必要な資機材、要員を確保する等して電力供給確保に努める。

⑤ 災害時における電気の保安

東北電力株式会社山形支店及び東北電力ネットワーク株式会社新庄電力センターは、災害時において危険と認められる場合は、危険箇所に対し、危険防止に必要な措置を講じる。

⑥ 応援協力の要請

東北電力株式会社山形支店及び東北電力ネットワーク株式会社新庄電力センターは、被害が甚大で早期復旧が困難な場合には、他の電気事業者及び電源開発株式会社に対し応援を要請し、さらに、労務施設、設備及び資機材等の確保について、市又は他市町村及び県に対し協力を要請する。

(3) 電気通信施設の応急対策

災害発生時に、通信設備等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の確保を図るために、市は電気通信事業者が実施する災害応急対策及び復旧対策に協力するものとする。

① 応急対策

ア 被災地通信設備の監視と通信網の遠隔装置

電気通信設備を常時監視し、被災状況を把握するとともに、通信を確保するため、遠隔切替制御、通信規制及び音声案内等の措置を行う。

イ 災害時組織体制の確立

災害が発生し又は発生するおそれのある場合は、組織の体制を確立し、迅速かつ的確な応急活動を実施する。

ウ 被災状況の把握

被災の概要について、社内外からの被害に関する情報を迅速に把握する。

エ 災害時広報活動

災害が発生した場合、通信の疎通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

② 復旧対策

被災した電気通信設備等を早急に復旧するため、応急資機材の仮設や災害対策用通信機器の設置を行う。また、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、県を通じて地方公共団体に協力を要請する。

(4) 液化石油ガス施設の応急対策

① 被災状況の把握

液化石油ガス取扱事業者（以下「事業者」という。）及び液化石油ガス認定保安機関は、充填施設及び販売施設（容器置場）並びに消費者の供給設備及び消費設備を巡回して、ガス漏えい探知器等による調査・点検を行い、被害状況の把握に努めるとともに、一般社団法人山形県エルピーガス協会及び山形県高圧ガス地域防災協議会（以下「関係協会」という。）に緊急連絡を行う。

また、災害が発生した場合は、警察及び消防機関へ直ちに通報するとともに、必要に応じて付近の住民に避難するよう警告する。

② 利用者への広報

事業者は、近隣の住民や販売先の消費者に対し、二次災害の防止について広報を行う。

また、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、近隣の住民に、災害の状況、避難の必要性の有無及び応急対策の実施状況等について広報する。被害が拡大するおそれがある場合は、必要により関係協会、市、県及び報道機関の協力を得て広報を行う。

③ 緊急措置の実施

事業者は、被災状況の調査結果により、ガス設備が危険な状態にあると判断された場合は、容器を撤去し、爆発や流出等のおそれがない安全な場所へ一時保管するとともに、状況によりガス漏れや火災にも対応する。

④ 応援協力の要請

事業者は、自らによって応急措置の実施が困難と判断される場合は、他の事業者や関係協会に応援を要請し、又は県に対して要員の確保について応援を要請する。

4 資料

- ① 尾花沢市、大石田町液化石油ガス災害対策に関する協定書 (資料編 126 頁)
- ② 危険物等施設一覧 (資料編 259 頁)

第6節 危険物等施設災害応急計画

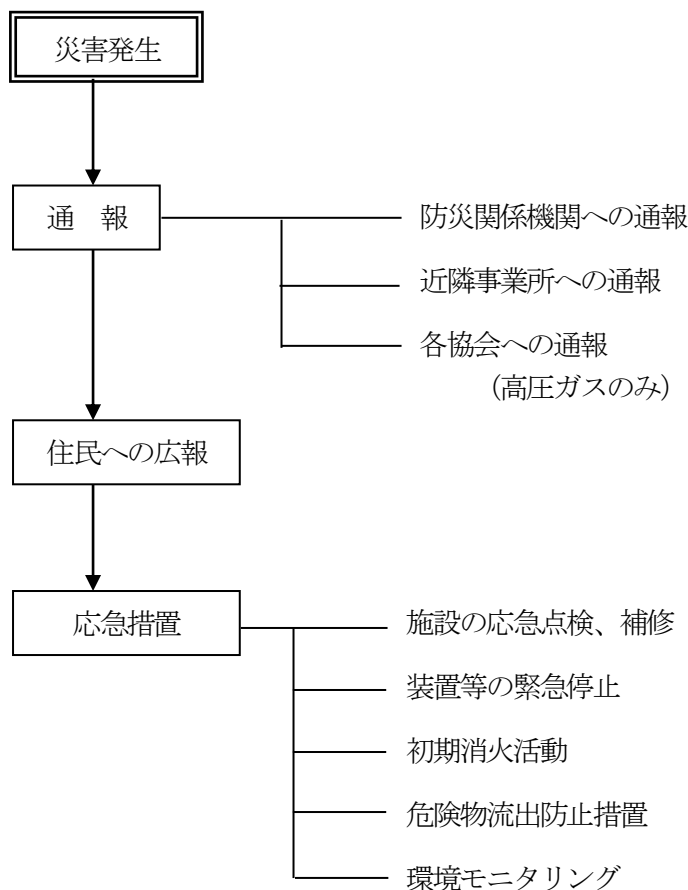
1 方針

危険物等施設において事故が発生した場合又は災害により危険物施設等が被災した場合に被害を軽減するため、危険物等施設の管理者が防災関係機関と協力して実施する災害応急対策について定める。

2 主な実施機関

尾花沢市	防災危機管理課、消防本部
関係機関	村山総合支庁、村山保健所 危険物施設管理者、高圧ガス取扱業者

3 危険物等施設災害応急計画フロー



4 対策の内容

(1) 共通の災害応急対策

① 関係機関への通報等

危険物等取扱事業所は、事故発生時及び災害により被災した場合は、消防機関、警察、市及び県等関係機関並びに隣接事業所に、事故等の状況を直ちに通報又は連絡し、これらの機関との協力体制を確立する。

② 住民への広報

危険物等取扱事業所は、地域住民の安全を確保するため、必要に応じ、市、県及び報道機関の協力も得て、住民への広報及び避難誘導を行う等適切な措置をとる。

③ 自主防災活動の実施

危険物等取扱事業所は、あらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき、自主防災活動を行う。

④ 危険物等施設の応急措置

ア 施設所有者等

(ア) 危険物等取扱事業所は、災害発生時には、危険物等の取扱作業を中止し、設備の緊急停止を行うとともに、直ちに応急点検を実施する。また、危険物施設等に損傷等異常が発見されたときは、当該施設を補修し又は危険物等の除去を行う等適切な措置をとる。

(イ) 危険物等により災害が発生した場合には、消火剤、オイルフェンス、吸着剤及び油処理剤等を活用し、現状に応じた初期消火や流出防止措置を行う。

(ウ) 危険物の移送中に災害が発生したときは、直ちに応急措置を講じて、付近の住民に避難の警告を行うとともに、被災地を管轄する消防機関及び警察等に連絡する。

イ 市

(ア) 被害が広範囲にわたり、引火、爆発又はそのおそれがある場合は、地域住民の安全を図るため、施設関係者や関係機関と連絡をとり、立入禁止区域を設定するとともに、住民への広報や避難立ち退きの指示を行う。

(イ) 流出、転倒及び浮上したタンク等については、使用の停止を命じ危険物の排除作業を実施させる。

(2) 個別の災害応急対策

① 火薬類

ア 販売所等における応急措置

販売事業者は、災害が発生し、火薬庫や庫外貯蔵所等が被災するおそれが生じた場合で、保管・貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す余裕がある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張り人を置き、関係者以外を立入禁止とする。ただし、道路が危険であるか又は搬出の余裕がない場合は、火薬類を付近の水中等に沈める等安全な

措置を講ずるとともに、その措置内容について、防災関係機関に速やかに報告する。

また、火薬庫については、入口、窓等を目塗りで完全に密閉し、木部には防火措置を講じるとともに、必要に応じて周辺住民に避難するよう警告を行い、近隣火薬庫所有者に火薬類の保管委託を行う。

イ 消費場所における応急措置

消費事業者は、土砂崩れ等により火薬類が土中に埋没した場合には、火薬類の存在する可能性のある場所を赤旗等で標示し、見張り人を置き、関係者以外を立入禁止とする。なお、土砂等を排除した後、現場の状況に応じた適切な方法で火薬類を回収し、廃棄する。

ウ 運搬中における応急措置

運搬者は、運搬作業中に災害による事故が発生した場合には、安全な場所に車両を移動させるとともに、必要に応じて防災関係機関に通報する。また、車両が損傷を受ける等により火薬類が落下・散乱した場合は、速やかに回収して一般人の取扱いによる事故を防止するとともに、盗難防止等のため警戒監視を行いながら、運搬事業主等の指示を受けて対処する。

② 高圧ガス

高圧ガス関係事業者は、必要に応じて高圧ガス関係団体の支援を受け、高圧ガスの性質（毒性、可燃性及び支燃性）や状況に応じた応急措置を実施する。

ア 高圧ガス製造施設及び貯蔵施設等における措置

高圧ガス関係事業者は、製造施設や貯蔵施設が危険な状態になったとき又はそのおそれがあるときは、直ちに製造等を中止するとともに、火災等が発生した場合は、消火や冷却放水、安全放出及び高圧ガスの移動を行う。

ガスが漏えいした場合には、緊急遮断等の漏えい防止措置を実施するとともに、必要に応じ立入禁止区域や火気使用禁止区域の設定を行う。なお、防災要員以外の従業員は退避させ、発災した施設以外の設備の緊急総点検を行うとともに、必要に応じ警察に連絡して交通規制等の措置を講じる。

イ 販売事業者の容器置場における措置

販売事業者は、高圧ガス容器が転倒しガス漏れ等が発生した場合には、直ちにガス漏れ遮断等の措置を講じるとともに、容器を安全な場所に移動する等の措置を行う。なお、必要に応じて作業員以外の従業員を退避させる。

ウ 一般消費者における容器等の措置

一般消費者は、容器等に係るガス漏れ等の事故が発生した場合は、速やかに販売事業者又は保安機関に連絡するとともに、必要に応じて消防機関に通報し、付近住民が火気等を使用しないよう呼びかける。

エ 高圧ガスの移送中の措置

高圧ガス輸送車の運転者は、移送中に災害が発生した場合には、直ちに安全な場所に車両を移動させるとともに、必要に応じて防災関係機関に通報する。また、車両に損傷を受ける等により高圧ガスが漏えいした場合は、直ちにガス漏れを遮断する等の措置を講じ、付近の住民等に避難の指示を行うとともに、山形県高圧ガス地域防災協議会及び防災関係機関に通報する。

(3) 危険物等流出応急対策

河川、大気等に大量の危険物が流出又は漏えいした場合は、次により迅速かつ適切に被害の防止に努める。

- ① 事故関係者、事故発見者及び通報受理者は、速やかに市、消防機関、警察及び河川管理者等関係機関に通報又は連絡する。
- ② 防災関係機関、事業者及び危険物等取扱者は、それぞれの業務又は作業について、相互に密接に連絡をとり、次の防除対策が迅速かつ的確に実施できるよう協力する。
 - ア 危険物等の拡散を防止するため、オイルフェンス、むしろ、柵及び木材等の応急資機材を展張する。
 - イ オイルフェンス等により流出範囲を縮小した危険物等を、吸引ポンプ等により吸い上げ又は汲み取るとともに、必要により化学処理剤により処理する。
 - ウ 流出した危険物等から発生する可燃性ガスの検知を行い、火災の発生や健康及び環境への被害を未然に防止するため、必要な措置を講じる。
- ③ 飲料水汚染の可能性がある場合は、県及び河川管理者は、水道用水取水地区の担当機関に直ちに連絡し、取水制限等の措置を講じる。
- ④ 水質汚濁防止法又は大気汚染防止法に基づく有害物質等が河川等の公共用水域に流出若しくは地下に浸透又は大気中に放出された場合は、河川管理者及び保健所等は、原因者の究明、原因者の措置状況の確認、原因者の指導のほか、必要に応じて環境モニタリング調査を実施するとともに、その結果を関係機関に速やかに通報し、防除対策の実施に資する。

5 資料

- ① 尾花沢市、大石田町液化石油ガス災害対策に関する協定書 (資料編 126 頁)
- ② 危険物等施設一覧 (資料編 259 頁)

第12章 農林水産業災害応急計画

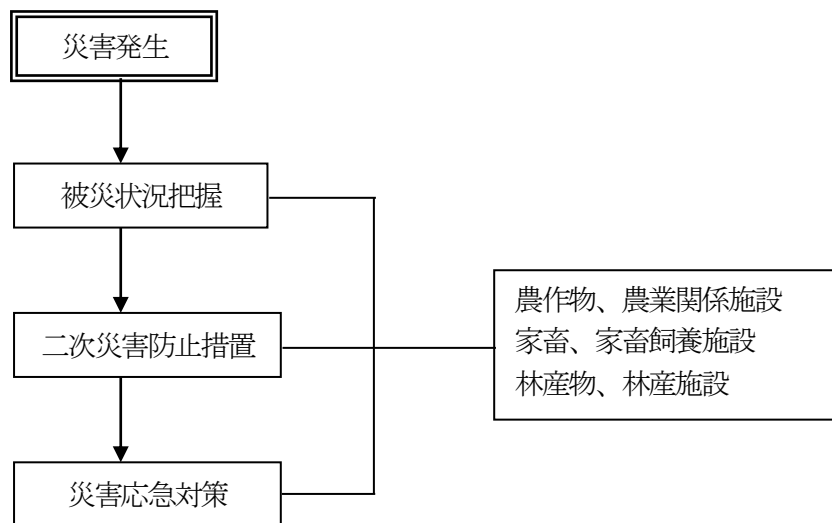
1 方針

災害時には農業生産基盤の被災、農業用施設の損壊、家畜のへい死及び飼養施設の損壊、林道・治山施設の被災等が予想されるため、市、農林水産業関係団体等が実施する災害応急対策について定める。

2 主な実施機関

尾花沢市	農林課
関係機関	村山総合支庁、村山北部土地改良区 山形森林管理署、北村山森林組合 みちのく村山農業協同組合尾花沢営農センター

3 農林水産業災害応急計画フロー



4 対策の内容

(1) 被害状況の把握

市は、土地改良区、農業協同組合、森林組合及び県等と相互に連携し、国の関係機関の協力を得て、農林水産業施設の被害状況を把握するとともに、被害状況を県に報告する。

(2) 二次災害防止措置

市は、二次災害を防止するために必要と認めるときは、次の措置をとる。

① 農作物及び農業用施設

農業協同組合及び農家に対し、余震等による農舎、園芸ハウス等の倒壊防止措置並びに農業用燃料及び農薬の漏出防止措置をとるよう指導又は指示を行う。

② 家畜及び家畜飼養施設

農業協同組合及び農家に対し、余震等による畜舎の二次倒壊防止、生存家畜の速やかな救出措置、家畜の逃亡防止及び逃亡家畜の捕獲並びに収容による住民への危害防止措置をとるよう指導又は指示を行う。

③ 林産物及び林産施設

森林組合及び林家に対し、林産施設の倒壊防止措置並びに林業用燃料、電気及びガス等の漏出防止措置を講ずるよう指導又は指示を行う。

(3) 災害応急対策

① 農作物及び農業関係施設

市は、県及び農業協同組合等と相互に連携し、農作物及び農業関係施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じ又は関係者を指導する。

- ア 農作物の病虫害発生予防のための措置
- イ 病虫害発生予防等のための薬剤の円滑な供給
- ウ 応急対策用農業用資機材の円滑な供給
- エ 農作物の生育段階に対応した生産管理技術の指導
- オ 種苗の供給体制確保

② 家畜及び家畜飼養施設

市は、県及び農業協同組合等との連携・協力のもとに家畜被害に対する次の応急措置を講じ又は関係機関に要請等を行う。

- ア 死亡家畜の円滑な処分及び廃用家畜の緊急と殺処分
 - (ア) 家畜死体の受入体制の確保
 - (イ) 家畜死体の埋却許可
 - (ウ) 傷害による廃用家畜の緊急と殺に対する検査（県食肉衛生検査所）
 - (エ) 家畜廃用認定（山形県農業共済組合連合会）
 - (オ) 家畜緊急輸送車両の確保（山形県家畜商協同組合）
- イ 家畜伝染病の発生及びまん延防止のための予防接種、畜舎消毒等

- (ア) 家畜飼養農家に対する指導（山形県家畜保健衛生所）
 - (イ) 被災家畜の健康診断及び畜舎消毒（山形県家畜保健衛生所）
 - (ウ) 家畜伝染病予防接種体制の確保（山形県畜産協会）
 - ウ 動物用医薬品及び器材の円滑な供給（山形県動物薬品器材協会）
 - エ 家畜飼料及び飼養管理用資機材の円滑な供給（全農山形県本部、山形県酪農業協同組合、山形県配合飼料価格安定基金協会）
- ③ 林産物及び林産施設
- 市は、森林管理署、県及び森林組合等と連携し、林産物（林地）及び林産施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じ又は関係者の指導を行う。
- ア 林地等に地すべり又は亀裂が生じている場合の、シートで覆う等その拡大防止措置
 - イ 苗木、立木及び林産物等の病虫害発生予防措置
 - ウ 病虫害発生予防用薬剤の円滑な供給
 - エ 応急対策用資機材の円滑な供給
 - オ 林産物の生育段階に対応する生産管理技術指導

第13章 生活支援関係

第1節 集積配分拠点運営計画

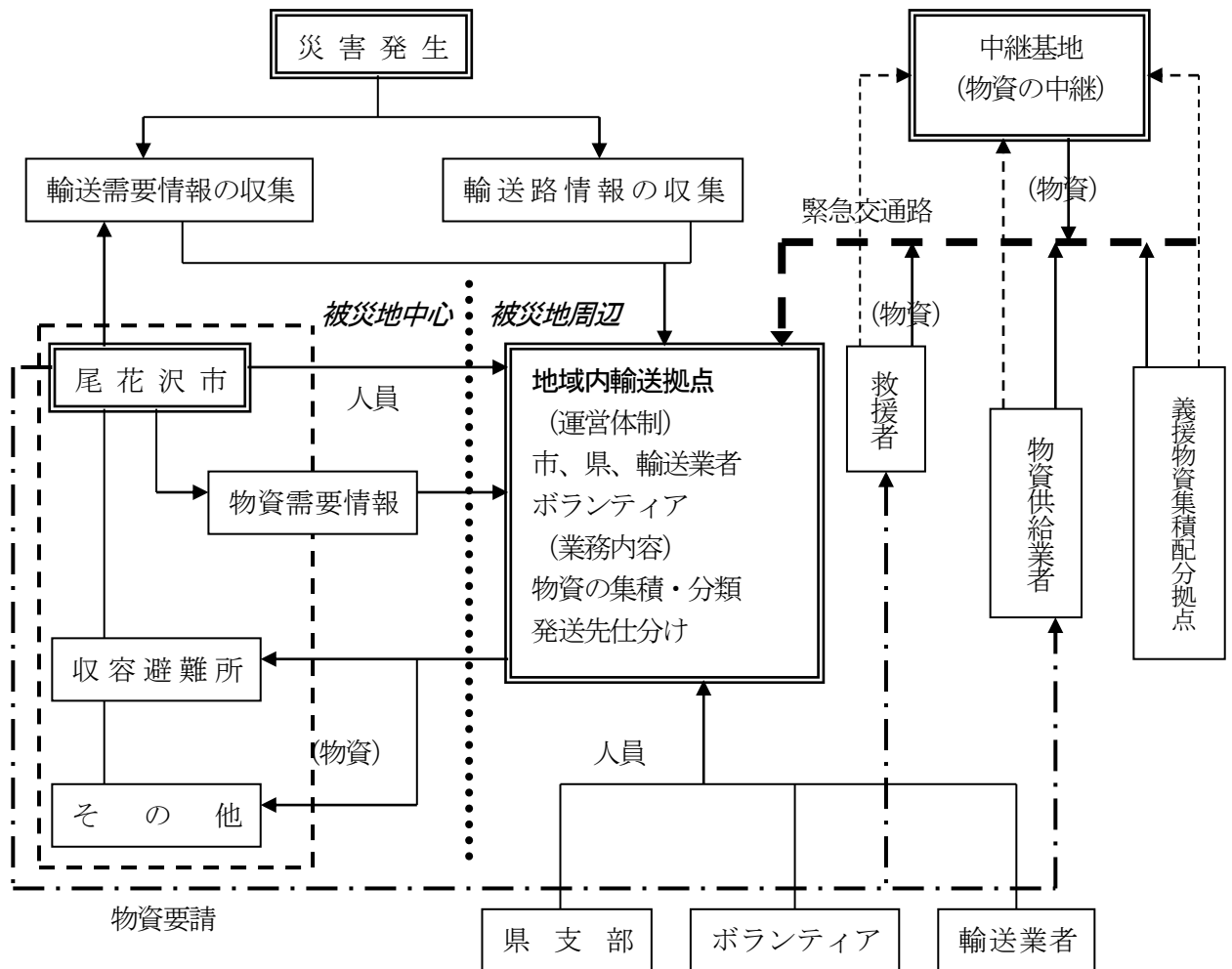
1 方針

災害が発生した場合、被災地内の避難所等へ迅速かつ効率的に物資を輸送するため、地域内輸送拠点の設置及びその運営について定める。

2 主な実施機関

尾花沢市	防災危機管理課、市民税務課、商工観光課、教育委員会
関係機関	自主防災組織

3 集積配分拠点運営計画フロー



4 対策の内容

(1) 運営体制と方法

① 運営体制

市、県及び公益社団法人山形県トラック協会の輸送機関による共同運営とし、運営責任者は県が行うものとする。

② 運営方法

ア 物資拠点への職員等の派遣

郵送業務の指揮、搬入、管理、仕分け、搬出及び連絡調整作業に従事する職員、民間委託業者及びボランティア等を物資拠点に派遣するものとする。

イ 避難所等の物資需要情報の集約

パソコン等の情報機器や操作要員を配置し、避難所等の物資需要情報を集約・整理のうえ関係機関への情報提供を行うとともに支援物資の要請をする。

ウ 物資配送用車両の確保

市は物資配送用車両の確保が困難な場合は、他市町村又は県へ物資配送用車両の確保についての応援を要請する。

エ ボランティアの活用

物資拠点における業務は、多くの要員を必要とするのでボランティアを積極的に活用するとともに、交代要員の確保に努めるものとする。

(2) 避難所等への輸送

避難所等までの輸送は、原則として市が実施するものとする。

第2節 食料供給計画

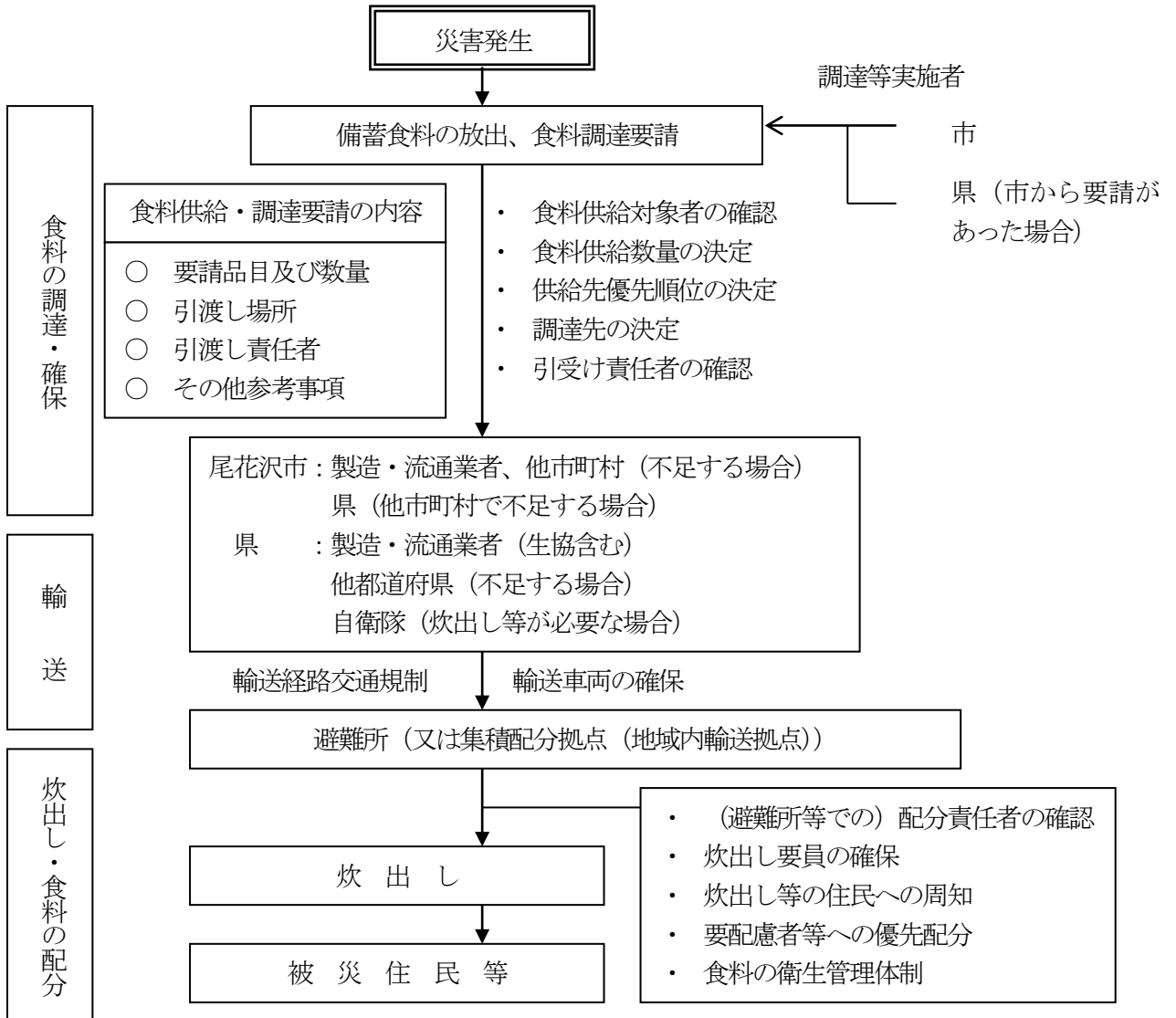
1 方針

災害により、食料を確保することが困難となった場合における、市及び県が実施する災害応急対策について定める。

2 主な実施機関

尾花沢市	防災危機管理課、農林課
関係機関	みちのく村山農業協同組合尾花沢営農センター 自主防災組織

3 食料供給計画フロー



4 対策の内容

(1) 食料の調達及び配分

① 調達

市は、食料供給対象者数を確認し食料供給数量を決定した後、備蓄食料の放出を行うとともに、不足する場合は、あらかじめ優先供給に関する協定を締結している製造・流通関係業者等からの調達を実施する。

市のみでは対応しきれない場合は、以下の手順で対応する。

ア 山形県市町村広域応援協定に基づき、被災市町村応援調整市町村を通じて応援要請を行う。

イ 被害が広範囲に及び市町村間の応援が困難な場合、又は市町村間だけでは不足が見込まれる場合は、県に対して必要な食料の供給応援要請を行う。

ウ 応援要請する際は、次の事項を明示して行う。

(ア) 食料の応援要請

品目、数量、引渡期日、引渡場所、その他参考となる事項等

(イ) 炊出し用具等の応援要請

人員、器具、数量、期間、場所、その他参考となる事項

② 調達食料品

市は、避難所の設置状況や要配慮者等を考慮し、調達する。また、アレルギーや疾病、育児等によって食に配慮を要する人向けの食品や栄養バランスに配慮するための生鮮食料品等についても、必要に応じ可能な限り調達する。

ア 弁当、米穀、食パン、麺類（即席麺・そば・乾うどん）、飯缶、乾パン

イ 乳幼児ミルク、牛乳

ウ 副食品（缶詰・漬物・佃煮・野菜）、調味料（味噌・醤油・塩・砂糖）

③ 地域内輸送拠点の開設

必要に応じて地域内輸送拠点を速やかに開設し、食料の輸送体制を確保する。

④ 炊出し

炊出しにより食料の供給を実施する場合は、次により行う。

ア 炊出しは、原則として避難所内又はその近くの適当な場所を選定し、仮設給食施設を設置して行う。

イ 大量に炊出しが必要となり炊出し要員等が不足する場合は、既存の給食施設を利用し、日本赤十字社山形県支部及びボランティアの協力を得て炊出しを実施するとともに、必要に応じ、知事に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

⑤ 配分

被災住民への食料の配分にあたっては、次の事項に留意する。

ア 避難所等における食料の受入確認及び需給の適正を図るための責任者の配置

- イ 住民への事前周知等による公平な配分
- ウ 要配慮者への優先配分
- エ 避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等への配分

(2) 国によるプッシュ型支援

国は、市及び県において、正確なニーズの把握や要請を行うことに時間を要することや、民間供給能力の低下により、必要な食料の迅速な調達が困難と想定される場合においては、被災者数や引渡場所等の可能な限りの入手情報等に基づき、被災地からの要請がなくても、食料の供給を確保し、輸送を開始する（プッシュ型支援）。

市及び県は、必要な情報について可能な限り国に提供することとし、要請に基づく支援（プル型支援）へ早期に切り替えられるよう避難者数、ニーズ等の情報収集を行うこととする。

5 資料

- ① 非常災害時の生活必需品等物資供給に関する協定書 (資料編 105 頁)
- ② 災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表 (資料編 290 頁)

第3節 給水・上水道施設応急対策計画

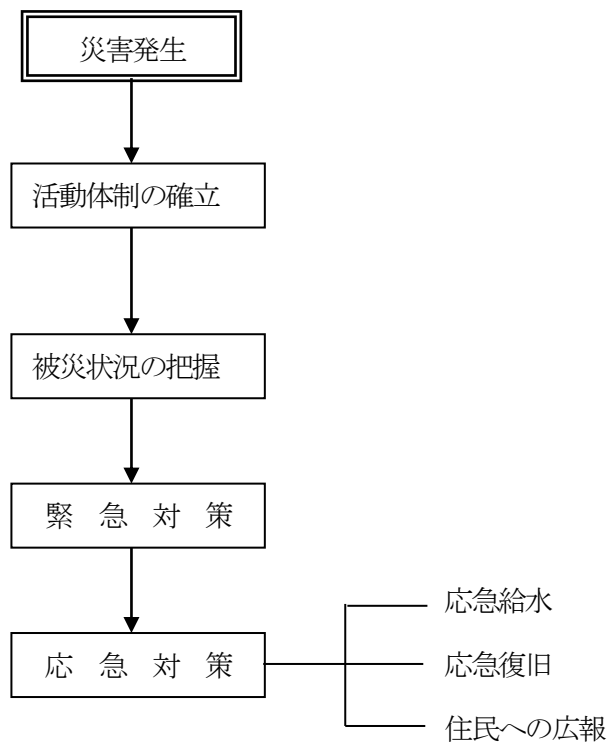
1 方針

災害が発生した場合、被災者の生命維持及び人心安定の基本となる飲料水、医療用水、消火用水及び生活用水等を確保するため、市、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合及び県が実施する災害応急対策について定める。

2 主な実施機関

尾花沢市	防災危機管理課、環境エネルギー課
関係機関	尾花沢市大石田町環境衛生事業組合

3 給水・上水道施設の応急対策計画フロー



4 対策の内容

(1) 活動体制の確立

市及び水道事業者は相互に、連絡調整を図りながら、必要に応じて関係機関に応援協力を要請し、応急体制を確立する。

① 活動体制

水道事業者は、県及び関係機関と連絡調整を図り、必要に応じて社団法人日本水道協会山形県支部（以下「日水協県支部」という。）の「災害時相互応援協定」（以下「応援協定」という。）に基づき、次により、関係機関に要員及び応急対策用資機材の応援を要請し、応急体制を確立する。

- ア 動員計画に基づき、迅速に職員を動員する。職員自身が被災する場合も考えられるため他部局の職員も動員し、必要な職員数の確保に努める。
- イ 市及び事業組合で、給水及び復旧活動が困難な場合は、応援協定に基づき、日水協県支部に対し人員及び資機材の応援要請を行う。
- ウ 応援部隊等を的確に指揮できる体制を確立する。
- エ 応援協定で定めている応援者の受入体制の確立に努める。
- オ 必要な場合は、水道工事業者等に応援協力を依頼する。

(2) 被災状況の把握

水道事業者は、次により迅速かつ的確に水道施設、道路等の被災状況を把握する。

- ア 遠隔監視システム等による運転状況の把握
- イ 職員等の巡視点検による被災状況の把握
- ウ 住民からの通報による、配水管や給水管等の漏水又は断水等被災状況の把握

(3) 緊急対策

水道事業者は、被害の拡大と二次災害を防止するため、次により緊急対策を実施する。

① 二次災害の防止対策

- ア 浄水場等で火災が発生した場合、速やかに消火活動を行う。
- イ 水道用薬品及び水質分析用薬品等の漏出防止対策を講じる。
- ウ 緊急遮断弁を全閉し、配水池で浄水を確保する。

② 被害発生地区の分離

被害状況の情報収集により、被害が少なく継続して給水が可能な地区と、被害が大きく継続給水不可能な地区を選別し、制水弁の開閉により配水区域を切り離し、配水池からの浄水の漏出防止を図る。

(4) 応急対策

水道事業者は、被災施設や被災住民数等を的確に把握し、地区別に考慮した応急給水計画及び応急復旧計画を策定のうえ、速やかに応急対策を実施する。

① 応急給水

市及び事業組合は、衛生対策、積雪等の気候条件及び要配慮者の状況について十分配慮し、給水の優先順位を決定するとともに、被災状況に応じて地区別に給水方法を選定し、次により被災者に飲料水等の生活用水を給水する。

ア 給水方法

被害状況に応じ、地区別に拠点給水、運搬給水及び仮設給水を効率的に組み合わせ給水する。

(ア) 拠点給水

配水池、避難所に給水施設を設置して、給水を行う。

また、緊急代替水源等には浄水機等を稼働させ、給水基地を設営して給水する。

(イ) 運搬給水

給水車、給水タンク搭載車等により飲料水を被災地に運搬し、給水する。

(ウ) 仮設給水

応急復旧した水道管に仮設給水栓を設置して給水する。また、状況に応じて給水栓を増減させる。

(エ) 備蓄飲料水の供与

市は、備蓄飲料水を避難所等において配布する

イ 優先順位

医療施設、社会福祉施設及び避難所へ優先的に給水する。

ウ 飲料水及び応急給水用資材の確保

(ア) 飲料水の確保

被災直後は配水池で飲料水を確保し、その後は被災しなかった水道施設及び緊急代替水源等により飲料水を確保する。

(イ) 応急給水用資材の確保

市が確保している応急給水用資材で不足する場合は、速やかに県、日水協県支部に応援を要請し、飲料水運搬容器等の応急給水用資材を調達する。

エ 生活用水の確保

区域内の井戸水、工業用水等の水道水源以外の水及び雨水等に滅菌剤を添加した水を、飲料水以外の生活用水に利用する。

オ 積雪期への配慮

積雪期において、給水車等の運搬給水が困難な場合は、必要により消雪用井戸等による給水を行う。井戸等については、水質悪化や汚染が懸念されるため、水質検査を行い、水質基準に適合していた場合に給水する。やむをえず飲用する場合は、煮沸消毒を実施し又は滅菌剤を添加したうえで飲用に供する。

カ 要配慮者に対する配慮

高齢者等の要配慮者や中高層住宅の利用者への給水にあたっては、ボランティア活

動や住民相互の協力体制を含め、円滑な応急給水ができるよう配慮する。

② 応急復旧

水道事業者は、応急復旧の優先順位を明確にし、衛生対策や積雪期の対応等に十分配慮して、関係機関と連絡調整を図りながら、迅速に応急復旧を行う。

③ 住民への広報

住民に対し、断減水の状況、応急給水計画、応急復旧の見通し及び飲料水の衛生対策の情報を、防災行政無線、チラシ、掲示板及び広報車等により迅速に広報し、住民の不安解消に努めるものとする。

ア 被災直後の広報

市が主体となり、迅速に広報するとともに、ラジオ、テレビ等の報道機関の協力を得て、多角的に広報するよう努める。

イ 長期的復旧計画の広報

市は、長期的かつ広域的な復旧計画等の情報を広報誌、報道機関及びインターネット等を利用して広報する。

ウ 情報連絡体制の確立

市及び水道事業者は、被害状況、応援要請及び住民への広報等について密接な連絡調整を図るため、相互の連絡体制を確立する。

5 資料

- | | |
|-----------------|-------------|
| ① 水道工事指定店名簿 | (資料編 286 頁) |
| ② 災害時相互応援協定調査集計 | (資料編 279 頁) |
| ③ 上水道給水区域 | (別冊地図) |

第4節 生活必需品等物資供給計画

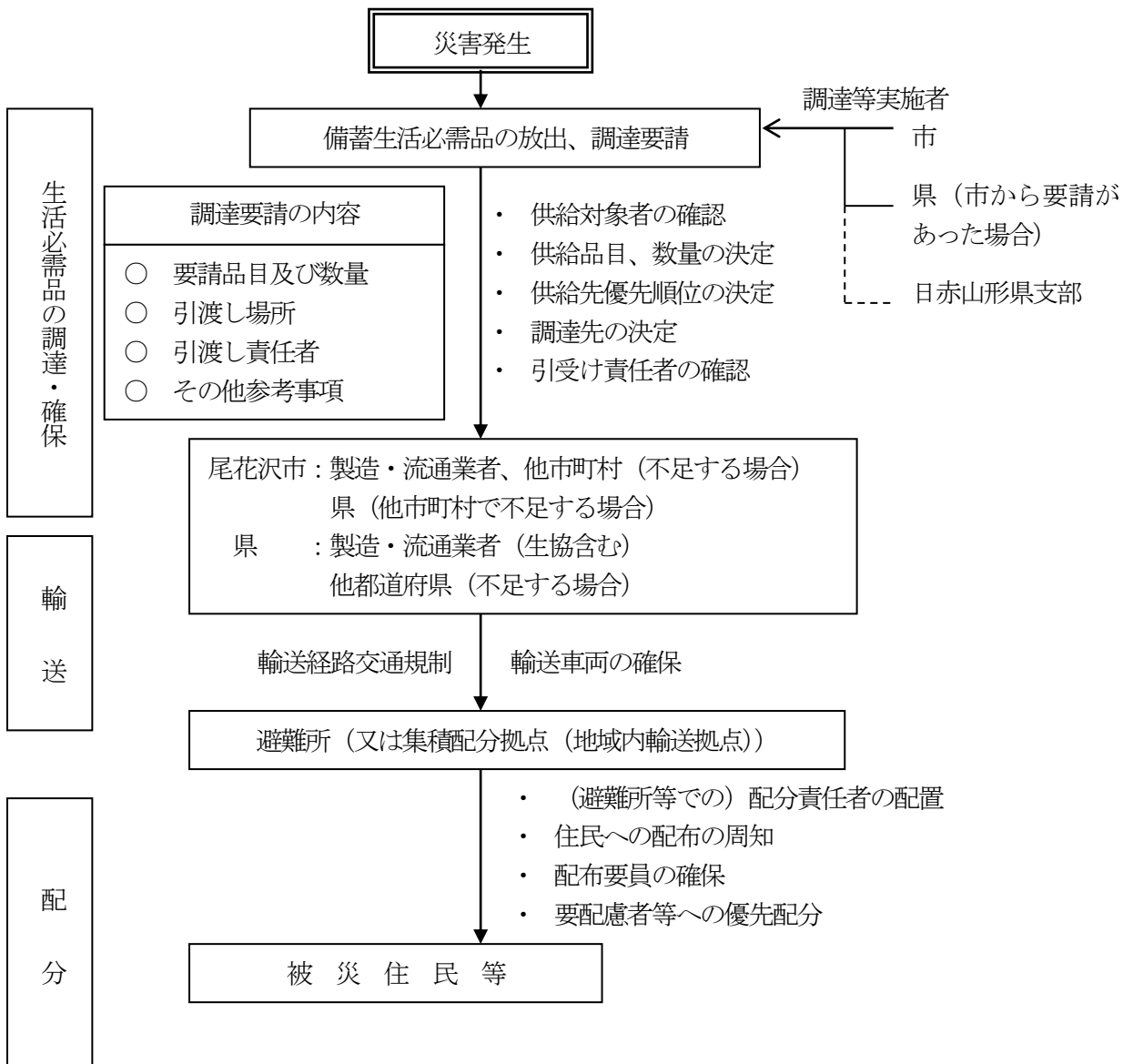
1 方針

災害により被災した住民等が、生活必需品等を確保することが困難となり、日常生活に支障を生じ又は支障を生ずるおそれがある場合において、市及び県が、生活必需品等物資の物資を住民等に供給するための対策について定める。

2 主な実施機関

尾花沢市	防災危機管理課、福祉課（福祉事務所）、市民税務課
関係機関	みちのく村山農業協同組合尾花沢営農センター

3 生活必需品等物資供給計画フロー



4 対策の内容

(1) 生活必需品等の調達及び配分供給

① 調達

市は、生活必需品等の供給対象者数を確認し供給品目及び数量を決定した後、備蓄している生活必需品等物資の放出を行うとともに、不足する場合は、あらかじめ優先供給に関する協定締結等している製造・流通業者等からの調達を実施する。なお、発災からの期間により必要な物資が異なることから、ニーズ及び不足している物資を把握し必要とされている物資の調達に留意する。

市のみで対応しきれない場合は、次の手順で対応する。

ア 山形県市町村広域応援協定に基づき、被災市町村応援調整市町村を通じて応援要請を行う。

イ 応援要請する際は、次の事項を明示して行う。

品目、数量、引渡期日、引渡場所、その他参考となる事項等

ウ 被害が広範囲に及び市町村間の応援が困難な場合又は市町村間の応援だけでは不足が見込まれる場合は、県に対して必要な物資の供給応援要請を行う。

② 調達生活必需品等物資品目例

市は、避難所の設置状況や要配慮者の状況等及び避難者の年齢、性別、サイズ等考慮し、以下の品目を参考に調達する。

ア 寝具（毛布、布団等）

イ 被服（肌着等）

ウ 炊事用具（鍋、炊飯器、包丁等）

エ 食器（茶碗、皿、はし等）

オ 保育用品（ほ乳びん、紙おむつ等）

カ 光熱器具・材料（マッチ、ローソク、コンロ、液化石油ガス等）

キ 日用品（石鹸、タオル、ちり紙、歯ブラシ等）

ク 生理用品

ケ 暖房器具

③ 地域内輸送拠点の開設

必要に応じて地域内輸送拠点を速やかに開設し、生活必需品等物資の輸送体制を確保する。

④ 配分

被災住民への生活必需品の配分にあたっては、次の事項に留意するものとする。

ア 避難所等における生活必需品等の受入確認及び需給の適正を図るための責任者の配置

イ 住民への事前周知等による公平な配分

ウ 要配慮者への優先配分

エ 避難所で生活せず生活必需品等のみ受け取りに来ている被災者等への配分

(2) 国によるプッシュ型支援

国は、市及び県において、正確なニーズの把握や要請を行うことに時間を要することや、民間供給能力の低下により、必要な物資の迅速な調達が困難と想定される場合においては、被災者数や引渡場所等の可能な限りの入手情報等に基づき、被災地からの要請がなくても、物資の供給を確保し、輸送を開始する（プッシュ型支援）。

市及び県は、必要な情報について可能な限り国に提供することとし、要請に基づく支援（プル型支援）へ早期に切り替えられるよう避難者数、ニーズ等の情報収集を行うこととする。

(3) 燃料の供給

県は、災害応急対策や生活の維持に必要な燃料を供給するため、市及び関係機関等と連携して燃料の需要を把握するとともに、重要施設、緊急車両等燃料の確保、供給を図る。

また、給油所の営業状況や燃料供給の見通しについて住民に周知し、適切な消費行動をとるよう呼びかける。

第5節 保健衛生計画

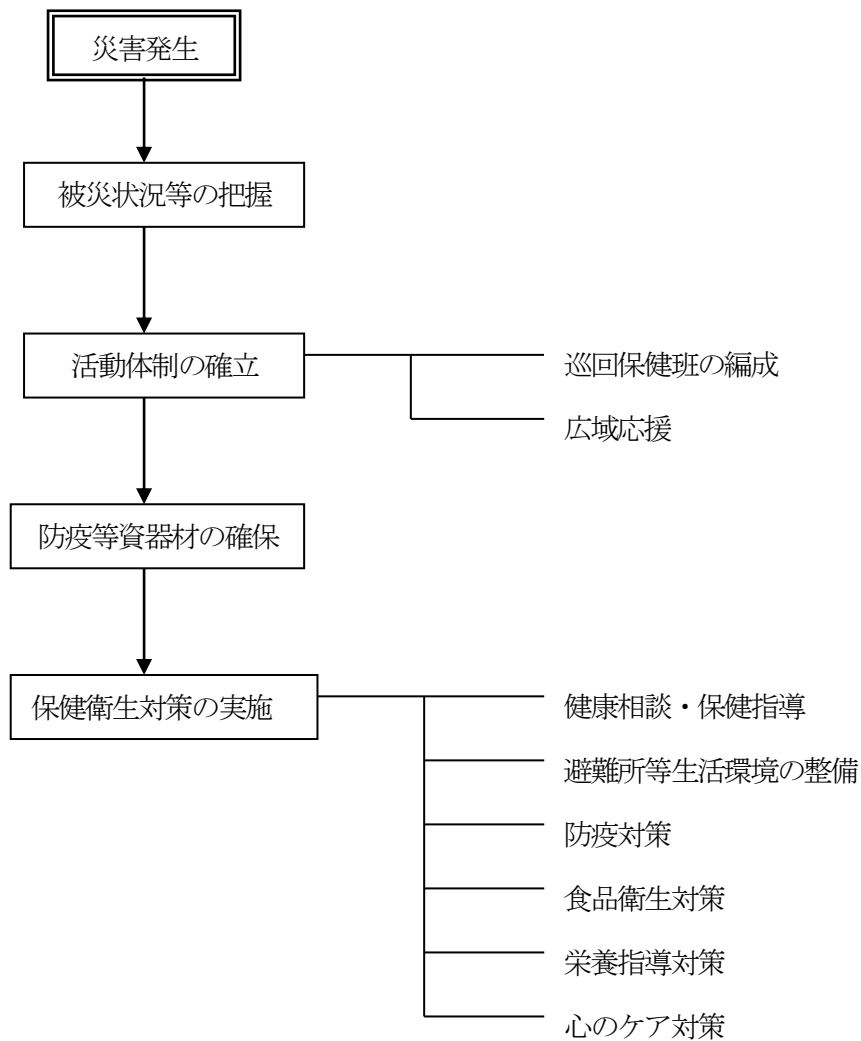
1 方針

災害が発生した場合において、被災地住民の心身の健康を保つために、市及び県が実施する防疫、食品衛生及び精神保健等の保健衛生対策について定める。

2 主な実施機関

尾花沢市	防災危機管理課、健康増進課
関係機関	村山保健所

3 保健衛生計画フロー



4 対策の内容

(1) 被災状況等の把握

災害発生時における保健衛生対策を的確に実施するため、市及び県は、次の事項について被災状況等を把握する。

- ① ライフラインの被害状況
- ② 避難所の設置及び受入状況
- ③ 仮設トイレの設置及び浸水家屋の状況
- ④ 防疫用資器材取扱店等の被害状況
- ⑤ 特定給食施設の被害状況
- ⑥ 食品及び食品関連施設の被害状況

(2) 活動体制の確立

巡回保健班の編成

市及び村山保健所は連携して、保健師を中心とし、必要に応じ医師、栄養士、精神保健相談員等を加えた巡回保健班を編成する。

(3) 防疫等資器材の確保

市は、防疫及び保健衛生資器材（以下「防疫等資器材」という。）が不足する場合は、村山保健所に確保を要請する。

(4) 保健衛生対策

市及び県は、被災地、特に指定避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。

特に、高齢者、障がい者、子ども等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得ながら、計画的に実施する。

① 健康相談・保健指導

巡回保健班は、計画を立てて被災地域の避難所、仮設住宅等を巡回し、健康相談や保健指導を行う。

巡回健康相談では、被災者の健康確保を最優先とし、次により被災者の健康状態の確認と必要な保健指導を実施する。

また、適切な処遇を行うため、必要に応じ医療救護、感染症予防、栄養指導及び福祉対策の各関係者と連絡調整を図る。

ア 寝たきり者、障がい者、乳幼児、妊産婦、人工透析患者等要配慮者の健康状態の把握と保健指導

イ 結核患者、難病患者、精神障がい者等に対する保健指導

- ウ 感染性胃腸炎・インフルエンザ等感染症予防の保健指導
 - エ 有症状者への受診勧奨、重症化予防の保健指導
 - オ 不安除去等メンタルヘルスへの対応
 - カ 口腔保健指導
 - キ 急性肺血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）予防の保健指導
- ② 避難所等生活環境の整備
- 巡回保健班は、避難所、仮設住宅等において次の状況を把握し、被災者へ指導・助言するとともに、市担当者等と連携して適切な生活環境を確保する。
- ア 食生活の状況（食中毒の予防）
 - イ 衣類、寝具の清潔の保持
 - ウ 身体の清潔の保持
 - エ 室温、換気等の環境
 - オ 睡眠、休養の確保
 - カ 居室、便所（仮設トイレ含む）等の清潔
 - キ プライバシーの保護
- ③ 防疫対策
- ア 感染症発生予防対策
- 市は、感染症の発生を未然に防止するため、避難所、浸水地区、衛生状態の悪い地区を中心に、次の感染症予防対策を実施する。
- (ア) パンフレット、リーフレット等を利用して、飲料水や食物への注意、手洗いやうがいの励行を指導するとともに、台所、便所及び家の周りの消毒方法を指導する。
 - (イ) 道路、溝渠及び公園等の公共の場所を中心に消毒を実施する。
なお、消毒の実施にあたっては、ごみの処理、し尿の処理を重点に実施する。
 - (ウ) 県の指示により、感染症の病原体に汚染された疑いのある場所の消毒を実施する。
 - (エ) 県の指示により、ねずみ族や昆虫等の駆除を行う。
- イ 感染症発生時の対策
- 被災地において感染症患者、擬似症患者又は無症状病原体保有者（以下「感染症患者等」という。）が発生した場合は、次の対策を実施する。保健所は、感染症患者等の入院勧告又は入院措置、濃厚接触者の疫学調査・健康診断を実施する。
- (ア) 病原体に汚染された物件等への消毒の実施
市は、県の指示により、感染症の病原体に汚染され又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件について消毒を実施する。
- ④ 食品衛生対策
- 市は村山保健所の指示、指導により、被災した食品関係者の指導及び救護、食品の指導・調査、その他食品に起因する危害発生の防止策を講ずるものとする。また、保健所は

市と連携し、被災地内での炊出し施設の把握と衛生指導を実施するとともに、特に、仮設の炊出し施設に対しては、原料の調達、保管、調理について重点的に指導する。

⑤ 栄養指導対策

市と村山保健所は連携し、次により被災者の栄養指導を行う。災害の状況により必要な場合は、県栄養士会の協力を得て栄養指導班を編成し、被災地を巡回指導する。

ア 炊出しの栄養管理指導

市が設置した炊出し実施現場へ栄養士を巡回させ、炊出し内容等の調整及び給食管理上必要な指導を行うとともに、給食業者への食事内容の指導を実施する。

イ 巡回栄養相談の実施

避難所、応急仮設住宅及び被災家屋を巡回し栄養相談を実施する。なお、高血圧、糖尿病、高齢者等の要配慮者の在宅食事療法必要者に対しては、食生活指導や栄養面からの健康指導を行う。

⑥ 心のケア対策

(ア) 心のケアに関する電話相談

- a 不安や精神的な課題を抱えた被災者に対する電話相談を村山保健所、精神保健福祉センターで実施する。
- b 避難所や応急仮設住宅で生活している被災者に対して、保健所の精神福祉相談員等による巡回相談を実施する。

(イ) 被災地への心のケアチームの派遣

- a 県は、市の要請に基づき、県内外の心のケアチームを被災地に派遣し、避難所又は在宅で避難している精神障がい者の精神科医療を確保するとともに、急性ストレスによって新たに生じた精神的問題を抱える一般住民及び地域の医療従事者、消防・警察・保健・行政職員等の災害時の支援者に対して、精神保健活動を実施する。
- b 精神科医・看護師（保健師）・精神保健福祉士・臨床心理士・精神保健福祉相談員・事務職等からなるチームを編成し、その旨を厚生労働省に報告する。

(ウ) 被災者への普及啓発

- a 被災者に対して、被災後の心理的反応とその対処法・心のケア対策情報をパンフレットやチラシ等で伝達する。
- b ボランティア・開業医・行政職員等の支援者に対し、「支援者自身の心のケアに関する情報」を提供する。
- c 新聞・テレビ等報道機関を通じて被災者の心のケアに関する情報を提供する。

(エ) 援助者への教育研修

- a 保育士・学校教師・ケアマネージャー等関係者に対し、「被災ストレスとその対処法」等の研修を実施する。

- b ボランティア・開業医・行政職員等の支援者に対し、支援者自身の心のケアに関する研修を実施する。

第6節 廃棄物処理計画

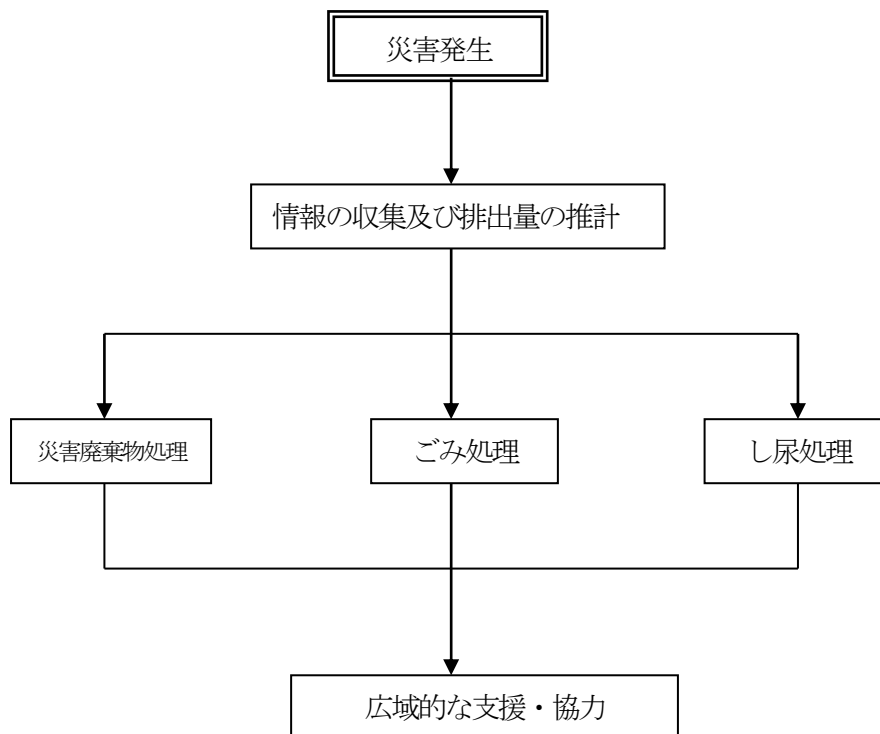
1 方針

災害に伴い発生する被災地の災害廃棄物、ごみ及びし尿等の廃棄物を、迅速かつ適正に収集・処理し、生活環境の保全を図るために、市及び尾花沢市大石田町環境衛生事業組合が実施する廃棄物処理対策について定める。

2 主な実施機関

尾花沢市	防災危機管理課、環境エネルギー課
関係機関	尾花沢市大石田町環境衛生事業組合、村山保健所

3 廃棄物処理計画フロー



4 対策の内容

(1) 災害廃棄物処理

市及び尾花沢市大石田町環境衛生事業組合（以下この節では「事業組合」という。）は、次により災害廃棄物処理を実施する。

- ① 発生した災害廃棄物の種類、性状（腐敗物、有害物質の含有、固形状、泥状等）等を勘案し、その発生量を推計したうえで、令和3年9月に策定した「尾花沢市災害廃棄物処理計画」等に基づき、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。加えて、NPO・ボランティア等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。
- ② 損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行う。
- ③ 損壊建物数等の情報を速やかに収集し、災害廃棄物の排出量を推計する。
- ④ 災害等により損壊した建物から発生した災害廃棄物については、原則として被災者が市の指定する収集場所に搬入する。ただし、被災者自ら搬入することが困難な場合で、かつ、被災者から要請があったときは、市がその建物に関する権利関係等を確認したうえで搬出する。

また、この際、放置された災害廃棄物のうち、周辺住民の人命等に危害を及ぼす可能性の高いもの及び道路の通行に支障があるものについては適切な場所に移動する。

- ⑤ 災害廃棄物の処理に長時間を要するところから、必要により、生活環境保全上支障のない場所に、災害廃棄物の選別や保管可能な仮置場を確保するとともに、その管理について衛生面のほか、火災予防等に十分な配慮を行う。なお、あらかじめ災害廃棄物の仮置き場の候補地を選定しておく。
- ⑥ 災害廃棄物の収集、運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両並びに処理施設が不足する場合には、他の市町村等や地元の建設業協会及び産業廃棄物協会等に応援要請を行う。また、他の市町村等による応援体制が確保できない場合には、県に対して広域的な支援を要請する。
- ⑦ ごみ処理施設について、耐震性の確保を図るとともに、被災した場合の対処として、処理系統の多重化や補修等に必要な資機材の備蓄を行うものとする。
- ⑧ 特定の大規模災害が発生した場合、災害対策基本法に基づく廃棄物処理特例地と指定された場合は、市における災害廃棄物の処理の実施体制、当該災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要性、指定災害廃棄物の広域的な処理の重要性を勘案して、必要と認められる場合には、災害廃棄物の処理を市に代わって国が行うよう、要請する。

- ⑨ 災害廃棄物処理にあたっては、関係機関と緊密に連携し、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

(2) ごみ処理

市及び事業組合は、避難所等の設置場所及び避難人員を速やかに確認し、被災地域におけるごみの排出量を推計し、次によりごみ処理を実施する。

① ごみ処理施設の応急復旧

ごみ処理施設の臨時点検等を早急に行い、その処理能力を確認するとともに、施設や設備に支障が生じた場合は、速やかに応急復旧を行う。

② ごみの処理

避難者の生活に支障を生じることがないように、避難所等における生活ごみの処理を適切に行うとともに、一時的に大量に発生した生活ごみや粗大ごみについて、必要な人員及び収集運搬車両を確保して、円滑な収集を行う。

③ 一時保管場所の確保

生活ごみ等を早期に処理できない場合には、収集したごみの一時的な保管場所を確保するとともに、その管理について衛生面のほか、周辺環境の保全、火災予防等に十分な配慮を行う。

- ④ 生活ごみ等の収集、運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両並びに処理施設が不足する場合には、近隣市町等に応援要請を行う。また、他の市町村等による応援体制が確保できない場合には、県に対して広域的な支援を要請する。

(3) し尿処理

市及び事業組合は、避難所等の設置場所及び避難人員を速やかに確認し、避難所等におけるし尿の排出量を推計し、次によりし尿処理を実施する。

① し尿処理施設の応急復旧

し尿処理施設の臨時点検等を早急に行い、その処理能力を確認するとともに、施設や設備に支障が生じた場合は、速やかに応急復旧を行う。

② し尿の処理

必要な人員及び収集運搬車両を確保して、円滑な収集を行う。

③ 避難所等への仮設（簡易）トイレの設置

上水道、下水道及びし尿処理施設等の被害状況を把握し、必要に応じ、水洗トイレの使用を自粛するよう、地域住民等に協力を要請するとともに、避難所や住宅密集地等に仮設（簡易）トイレを設置する。また、仮設（簡易）トイレの管理にあたっては、必要な消毒剤等を確保し、衛生上十分な配慮を行う。

④ 県、隣接市町等への応援要請

し尿の収集、運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両並びに処理施設が不足する場合には、近隣市町及び山形県環境整備事業協同組合等に応援要請を行う。また、他の市町村等による応援体制が確保できない場合には、県に対して広域的な支援を要請する。

5 資料

- ① 一般廃棄物収集運搬業許可業者名簿、し尿搬入運搬許可業者名簿 (資料編 254 頁)
- ② 一般廃棄物処理施設概要 (資料編 256 頁)

第14章 文教施設における災害応急計画

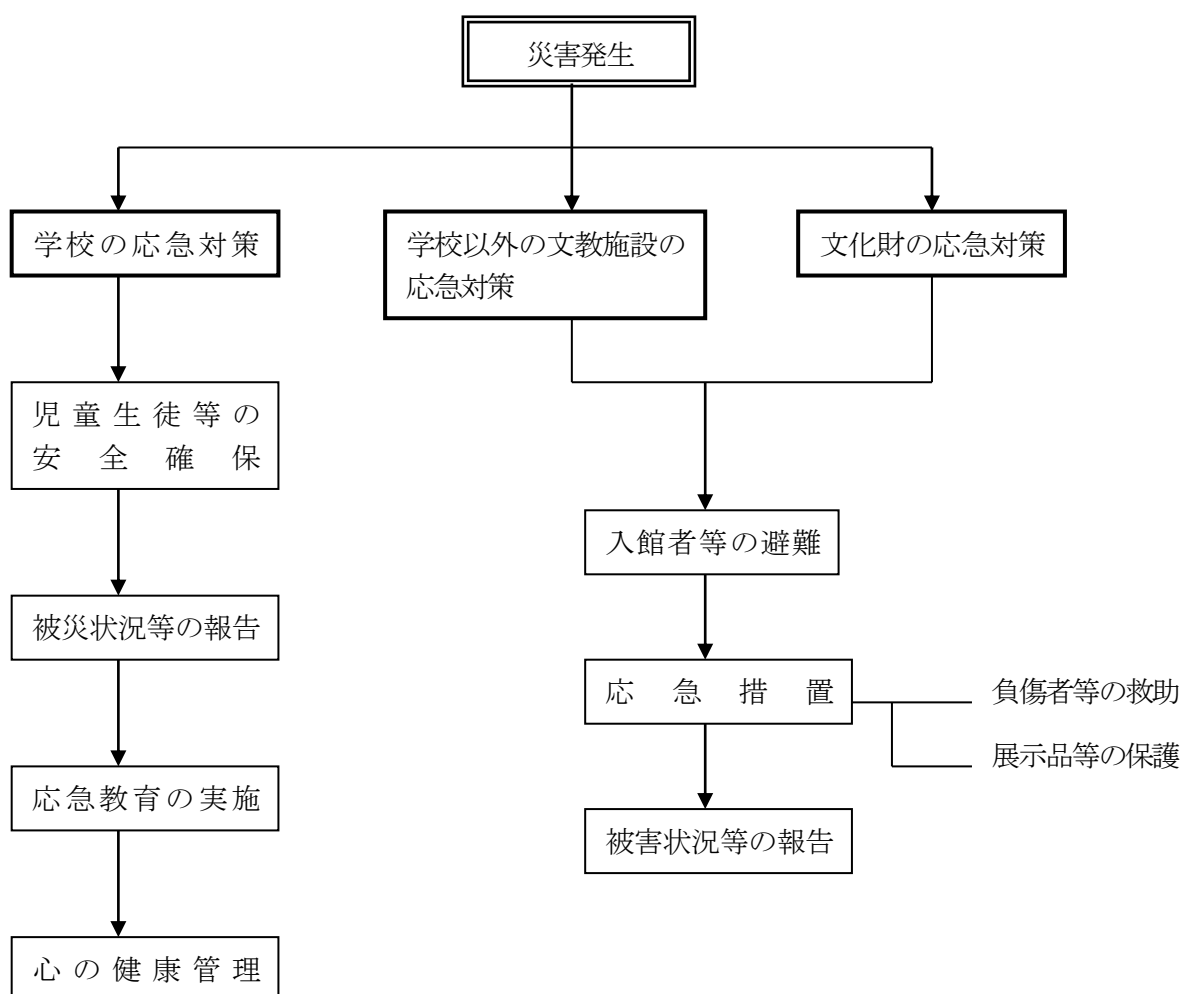
1 方針

災害発生時における児童生徒等の安全確保及び学校教育活動の早期回復並びに学校以外の文教施設及び文化財の被害の防止又は軽減を図るために、各施設の管理者等が実施する災害応急対策について定める。

2 主な実施機関

尾花沢市	教育委員会
関係機関	

3 文教施設における災害応急計画フロー



4 対策の内容

(1) 学校の応急対策

災害発生時における学校の基本的役割は、児童生徒等の安全確保と学校教育活動の早期回復を図ることにある。

したがって、避難所として指定を受けた学校においても、避難所の運営は、市が主体となり自主防災組織等と連携して行い、学校は可能な範囲内において協力することを基本とする。

① 児童生徒等の安全確保

ア 災害発生前の事前措置

(ア) 気象情報等により風水害等の発生が予測される場合の措置

校長は、臨時休校や授業短縮による一斉下校等の措置をとり、児童生徒等を保護者の元に帰す。市教育委員会は、気象等に関する情報提供及び注意喚起等、必要とされる措置をとる。下校措置にあたっては、中学生以上の生徒については集団下校、幼稚園児・小学生・特別支援学校（学級）生徒については教職員による引率又は学校での保護者への直接引き渡しにより安全を確保する。その際、あらかじめ保護者等との間で災害の規模や状況によって引渡しの基準や条件を詳細にきめておく。なお、帰宅しても保護者が家にいない児童については、緊急連絡先に連絡し、保護者が引き取りに来るまで学校で保護する。

(イ) 校外活動中に風水害等の発生が予測される事態となった場合の措置

引率教職員は、活動を中止して本校に連絡をとり、児童生徒等を安全に帰校させる。交通の混乱等により直ちに帰校することが困難な場合は、児童生徒等の安全を確保したうえ本校に連絡し、校長と協議して関係機関に協力を要請するなど臨機対応を行う。

イ 災害発生時の在校時の措置

災害発生後、直ちに全教職員で児童生徒等を掌握し、状況を見て安全と判断される場所に避難させる。児童生徒等が避難・集合し次第、人員の点呼を行い、負傷者の手当て等を行う。

火災が発生した場合及び重傷者、生き埋め者又は行方不明者等がいる場合は、直ちに消防機関及び警察等に通報するとともに、適切な方法により初期消火や救出・搜索活動等を行う。

また、非常持ち出し品については、あらかじめ指定された者が適切に取扱う。

ウ 災害発生時の登下校時の措置

登下校中の児童生徒等のうち、学校へ避難してきた者は直ちに学校で保護し、確認のうえ保護者に連絡する。避難してきた児童生徒等から状況を聞き取り、災害に巻き込まれ、行方不明となった児童生徒等の情報を得たときは、直ちに消防機関及び警察

等に通報するとともに、状況に応じ現場へ教職員を派遣して安否を確認する。

エ 勤務時間外の措置

校長並びに学校安全計画及び危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）であらかじめ指定された教職員は、直ちに登校し、学校施設の被災状況を調査する。施設が被災しているときは、直ちに応急措置を行い、被害の拡大防止に努める。

オ 下校及び休校の措置

児童生徒等の在校時に大規模な災害が発生した場合、校長は、帰宅経路等の安全を確認のうえ、児童生徒等を速やかに下校させる。保育園、幼稚園及び小学校については、できる限り緊急時連絡先に連絡をとり、保護者に迎えに来てもらう。その際、限られた時間での対応が迫られる災害が発生した場合には、保護者に対しても災害に関する情報を提供し、児童生徒等を引き渡さず、保護者とともに安全が確保される学校にとどまることや、避難行動を促すなどの対応を行う。

また、児童生徒等の自宅に連絡をとるなどして安否を確認し、災害の状況及び施設の被災状況などを考慮したうえで、状況により休校の措置をとる。

② 被災状況の報告

校長は、児童生徒等の安否状況や学校施設の被災状況などを把握し、教育委員会に速やかに報告し、教育委員会は県教育委員会へ報告する（この報告は、人的・物的被害の有無にかかわらず必ず行う。）。

③ 応急教育の実施

ア 校長は、学校及び地域の復旧状況を考慮し、次により応急教育の実施に必要な措置を講じる。

(ア) 短縮授業、二部授業又は分散授業等の実施

(イ) 校区の通学路や交通手段等の確保

(ウ) 児童生徒等に対する衛生・健康管理上の適切な措置と指導

(エ) 学校給食の応急措置

災害救助法が適用された場合、応急の学校給食を実施する学校は、県教育委員会に協議・報告する。

イ 市は、被災状況により次の措置を講じる。

(ア) 適切な教育施設の確保（現施設の使用が困難なとき）

(イ) 授業料の免除や奨学金制度の活用

(ウ) 災害発生時における児童生徒等の転校手続き等の弾力的運用

(エ) 教職員の確保

教職員自身が被災し、人員が不足する場合は次の措置をとる。

a 複式授業の実施

b 昼夜二部授業の実施

- c 他の市町村又は県に対する人的支援の要請
- d 非常勤講師又は臨時講師の発令
- e 教育委員会事務局職員等の派遣

ウ 災害救助法に基づく措置

市は、学校及び教育委員会と協力し、次により学用品の調達及び給与を行う。

(ア) 家具用品給与の対象者

住家の全滅、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒

(イ) 学用品の品目

教科書、教材、文房具及び通学用品及びその他の学用品（運動靴、体育着等）

(ウ) 学用品給与の時期

災害が発生した日から、原則として教科書（教材を含む）は1ヶ月以内に、文房具及び通学用品及びその他の学用品は15日以内に支給を完了する（ただし、交通又は通信等の途絶によって、学用品の調達及び輸送の困難が予想される場合には、県は内閣総理大臣に協議し、必要な期間を延長することができる。）。

(エ) 学用品給与の方法

県教育委員会は、市教育委員会等を通し、補給を要する教科書の数量を取りまとめて、文部科学省に報告するとともに、県内の教科書特約供給所に必要な指示を行う。

④ 心の健康管理

学校においては、災害等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該災害等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行い、心のケア対策を推進する。この場合、保護者との連携を図るとともに必要に応じ、当該学校の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図る。

(2) 学校以外の文教施設の応急対策

学校以外の文教施設の管理者は、大規模な災害が発生した場合には、各施設の防災計画等に基づき、次により人命の安全確保及び施設等の保全を図り、被害の防止又は軽減に努める。

- ① 館内放送等により、施設内の入館者等に施設外の状況を伝えるとともに、必要に応じてハンドマイク等を使用し、施設外へ安全に避難させる。
- ② 要救護者及び負傷者がいる場合は、消防機関及び警察等に通報するとともに、救急隊が到着するまでの間、職員等により救急作業及び負傷者等の手当等を行う。
- ③ 収蔵物、展示品及び蔵書等の被害状況を調査するとともに、直ちに被害拡大防止のため

めの応急措置をとる。

- ④ 人的及び物的被害状況等を集約し、速やかに施設の設置者に報告する（被害がなくても報告を行う。）。
- ⑤ 安全性を確認した施設にあつては、市から指示があつたとき又は近隣住民等が施設に避難してきたときは、可能な範囲内で施設を避難所として開放し、その運営に協力する。

（3）文化財の応急対策

- ① 国、県及び市指定文化財等の所有者及び管理者は、災害が発生した場合は、次により文化財の被災の防止又は軽減に努める。

ア 建造物及び搬出不可能な文化財

防災設備が設置してあるものについてはその設備により、未設置のものについては所有者又は管理責任者等の定める自衛防災組織の活動により、被災の防止又は軽減に努める。

イ 搬出可能な文化財

指定文化財ごとに、その性質や保全等についての知識を有する搬出責任者が、あらかじめ準備された器具等により、定められた避難場所に搬出する。

- ② 建造物等に観覧者等がいる場合は、人命の安全確保の措置を行う。
- ③ 被害が発生した場合は、直ちに市教育委員会を經由して、県に報告するとともに、被害拡大防止のための応急措置を行う。

5 資料

- ① 尾花沢市の文化財

(資料編 322 頁)

第15章 要配慮者の応急対策計画

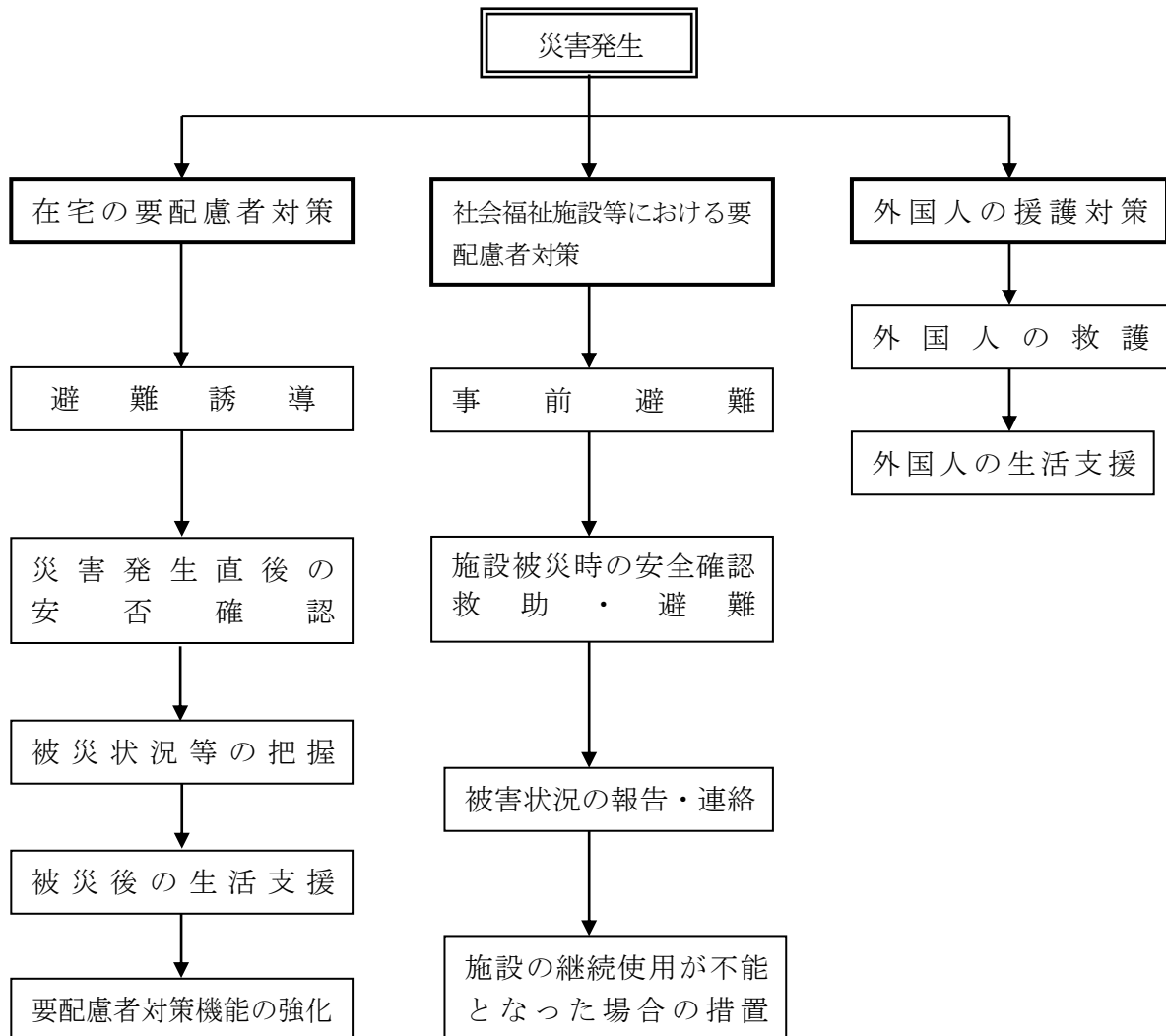
1 方針

災害が発生した場合に、要配慮者の被害軽減や生活支援を図るために、市、県及び社会福祉施設等の管理者が、地域住民の協力を得て実施する災害応急対策について定める。

2 主な実施機関

尾花沢市	防災危機管理課、福祉課（福祉事務所）、市民税務課
関係機関	社会福祉協議会、自主防災組織

3 要配慮者の応急対策計画フロー



4 対策の内容

(1) 在宅の要配慮者対策

① 風水害等が発生するおそれがある場合の対応

市は、風水害等が発生するおそれがあるときは、高齢者等避難を発令し、避難行動要支援者に対し確実に情報を伝達する。

② 避難誘導

市は、災害が発生して住民の避難が必要となった場合、避難行動要支援者の避難誘導等が避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき適切に実施されるよう必要な措置を講じる。また、自治会、近隣住民、自主防災組織等は避難行動要支援者の避難行動に協力するよう努める。

避難の誘導にあたっては、身体等の特性に合わせた適切な誘導を行う。

③ 災害発災直後の安否確認

市は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、近隣住民、自主防災組織、町内会、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等の協力を得て、避難行動要支援者について、避難所への収容状況や在宅状況等を確認し、その安否確認に努める。

④ 被災状況等の把握

市は、避難所や要配慮対象者の自宅等に、地域包括支援センターの職員、保健師やホームヘルパー等を派遣し、次の事項を把握する。

- ア 要配慮者の身体及びメンタルヘルスの状況
- イ 家族（介護者）の有無及びその被災状況
- ウ 介護の必要性
- エ 施設入所の必要性
- オ 日常生活用具（品）の状況
- カ 常時服用している医薬品等の状況
- キ その他避難生活環境等

⑤ 避難所における配慮

市は、福祉施設職員等の応援体制など、要配慮者に配慮した避難所の運営、環境整備及び食料・生活物資の供給等に努める。また、可能な限り福祉避難所を設置し、要配慮者を避難させる。

⑥ 被災後の生活支援

ア 社会福祉施設等への緊急入所

市及び県は、高齢者や障がい者等のうち、緊急に施設で保護する必要がある者に対して、一時入所等の措置を講じる。

イ 相談体制の整備

市及び県は、被災した要配慮者の生活に必要な物資や人的援助のニーズを把握するため、相談体制を整備する。

特に、情報伝達が困難な視聴覚障がい者や寝たきり者、車椅子使用者等については、手話通訳や移動介護等のボランティアの活用により、コミュニケーション手段の確保に配慮する。

ウ サービスの提供

市は、県の指導・助言を受け、在宅要配慮者の被災状況等に応じて、地域包括支援センターの職員、保健師やホームヘルパー等の派遣、必要な日常生活用具（品）の供与等の措置を講じるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。

また、市は、被災した要配慮者に対して、ボランティアの活用等により継続的な日常生活の支援に努める。

⑦ 要配慮者対策機能の強化

県は、災害の状況により必要と認められる場合、被災地の福祉事務所等へ人的な支援を行い、在宅の要配慮者の状況に応じて迅速かつきめ細かな対応を図る。

(2) 社会福祉施設等における要配慮者対策

① 事前避難

ア 施設長は、市等から避難指示等があった場合又は入（通）所者を避難させる必要があると判断される場合は、直ちに要員を配置して避難体制を整える。また、避難の誘導にあたっては、入（通）所者に不安を抱かせないように配慮する。

イ 施設長は、風水害等の状況に応じて、適切な避難場所（屋内、屋外、避難所等）を選択し、避難の誘導を行う。

ウ 夜間又は休日等で、在施設職員数が少数のときは、日頃から連携を図っている近隣住民及び自主防災組織等の協力を得て、安全な避難誘導に努める。

② 施設被災時の安全確認・救助・避難

ア 施設が被災した場合、施設長は直ちに防災活動隊を編成して、入（通）所者の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、入（通）所者の不安解消に努める。

イ 入（通）所者が被災したときは、職員、近隣住民及び自主防災組織等の協力を得て、応急救助を実施するとともに、必要に応じ消防機関等へ救助を要請する。

ウ 施設の被災状況に応じて、適切な避難場所（屋内、屋外、避難所等）を選択し、避難誘導を行う。

エ 夜間又は休日等で、在施設職員数が少数のときは、日頃から連携を図っている近隣住民及び自主防災組織等の協力を得て、安全な避難誘導に努める。

③ 被害状況の報告・連絡

施設長は、入（通）所者及び施設の被災状況を市及び県に報告し、必要な措置を要請する。

また、保護者に入（通）所者の被災状況等を連絡し、必要な協力を依頼する。

④ 施設の継続使用が不能となった場合の措置

施設長は、施設の継続使用が不能となった場合、市を通じて他の施設への緊急入所要請を行うとともに、必要に応じて、保護者に引き取り等の手続きを講じる。

また、市及び県は、被災施設の施設長から緊急入所の要請があったときは、他の施設と調整に努め、入所可能施設をあっせんする。

(3) 外国人の救護対策

① 外国人の救護

市は、地域の自主防災組織やボランティアの協力を得ながら、外国人の安否確認、救助活動及び避難誘導等に努める。

② 外国人の生活支援

ア 外国人への情報提供

市及び県は、報道機関及びボランティア等の協力を得て、被災した外国人に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報の提供を行う。

イ 相談窓口の開設

市及び県は、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳等のニーズを把握するため、ボランティア等の協力を得ながら、相談体制を整備する。

第16章 応急住宅対策計画

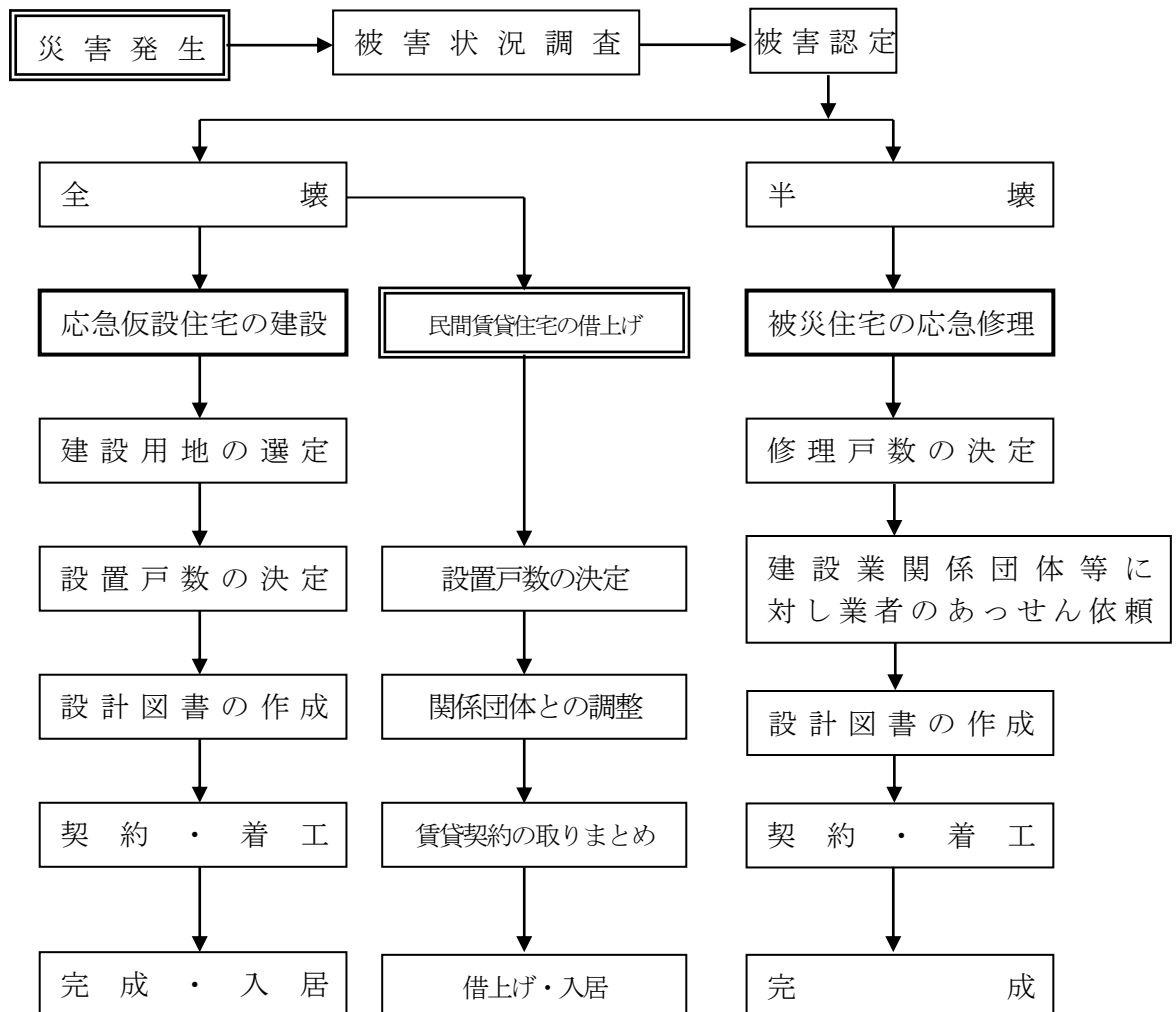
1 方針

大規模な災害により住家が滅失した被災者のうち、自己の資力では住宅を確保することができない者について、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下この章において「法」という。）が適用された場合に、応急仮設住宅を設置してこれを收容し、又は被害家屋等の状況調査及び応急修理を実施して、その援護を推進するために、市が実施する災害応急対策について定める。

2 主な実施機関

尾花沢市	建設課、市民税務課
関係機関	山形県県土整備部建築住宅課、村山総合支庁、北村山森林組合

3 応急住宅対策計画フロー



4 対策の内容

(1) 住宅被災状況等の把握

① 被災住宅の調査

市は、災害により住家に被害が生じた場合、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理等に必要な下記事項について早急に調査を実施する。

県は、市の協力を得て、早急に住宅の被災状況等を把握するとともに被災建築物応急危険度判定の実施に関して必要な調査を実施する。

ア 被害状況

イ 避難場所の状況

ウ 市の住宅に関する緊急対応状況(予定を含む。)

エ 被災建築物応急危険度判定

(ア) 被災建築物の応急危険度判定業務は、「山形県被災建築物応急危険度判定要綱」、「被災建築物応急危険度判定業務マニュアル(全国被災建築物応急危険度判定協議会策定)」及び「山形県被災建築物応急危険度判定実施マニュアル」等に基づき、基本的に市が実施し、県は必要な各種の支援を行う。

(イ) 市は、実施本部を設置し、判定実施要否の判断、判定実施区域、判定実施順位等の検討・決定、判定実施計画の策定、地元判定士等の参集、受付及び名簿の作成並びに判定コーディネーターの配置等を行い、県は支援実施計画を作成する。

(ウ) なお、判定の実施にあたっては、避難所に指定されている公共建築物等について優先的に実施し、次いで被災地の住宅について判定を行い、自宅の使用が可能な者については自宅への帰宅を促す。

オ 被災宅地危険度判定

敷地の被害の状況により、市は宅地の危険度判定を行う。県は必要な各種の支援を行う。

カ 被害認定

市は、「災害の被害認定基準」及び「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき被災建築物の被害認定を行う。県は、市に対し、家屋の被害認定の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の家屋被害認定の迅速化を図る。

認定基準は、下表のとおり。

被害の程度	認定基準
全壊	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の

被害の程度	認定基準
	損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
中規模半壊 (世帯)	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難な世帯。 具体的には、住宅の損害割合が30%以上40%未満又は損壊割合が30%以上50%未満の被災世帯
半壊	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。

※全壊、半壊：被害認定基準による。

※大規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（平成16年4月1日付け府政防第361号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。

※中規模半壊：「被災者生活再建支援法（令和2年12月4日改正）第2条第2号ホ」による。

※準半壊：「災害救助法事務取扱要領（令和2年3月30日付け内閣府政策統括官（防災担当））」による。（令和2年3月末時点）

キ 被災度区分判定

建築構造技術者は、住宅所有者の依頼により、災害で被害を受けた住宅が修理により恒久的継続使用が可能かどうか判定を行う。

ク 当面の応急仮設住宅の必要戸数

ケ 要配慮者に配慮したバリアフリー応急仮設住宅の必要戸数

コ 市の住宅に関する県への要望事項

サ その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

(2) 応急仮設住宅の提供

県は、応急仮設住宅を提供する必要があるときは、発災後、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国と協議のうえ、応急仮設住宅を提供し、その円滑な入居の促進に努める。なお、民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における比較的規模の小さ

い災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借上げて供与する応急仮設住宅を積極的に活用する。また、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。

(3) 民間賃貸住宅の借上げ

県は、公益社団法人山形県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会山形県本部及び公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会（以下「関係団体等」という。）の協力を得て借上住宅を供給するものとする。

市は、借上住宅の入居者の選定及び申込み受付を行う。この場合、障がい者、難病患者及び高齢者等を優先的に入居させる等要配慮者に十分配慮するとともに、必要に応じ民生委員・児童委員等関係者の意見を参考にする。

県は、入居者への配慮として借上住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性参画を推進し、女性を始め生活者の意見を反映できるよう配慮する。

市は、住民ニーズの把握や孤立防止を図るため、巡回訪問等を行う生活支援相談員の配置に努める。

(4) 応急仮設住宅の建設

① 対象

住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅が無い者で、自己の資力では住宅を得ることが出来ないと認められる者。

② 入居者の選定

市は、地域のコミュニティを十分考慮し、応急仮設住宅の入居者の選定を行う。この場合、障がい者、難病患者及び高齢者等を優先的に入居させる等要配慮者に十分配慮するとともに、必要に応じ民生委員・児童委員等関係者の意見を参考にする。

③ 建設着工及び供与期間

ア 災害発生の日から原則として20日以内に着工する。ただし、大災害等の事由により期間内に着工することができない場合には、事前に内閣総理大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長することができる。

イ 供与期間は2年以内とする。ただし、知事が必要と認める場合は1年毎の延長ができる。

④ 設置規模

一戸あたりの規模及び費用の限度額等の建設条件は、県災害救助法施行細則に定める基準による。

⑤ 建設予定場所

建設予定場所については、保健衛生、交通、教育等居住者の生活環境について配慮し、原則として市有地を優先して選定するものとする。ただし、やむを得ない場合は、私有地

を利用するものとし、所有者と十分協議して選定し、土地使用契約書を取り交わす。

また、要配慮者に適応したバリアフリー対応に配慮し、福祉仮設住宅やグループホーム等の設置についても検討する。

降雨等による二次災害を受けないよう、土石流危険渓流等の災害危険箇所を避ける。学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

(5) 公営住宅、職員住宅、民間賃貸住宅の空家等のあっせん等

市、県及び関係団体等は、被災者用の居住として利用可能な公営住宅や職員住宅、民間賃貸住宅の空家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせん等できるように努める。

(6) 住宅の応急修理

① 対象

住家が半壊し又は半焼し、当面の日常生活が営み得ない状況にあり、自己の資力では住宅の修理を実施することができないと認められる者。

② 修理期間

災害発生の日から、原則として3か月以内とする。ただし、交通機関の途絶その他の特殊な事情によって期間内に修理を完了することができない場合には、事前に内閣総理大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長することができる。

③ 修理規模

修理対象は、居室、炊事場及びトイレ等日常生活に必要な最小限度の部分とし、費用は、県災害救助法施行細則に定める範囲とする。

(7) 建物関係障害物の除去

災害により土石や竹木等の障害物が住居又はその周辺に運び込まれ、日常生活に著しい支障をきたしている者に対し、これを除去することによって、その被災者を保護する。

① 対象

住宅が半壊又は床上浸水し、当面の日常生活を営み得ない状況にあり、自己の資力では障害物の除去をすることができないと認められる者。

② 障害物の除去の実施期間

災害が発生した日から、原則として10日以内である。ただし、交通機関の途絶その他の特殊な事情によって10日の期間内に除去を完了することができない場合には、事前に内閣総理大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長することができる。

③ 障害物除去の方針

障害物の除去の範囲は、居室、炊事場及び便所等、当面の日常生活に欠くことのできない部分とし、費用は、県災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

(8) 応急仮設住宅の供与対象者及び応急修理対象者等の選定

供与対象者等の選定は市長が行うものとし、「自己の資力では住宅を得ることが出来な

いと認められる者」、「自己の資力では住宅の修理を実施することが出来ないと認められる者」の基準で概ね次のとおりとする。

- ① 生活保護法の被保護者並びに要保護者
- ② 特定資産のない高齢者、障がい者、母子世帯及び疾病弱者
- ③ 前各号に準ずる経済的弱者

(9) 建設資材及び建設業者の確保

① 建設資材の調達

応急仮設住宅の建設等に必要な建築資材は、関係業者とあらかじめ協議し、必要があると認めるときは、供給を要請するものとする。

② 建設業者の確保

応急仮設住宅の建設等に必要な建設技術者は、関係業者と協議し、必要があると認めるときは確保に努めるものとする。

5 応援協力関係

市は、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理の実施が困難な場合、他市町村又は県へ建設及び修理の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援を要請するものとする。

6 資料

- ① 非常災害時の障害物除去、応急仮設住宅建設に関する協定書 (資料編 112 頁)

第17章 自発的支援の受入計画

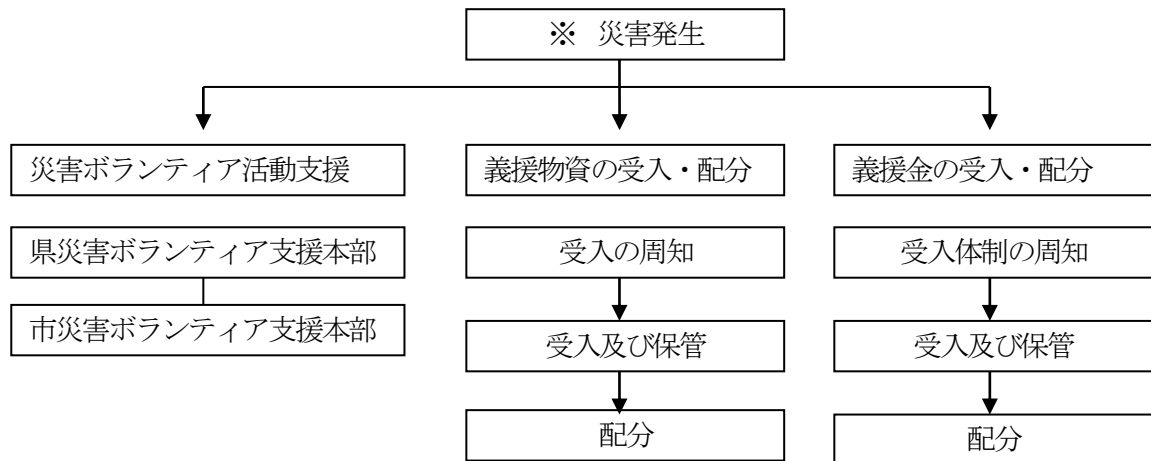
1 方針

災害発生時に、県内外から寄せられる善意の支援の申入れに適切に対応するため、市、県及び関係機関が実施する対策について定める。

2 主な実施機関

尾花沢市	福祉課（福祉事務所）、市民税務課、防災危機管理課、商工観光課
関係機関	村山総合支庁、社会福祉協議会、日本赤十字社山形県支部

3 自発的支援の受入計画フロー



4 対策の内容

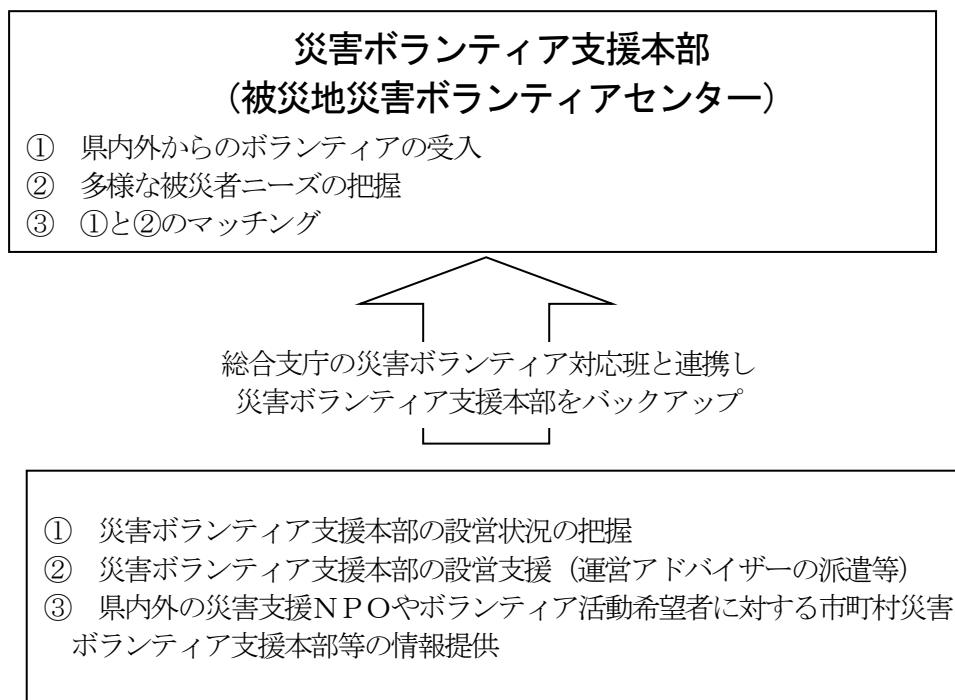
(1) 災害ボランティア活動支援

災害発生時に、増大する被災地の様々な援助ニーズに対応できるよう、市及び県等が山形県災害ボランティア活動支援指針に基づき実施するボランティアの受入及び活動支援対策について定める。

県又は県から事務の委任を受けた市は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

① 災害ボランティア支援本部の設置

市は、大規模な災害が発生した場合は、社会福祉協議会と密接に連携し、必要に応じて本部内に市災害ボランティア支援本部を設置する。



② 運営

市災害ボランティア支援本部は関係機関と連携し、次の活動を行う。

ア ボランティアの受入

イ 避難所及び被災者の状況調査、被災者ニーズの把握

ウ ボランティア活動の調整及び派遣要請等

（ア）把握した被災者ニーズやボランティアの受入状況を踏まえて需給調整を行う。

（イ）必要に応じて、県災害ボランティア支援本部に運営アドバイザーやボランティアの派遣要請を行う。

エ ボランティア活動への支援・協力

ボランティアに対し、活動拠点の提供、物資の確保等の必要な支援・協力を行うとともに、活動上の安全確保を図る。

(2) 義援物資の受入、配分

大規模な災害による被災者に、全国から寄せられる義援物資を円滑かつ適切に受入れ、配分するために、市及び県等が実施する対策について定める。

① 基本方針

市及び県は、関係機関等の協力を得ながら、受入を希望するもの及び希望しないものを把握し、必要に応じて義援物資を受入れる。

ただし、全国から一度に大量の義援物資が寄せられた場合、保管、仕分け、配送等に大きな労力を要し、被災者の置かれた環境やニーズに合わせて適時適切に供給することは困難と考えられるため、まずは応援協定等に基づき民間企業や他自治体等から必要量を調達することを基本とする。

また、個人からの義援物資については、品目の混載や不均一な梱包等により、仕分けに要する施設面積や手間が多くなるなど、物資拠点のリソースを大きく浪費してしまうおそれがあるため、公的な支援物資の荷役業務や情報処理に支障を与えないよう、物流事業者が運営する物資拠点施設での受入とは別ルートにするよう配慮する。

② 受入体制の周知

市及び県は、被災地のニーズを把握し、義援物資の受入が必要と認められる場合は、その品目のリスト及び受入れる期間について国の非常災害対策本部等又はホームページや報道機関等を通じて適切な広報に努めるとともに、被災地の需給状況を勘案し、当該リスト等を逐次改定するよう努める。ただし、開設している物資拠点の名称や住所については、個人からの混載物の義援物資が入り込むことを避けるため、公表しないものとする。

また、テレビや新聞等の報道によって過剰な義援物資が送付される場合があるため、報道機関に対しては、その旨に配慮した情報提供を要請する。

なお、義援物資受入の必要がない場合も、その旨を公表する。

③ 受入及び保管

市は、次により義援物資を受入れる。

ア 受入・照会窓口を開設する。

イ 受入要員を確保する。

ウ 義援物資輸送、保管に適した集積場所を確保する。

④ 配分

市は、自己調達物資及び応援要請物資等を調整し、被災地におけるニーズに配慮した効果的な配分を行う。

なお、必要に応じて、義援物資の配送、管理にあたっては、県と協力し公益社団法人山形県トラック協会や山形県倉庫協会に協力を要請するとともに、義援物資の仕分け、配布にあたってはボランティアを活用するなど、関係機関等と相互に連携しながら円滑な義援物資の配分を行う。

(3) 義援金の受入・配分

① 受入体制の周知

市は、義援金の受入が必要と認められる場合は、国の非常災害対策本部又はホームページや報道機関等を通じて適切な広報に努める。

② 受入

市は、次により義援金を受入れる。

ア 一般からの受入窓口を開設する。

イ 一般から直接受領した義援金については、寄託者へ領収書を発行する。

③ 配分

市及び県は、支援関係団体で構成する義援金配分委員会（以下「委員会」という。）を組織し、義援金の総額及び被災状況等を考慮した配分対象及び配分基準を定め、適切かつ速やかに市が組織する義援金配分委員会に配分し、市から被災者に配分する。その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努めるものとする。

第18章 消防計画

1 方針

火災等の災害時における消防活動を、迅速かつ適切に実施するための活動体制の整備、応援協力体制の確立、その他消防活動について定める。

2 主な実施機関

尾花沢市	防災危機管理課、消防本部
関係機関	

3 対策の内容

この計画で定める実施内容に関する詳細な計画は、尾花沢市消防計画で定める。

(1) 消防活動体制（消防職員及び団員の招集等）

- ① 火災警報発令時と通常火災時の招集に区分する。
- ② 火災警報発令時は必要に応じ、非番職員及び消防団員を招集して、消防署又は消防団のポンプ置き場に待機させる。
- ③ 通常火災時の招集は、消防職員にあっては消防署又は災害現場に参集し、消防団員については、市消防計画に定めた火災出動計画に基づき招集する。

(2) 出 動

火災出動については、市消防計画により第1出動から第4出動及び偵察出動に区分して定める。

(3) 警 戒

機械器具・資器材の点検及び通信施設の試験を実施し、機能保全に努めるとともに、広報車を出向させ、火災の防止等警戒体制にあたる。

(4) 通信体制

消防署通信室の一般加入電話、一斉指令装置、消防無線及び緊急伝達システム等をフルに活用し、招集指令連絡を行うとともに、平常の通信勤務人員に対して増員し、状況に応じて無線統制を行う。

(5) 火災防ぎょ活動

火災防ぎょ活動計画は、次の区分に応じて作成する。

- ① 危険区域火災防ぎょ計画
- ② 特殊建築物火災防ぎょ計画
- ③ 降雪期火災防ぎょ計画
- ④ その他の火災防ぎょ計画

(6) 他の消防機関に対する応援要請

自らの消防力で十分な活動が困難である場合には、山形県広域消防相互応援協定書並びに山形県消防広域応援隊に関する覚書に基づき、県内の他の消防機関に応援を要請する。

要請及び受入要領については、山形県広域消防相互応援協定書、山形県消防広域応援隊に関する覚書に規定するところによる。

4 資 料

- | | |
|--------------------|-------------|
| ① 尾花沢市消防力一覧 | (資料編 275 頁) |
| ② 山形県広域消防相互応援協定書 | (資料編 115 頁) |
| ③ 山形県消防広域応援隊に関する覚書 | (資料編 118 頁) |
| ④ 消防相互応援協定書 | (資料編 122 頁) |

第19章 物的公用負担等の実施に関する計画

1 方針

災害が発生し、又は発生するおそれがあり、応急措置を緊急に実施する必要がある場合において、施設、土地、家屋及び物資を管理並びに使用若しくは収用するための計画について定める。

2 主な実施機関

尾花沢市	防災危機管理課、消防本部
関係機関	尾花沢警察署、自衛隊

3 対策の内容

(1) 実施責任者

市長は、災害に際して、応急措置を緊急に実施する必要がある場合において、物的公用負担等の権限を法に基づき行使するものとし、市長、又は市長の職権を行使する市の職員が現場にいない場合は、現場に居合わせた警察官がその職権を行使する。この場合においては、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。さらに警察官も現場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官がその職権を行使する。この場合においても、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

また、消防活動、水防活動のため緊急の必要がある場合の物的公用負担等の職権の行使は、消防吏員、消防団員並びに消防長、水防管理者、水防団長が行使する。

実施責任者	根拠法令
尾花沢市長	法第64条第1項、第2項
警察官	法第64条第7項
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	法第64条第8項
消防職員、消防団員	消防法第29条第1項、第2項、第3項
消防長、水防管理者、水防団長	水防法第21条第1項

(2) 実施対象物

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、応急措置を緊急に実施するための物的公用負担等の内容は、次のとおりである。

① 市長が実施する対象物

ア 区域内の他人の土地、建築物、その他の工作物の一時使用、又は土石、竹木その他の物件の使用、若しくは収用すること。

イ 災害を受けた工作物又は物件で、当該応急措置の実施の支障となるものの除去、そ

の他必要な措置をとること。

② 消防職員、消防団員が実施する対象物

水害以外の災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、火災及びその他の災害に係る対象物並びにこれらのものの在る土地を使用し、処分し、又は使用を制限すること。

③ 消防長、水防管理者、水防団長が実施する対象物

水防の現場において必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬具若しくは器具を使用し、又は工作物その他の障害物を処分すること。

④ 警察官が実施する対象物

市長若しくはその職権の委任を受けた職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、市長の職権を行うことができる。

なお、この場合においては、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

⑤ 自衛官が実施する対象物

市長若しくはその職権の委任を受けた職員が現場にいないとき、これらの者から要求があったとき、又は市長の職権を行うことができる者が現場にいないときは、市長の職権を行うことができる。

なお、この場合においては、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

⑥ 留意事項

現場の災害を受けた工作物等を除去した時は、市長は、当該工作物等を適正な方法で保管する。

保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがある時、又はその保管に不相当な費用、手数料を必要とする時は、政令で定めるところにより、それを売却し、代金を保管することができる。

(3) 通知等

① 応急公用負担等の通知

法第64条第1項及び第2項の規定により、応急公用負担等の権限を行使する場合は、その所有者、占有者等に対して、次の事項を通知しなければならない。

ア 当該土地、建物等の名称又は種類、形状、数量及び所在した場所

イ 当該処分に係る期間又は期日

ウ その他必要事項

② 通知書の掲示

通知すべき所有者、占有者等が不明の時は、庁舎又は尾花沢警察署掲示場に通知書を掲示する。

(4) 公用令書の交付

① 応急公用負担等の公用令書の交付

法第 71 条第 2 項の規定により、市長が県知事より委任を受けて物的公用負担等の権限を行使する場合は、その所有者、占有者等に対して、下記事項を記載した公用令書の交付を行わなければならない。

ア 公用令書の交付を受ける者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

イ 当該処分の根拠となった法律の規定

ウ 保管すべき物資の種類、数量、保管場所及び期間

エ 管理、使用又は収用する施設等の所在する場所及び当該処分に係る期日及び期間

② 公用令書の変更、取り消し

市長は、公用令書を交付した後に処分を変更し、又は取り消した時は、速やかに公用変更令書、公用取消令書を交付しなければならない。

(5) 損失補償等

① 市は、法第 64 条第 1 項、消防法第 29 条第 3 項、水防法第 21 条第 1 項の規定により、応急公用負担等の権限を行使し、処分を行った時は、法第 82 条により、その処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

② 県は、法第 71 条第 2 項の規定により、市長が県知事の委任を受けて、応急公用負担等の権限を行使し、処分を行った時は、法第 82 条により、その処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

③ 市は、警察官又は災害派遣を命じられた自衛官が、土地、建物等を使用して生じた損失を補償しなければならない。

第20章 災害救助法の適用に関する計画

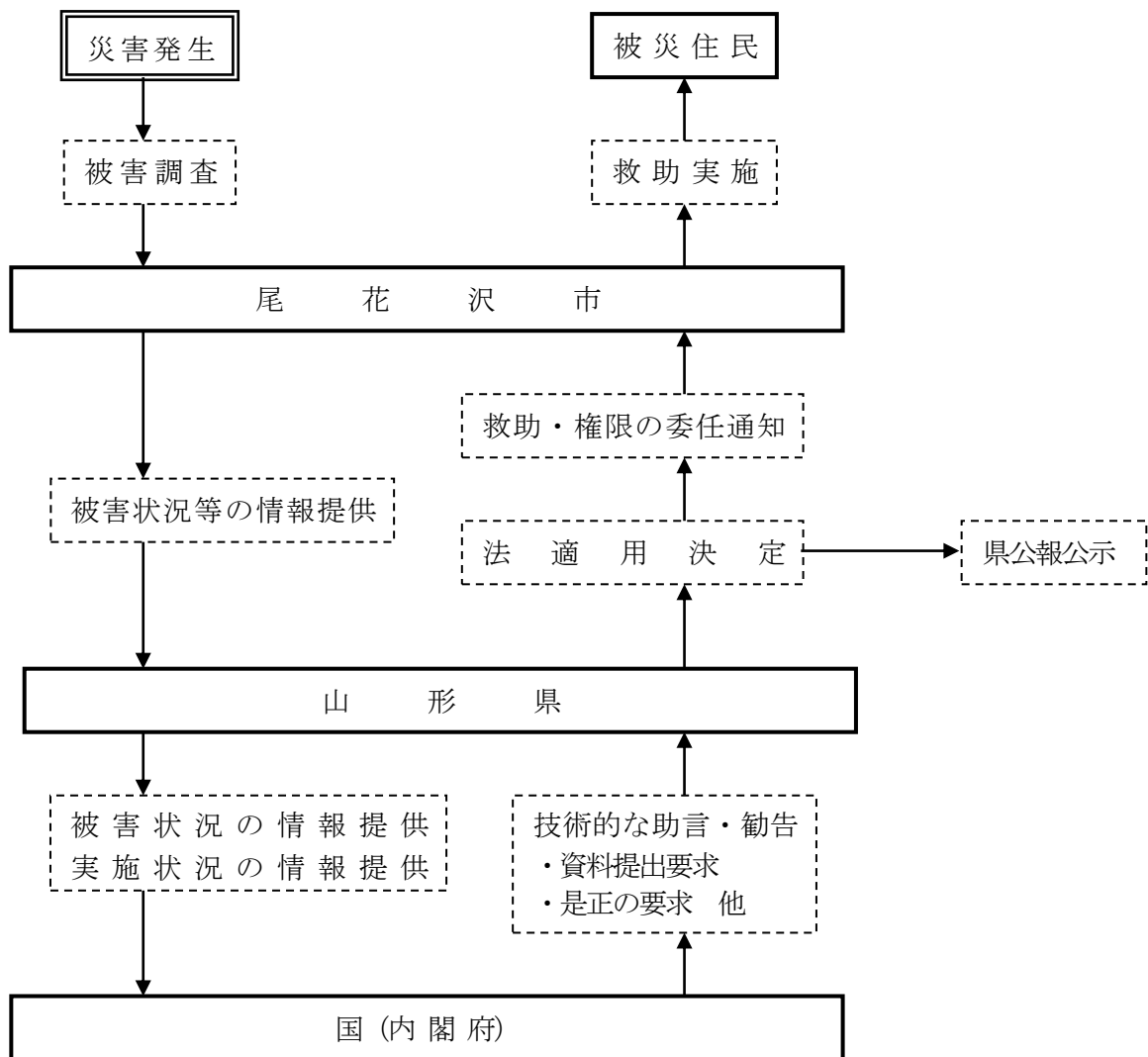
1 方針

大規模な災害が発生し、明らかに被害の程度が一定の基準を超えると推定される場合、躊躇なく災害救助法（昭和22年法律第118号。以下この節において「法」という。）の適用を県知事に申請し、同法に基づく救助の実施を図るための計画について定める。

2 主な実施機関

尾花沢市	防災危機管理課、消防本部
関係機関	尾花沢警察署

3 災害救助法による救助フロー



4 対策の内容

(1) 災害救助法の適用基準

① 基準の内容

法による救助は次のとおりである。

ア 適用単位は、市の区域単位である。

イ 同一の原因による災害によることを原則とする。

ただし、この例外として

(ア) 同時点又は相接近して、異なる原因による災害が発生した場合

(イ) 時間的に接近して、市内の別の地域での同種又は異なる災害が発生した場合において、前の災害と社会的混乱の同一性が認められる場合は、これらの災害を一つの災害として取扱う。

ウ 市又は県の人口に応じた一定数以上の住家の滅失があること。

エ 被災者が現に救助を必要とする状態にあること。

② 適用基準

法の適用基準は、法施行令第1条第1項に定めるところによるが、本市における具体的な適用基準は、次のいずれか1つに該当する場合である。

ア 市の住家滅失世帯数が、40世帯以上であるとき（法施行令第1条第1項第1号）。

イ 被害が広範囲にわたり、県下の住家滅失世帯が1,500世帯以上であって、かつ、市の住家滅失世帯数が20世帯以上であるとき（法施行令第1条第1項第2号）。

ウ 被害が県下全域に及ぶ大災害で、県下の住家滅失世帯が7,000世帯以上であって、かつ、市の住家滅失世帯数が多数であるとき（この場合の「多数」については被害の態様や周囲の状況に応じて個々に判断すべきものである。）（法施行令第1条第1項第3号前段）。

エ 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情があつて、かつ、多数の住家が滅失したとき（法施行令第1条第1項第3号後段）。

オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき（法施行令第1条第1項第4号）。

	令和2年国勢調査		適用基準	
	人口	世帯数	1号	2号
尾花沢市	14,971人	4,883世帯	40世帯以上	20世帯以上

(2) 被害状況等の判定基準

① 滅失世帯数の算定

住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が全壊、全焼又は流失した世帯を標準とし、住家が半壊又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂・竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1つの世帯とみなし、適用基準上換算して取扱う（法施行令第1条第2項）。

滅失世帯数 = (全壊、全焼、流失) + (半壊、半焼) × 1/2 + (床上浸水等) × 1/3

② 住家被害の認定

ア 住家が全壊、全焼又は流失したもの

(ア) 住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの

(イ) 住家の主要な構成要素（壁、柱、はり、屋根又は階段等をいう。半壊又は半焼の場合も同様。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの

イ 住家が半壊、又は半焼したもの

損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、次のものをいう。

(ア) 住家の損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの

(イ) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの

ウ 住家が床上浸水又は土砂や竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

具体的には、ア及びイに該当しない場合であって、次のものをいう。

(ア) 浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの

(イ) 土砂や竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

③ 世帯及び住家の認定

ア 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。次の点に留意する。

(ア) 同一家屋内の親子夫婦であっても、明らかに生活の実態が別々であれば、2世帯として差し支えない。

(イ) マンションやアパート等のように1棟の建物内で、それぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合も、それぞれを一つの世帯として取扱う。

(ウ) 会社又は学生の寮等は、全体をもって1世帯とすることを原則とするが、実情を勘案し、個々の生活実態に基づき、それぞれが独立した生計を営んでいると認めら

れる場合は、別々の世帯として認定できる。

イ 住家

現実とその建物を居住のために使用しているものをいう。次の点に留意する。

- (ア) 炊事場、浴場、便所及び離れ座敷等、生活に必要な建物が分離している場合は、合して1住家とする。
- (イ) 学校や病院等の施設の一部に住み込みで居住している者がある場合は、それを住家とする。
- (ウ) 社会通念上、住家と称せられる程度のものであることを要しない。例えば、通常は非住家として扱われるような土蔵や小屋等であっても、現実に住家として人が居住している建物であれば、これを住家として扱う。

(3) 罹災証明の発行への対応

被災世帯の認定については、災害救助法の適用並びに義援金の配分等住民への影響が極めて大きいことから、住民からの請求に応じて罹災証明が直ちに発行できるよう被災台帳を作成する。

(4) 災害救助法による救助の種類と実施者

① 法による救助の種類

救 助 の 種 類	実 施 期 間	実施者区分
避難所の設置及び収容	7日	市
炊出し及び食品の給与	7日	市
飲料水の供給	7日	市
被服寝具及び生活必需品の給貸与	10日	市
医療及び助産救助	14日 (ただし、助産分娩した 日から7日間)	市
学用品の給与	教科書 1ヶ月	市
	文房具 15日	
災害にかかった者の救出	3日	市
埋葬	10日	市
仮設住宅の建設	着工 20日	市
住宅応急修理	3ヶ月	市
遺体の捜索	10日	市
遺体の処理	10日	市
障害物の除去	10日	市

(注) 期間については、全て災害発生の日から起算する。ただし、県知事の承認を得て実施期間を延長することができる。

(5) 申請手続き

市における被害が適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、本部長（市長）は直ちに災害発生の日時及び場所、災害の要因、被害状況、既にとった救助方法と今後の救助措置の見込みを県知事に報告するとともに、被災者が現に救助を要する状態にある場合は併せて法の適用を要請する。

(6) 救助の実施状況の記録及び報告

救助の実施期間中は、法に基づく救助の実施状況を日毎に記録整理するとともに、その状況を県本部に報告する。

5 資 料

- | | |
|---------------------------|-------------|
| ① 災害救助法適用基準 | (資料編 289 頁) |
| ② 災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表 | (資料編 290 頁) |
| ③ 山形県の災害救助法適用状況 | (資料編 295 頁) |

第21章 雪害応急対策計画

1 方針

異常降雪時や雪崩及び暴風雪時等による雪害から、住民の生活及び生命を守るため、交通、通信の確保、公共建物の倒壊防止及び人命救出等の応急対策について定める。

2 主な実施機関

尾花沢市	防災危機管理課、建設課、消防本部
関係機関	村山総合支庁、尾花沢警察署 山形河川国道事務所尾花沢国道維持出張所 東日本電信電話株式会社山形支店、東日本旅客鉄道株式会社

3 対策の内容

(1) 交通の確保

豪雪等に対し、緊急に道路交通及び鉄道交通を確保できるよう、市及び県等は、迅速かつ的確な除雪活動を実施するための除雪機械、除雪要員の動員、施設並びに連絡手続き等について体制の整備を行うとともに、所管施設の緊急点検、除雪機械及び必要な資機材の計画的な備蓄を行うなど最大限の効率的・効果的な除雪に努める。

特に、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）に対しては、市、県及び高速道路事業者は、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両停滞を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整のうえ、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。

熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、市及び県は、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努める。

① 市道の除雪

市は、除雪計画の定めるところにより、冬期間の交通確保を図るため、的確な除雪を実施する。交通確保の重要度に応じ、除雪路線ごとの除雪目標を定め、迅速・効率的な除雪を実施する。

(2) 通信の確保

通信の確保については、本編第2章第1節「通信計画」に定めるところによる。

(3) 公共建物等の積雪の除去

各施設の管理者は、当該建物の積雪の状況に応じて、屋根等の除雪を実施して倒壊防止

を図り、利用者の安全を確保する。

除雪の要員については、各施設の管理者が建設業者や建築業者等に依頼し確保する。

(4) 雪崩及び暴風雪のため遭難した者の救出等

雪崩又は暴風雪のため、生命及び身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者の救出等は次による。

① 警告等

市は、積雪及び降雪の状況と気象状況に応じて、雪崩の発生等が予想される場合は、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図るとともに当該区域を管轄する消防団員等による警戒体制を市消防本部に要請する。

市は、雪崩の発生により人家に被害を及ぼす可能性が高いと認めたときは、住民に対し避難の指示を行う。また、住民が自主的に避難した場合は、直ちに公共施設等への受入体制をとるとともに、十分な救援措置を講じる。

市、警察及び消防の関係機関は、相互に連絡を密にして関係者に必要な警告並びに周知を行うとともに、迅速な出動体制を整える。

② 救出

市は、自らの巡視又は他の関係機関及び住民等からの通報により雪崩の発生を覚知したときは、直ちに被害の有無を確認し、県へ状況を報告する。

雪崩等の事故発生の通報を受けた防災関係機関は、相互に協力のうへ救助班を編成し、遅滞なく救出・救助活動を実施する。

市は、住居を失った住民を公共施設等に受入れ、十分な救援措置を講じる。

③ 孤立集落住民の救助

市は、雪崩による交通途絶のため、集落の孤立が長期間に及ぶと認めたときは、県に対しヘリコプターの要請を行い、医師、保健師、看護師等の派遣及び医薬品、食料、生活必需品の輸送、救急患者の救助、若しくは集落住民全員の避難救助を実施する。

④ 二次災害の防止

市は、雪崩が河川等他の施設に影響を与えている場合は、直ちに当該施設の管理者に通報し、二次災害等被害の拡大防止を要請する。

(5) 応援の要請

雪害応急対策実施機関において、除雪及び救出の実施が困難な場合は、近隣市町及び県に対して、これに要する要員及び資機材の確保について応援を要請する。必要に応じて県に自衛隊の派遣要請を行う。

4 資料

① 市内除雪状況一覧

(資料編 314 頁)

第22章 孤立集落の応急計画

1 方針

交通手段の途絶等による集落の孤立は、救援活動に支障を及ぼすとともに、集落住民の生活に大きな影響を与えることが予想され、関係機関の連携のもと、被害実態の早期確認、救急救助活動の迅速な実施、緊急物資の輸送、アクセス道路の応急復旧による生活確保などの応急措置を行う。

2 主な実施機関

尾花沢市	防災危機管理課、建設課、消防本部
関係機関	村山総合支庁、アマチュア無線クラブ、 東日本電信電話株式会社山形支店

3 対策の内容

(1) 孤立実態の把握

発災時には、平素からの孤立化の予想に基づき、直ちに各集落と連絡を取り合い、孤立の有無と被害状況について確認する。

通信途絶地域については、地域からの救助要請や被害状況の報告が不可能となるので、応急対策責任者の側から能動的に状況を確認する必要がある。

① 市が実施する対策

市は、孤立化が予想される集落に対し、NTT回線及び衛星携帯電話等を活用して、孤立集落の発生状況及び被害の概要について情報収集を行うとともに、県に対して直ちに報告するものとする。

(2) 救助・救出対策

災害発生時には、人命の救助を第一義とした活動を行い、引き続き孤立集落からの救出活動を実施する。

① 市が実施する対策

市は、ヘリコプターによる救急搬送が予想される場合は、その概要を直ちに県に対し報告し、ヘリコプターの要請に際しては、救助場所の臨時ヘリポートを確保するとともに、被救助者の容態、人数、気象状況に関し、出来る限り多くの情報を収集して報告する。

また、負傷者が多い場合は、医師等を現地派遣するとともに、孤立の状況、避難場所の有無について検討し、必要に応じて県又は他の市町村の応援を得て、救出活動を実施する。

(3) 通信手段の確保

NTT回線が不通となった場合、衛星携帯電話等で必要な情報を伝達する。また、アマチュア無線を活用し収集・伝達を行う。また、各関係機関と協力して早急に応急的な情報伝達回線の確保を図る。

① 市が実施する対策

市は、孤立した集落に職員を速やかに派遣するとともに、衛星携帯電話、消防無線による中継及びアマチュア無線の活用など、あらゆる方法によって情報の収集・伝達手段の確保を図る。また、衛星携帯電話等の電源を確保するため、非常用発電機を配備する。

② 関係機関が実施する対策

東日本電信電話(株)山形支店は、災害対策機器により市指定の避難場所に特設公衆電話を設置するものとする。

③ 集落住民が実施する対策

農道、林道の使用可能な迂回路の活用及びアマチュア無線など使用可能な通信手段の活用により、市との連絡確保に自ら努めるものとする。

(4) 食料品等の生活必需物資の搬送

道路交通が応急復旧するまでの間は、孤立集落住民の生活維持のため、食料品をはじめとする生活必需物資の輸送を実施するが、この場合、ヘリコプターによる空輸を効率的に実施する。また、迂回路や不通箇所での中継による陸上輸送等状況に応じた輸送対策を実施する。

① 市が実施する対策

市は、迂回路による輸送の確保に努めるとともに、陸上輸送手段の確保が困難な場合は、県に対してヘリコプターの確保を要請する。

② 集落住民が実施する対策

孤立集落内においては、食料品等を相互に融通し合うとともに、隣接する集落と連携を取り合いながら、集落全体としての当面の生活確保について協力し合う。

(5) 道路の応急復旧活動

孤立集落に対する最低限の物流ルートを確保するため、優先度に応じ最低限の輸送用道路を確保する。

① 市が実施する対策

市は、孤立集落に通じる道路の被災状況を早急に把握し、徒歩、二輪、四輪車の順に、一刻も早い交通の確保に努める。

② 関係機関が実施する対策

道路管理者の責を有する各機関は、迂回路の啓開、仮設道路設置の応急工事を早急に実施し、主要路線から優先して、最小限の交通確保を迅速に行うものとする。

第23章 水害対策計画

第1節 洪水予報・水防警報伝達計画

1 方針

災害応急対策活動や住民等の避難の効果的な実施に資するために、気象や水防情報等を、水防関係機関及び住民に迅速かつ適切に伝達するための計画について定める。

2 主な実施機関

尾花沢市	防災危機管理課、建設課、消防本部
関係機関	村山総合支庁

3 対策の内容

(1) 洪水予報【警戒レベル相当情報】の発表と伝達

国土交通省と気象庁又は県と気象庁は、水防法（以下この節において「法」という。）第10条、第11条及び気象業務法第14条の2に基づき、洪水のおそれがあると認められるときは、共同して洪水予報を行い、その状況を知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。

本県では、最上川水系に属する対象河川の担当河川国道事務所等又は県各総合支庁と山形地方気象台が共同で洪水予報【警戒レベル相当情報】を発表し、各河川ごとに定められた伝達系統により関係機関へ伝達される。

市は、浸水想定区域におけるハザードマップ等を活用しながら指定緊急避難場所の周知等も含め、関係住民及び水防関係機関へ伝達、周知する。

(2) 水防警報の発表と伝達

国土交通大臣及び県知事は、法第16条第1項の規定により、水防上特に重要な河川等を指定し、当該河川等について水防活動の必要が予測され又は現に水防活動を必要とするときは、「水防警報」を発表する。水防警報が発せられたときは、当該河川の水防管理者は、水防団及び消防機関を出動準備させ又は出動させる。

水防警報が発せられない河川の水防予知は市長が行うものとし、必要がある場合は、水防警報に準じて措置する。

(3) 水位到達情報【警戒レベル相当情報】の通知及び周知

国土交通大臣は、法第13条第1項の規定により、洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、氾濫危険水位（市長の避難指示等の発令判断の目安、住民の避難判断の参考となる水位）を定め、当該河川の水位がこれに

達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して県に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

県知事は、法第13条第2項の規定により、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、氾濫危険水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに県水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、報道機関の協力を求めて、これを直ちに一般に周知する。

また、県はその他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市等へ河川水位等の情報を提供するよう努める。

国土交通省及び県は、市による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、市へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努める。

第2節 水防活動計画

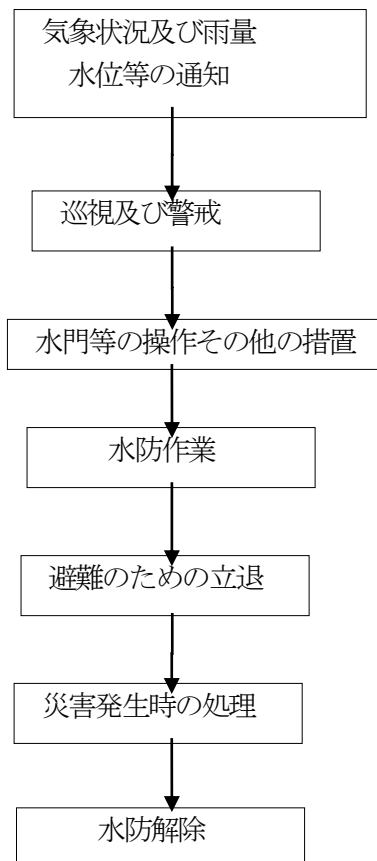
1 方針

洪水等により水害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、これを警戒、防ぎよし、これによる被害を軽減するため、水防体制を確立して諸情勢の的確な判断のもとに、円滑な水防活動を実施する。

2 主な実施機関

尾花沢市	防災危機管理課、建設課、消防本部
関係機関	

3 水防活動フロー



4 対策の内容

(1) 水防活動の基準

水防管理者は、次の段階に従って管下水防団体又は消防機関を出動させ、水防活動に万全を期さなければならない。

- ① 常に管下河川を巡視すること。

- ② 気象等に関する注意報、警報が発表された場合は、速やかに連絡員をおき関係機関の連絡を密にするとともに、水位、流量等の諸情報を集めて出動に備えること。
- ③ 洪水予報が発せられた場合は、連絡員は水防支部と密接な連絡を保持し、併せて団員等の居所を明確にする等、出動の準備を整えておくこと。
- ④ 水防警報が発表されたとき又は水防団待機水位に達し、なお上昇するおそれがあるときは、出動準備を連絡し団員の待機をもとめるとともに一般に周知すること。また、水位が氾濫注意水位に達した時は山形県水防信号規則第1信号により地域住民に周知する。
- ⑤ 氾濫注意水位に達し、なお上昇するおそれがあるときは、水防管理者は状況をよく判断のうえ、団員を出動させ水防作業を開始する。
- ⑥ 水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者又は水防の現場に居る者を水防活動に従事させることができる（法第17条）。
- ⑦ 緊急の必要がある場合は、他の水防管理団体、消防機関に出動を要請し又は警察署に協力を要請することができる（法第22条及び第23条）。
- ⑧ 自衛隊の出動を求める場合は、水防支部を経由して水防本部にその旨要請すること。
- ⑨ 洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、警察署長に通知のうえ、避難のための立ち退きを指示しなければならない（法第29条）。
- ⑩ 堤防決壊等の場合は、できる限り被害の拡大を防止するよう努めるとともに、直ちに所轄水防支部、警察署その他の関係機関に通報しなければならない（法第26条）。
- ⑪ 水位が氾濫注意水位を下り危険が去ったと認められるときは、水防管理者は、水防団又は他の協力者の出動を解除する。
- ⑫ 水防管理者は、随時水防活動に関する諸報告を行うとともに水防活動終了後、水防活動実施報告及び災害報告等を、水防支部を経由して水防本部に提出しなければならない（法第47条第2項）。
- ⑬ 水防管理者は、危険を伴う水防活動に従事する者（水防団等）の安全の確保を図るものとする。

(2) 水防警報の種類、内容及び発表基準

水防法第10条の4の規定に基づき県水防本部長の発する水害指令のあるとき、管内河川の増水状況等から判断し、通報雨量、通報水位に達するおそれのあるときは、次の順に水防体制を整える。

この計画に定めるものに関する詳細な計画は、尾花沢市水防計画で定める。

種類	内容	発表基準
待機	水防団員の足留を行う。	水位が水防団待機水位（指定水位）に達し、気象状況及び河川状況等により必要と認められたとき。
準備	水防資機材の準備点検、水門等開閉	雨量、水位、流量、その他の河川状

種類	内 容	発 表 基 準
	の準備、水防団幹部の出動等に対するもの。	況等により必要とみとめられるとき。
出 動	水防団員の出動を通知するもの。	水位、流量、その他の河川状況等により氾濫注意水位（警戒水位）を超え又は超えるおそれがあり、なお増水が予想されるとき。
解 除	水防活動の終了を通知するもの。	水防作業の必要がなくなったとき。
情 報	水位の上昇下降・滞水時間・最高水位の大きさ時刻等、その他水防活動上必要な状況を通知するとともに越水、漏水、法崩及び亀裂その他河川状況により特に警戒を必要とする事項を通知するもの。	適宜

(注) ただし、河川の状況により必要がないと認められる場合は、「待機」は行わない。

知事の発する水防警報水位観測所

所 轄	河川名	観測所	水防団 待機水位 (指定水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難判断 水位 (特別警戒水位)	氾濫 危険水位 (洪水特別警戒 水位)	合流点 からの 距離
村山総合支庁建設部 (北村山河川砂防課)	丹生川	母袋	1.90m	2.30m	2.60m	2.70m	14.70km
		行沢	2.20m	2.90m	3.10m	3.20m	11.70 km

(3) 巡視及び警戒

① 巡視

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、法第9条の規定により、随時区域内の河川堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

② 非常警戒

水防管理者は水防警報が発令された場合、水防区域の監視及び警戒を厳にし、現在工事中の箇所及び既往災害箇所、その他特に必要な箇所を重点的に巡視するとともに、特に次の状態に注意し、異常を発見した場合は直ちに水防支部に連絡するとともに水防作業を開始する。

- ア 裏法の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- イ 表法で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ウ 天端の亀裂又は沈下
- エ 堤防の越水状況

オ 樋門の両袖又は低部よりの漏水と扉の絞り具合

カ 橋梁その他の構造物との取付部分の異常

(4) 水防作業

① 要旨

洪水時において堤防に異常が発生する時期は、洪水継続時間にもよるが、概ね水位が最大のとき又はその前後である。しかし、法崩れ、陥没等は通常減水時に生ずる場合が多い（水位が最大洪水位の3/4位に減水したときが最も危険）ことから、洪水が最盛期を過ぎても警戒を厳にしなければならない。

② 工法

水防工法は、堤防の組成材料、流速、法面、護岸の状態等を考慮して最も有効でしかも使用材料がその付近で入手しやすい工法を選定するが、当初に施工した工法で成果が認められないときは、これに代わるべき工法を順次実施し、被害の防止に努める。

③ 水防用資材器具及び運搬具

水防用資材器具及び運搬具は、原則として各水防管理団体において整備するものとし、県は側面的に援助をなすものとする（法第41条及び第44条の2）。

水防支部は、その所有している器具、運搬具等を非常時に際して有効に活用できるよう準備しておく。

(5) 避難のための立退

① 退去の呼び掛け

市は、河川が増水し危険が及ぶおそれがあると認められる場合は、河川管理者及び警察等と協力して、河川にいる者に退去するよう呼び掛ける。

② 避難のための立退の指示

洪水の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示する場合は、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない（法第29条）。

(6) 災害発生時の処理

① 堤防、溜池、樋門又は角落し等が欠壊した場合は、水防管理者、水防団長及び消防機関の長等はできる限り被害の増大を防止するよう努めなければならない。また、その他必要な関係機関に急報するとともに応援、指導、水防資材の補給をしなければならない。

② この場合、水防管理者は直ちに次の処置をとらなければならない。

ア 居住者に対する立退き指示、避難誘導等

イ 水防支部、所轄国土交通省事務所、隣接水防管理団体及び警察署への急報

(7) 水防解除

① 水防管理者は、水位が警戒水位を下廻り水防活動の必要を認めないと判断したときは、

水防解除を命ずる。

- ② 水防解除を命じたときは直ちに所轄水防支部に連絡するとともにこれを一般に周知する。

4 資料

- ① 重要水防箇所一覧表 (資料編 231 頁)
- ② 尾花沢市水防倉庫・資機材の備蓄一覧 (資料編 281 頁)
- ③ 尾花沢市水防計画 (別冊資料)

第3節 応援計画

1 方針

洪水等による風水害が発生した場合に、これを警戒・防ぎよし、被害を軽減するための応援計画について定める。

2 主な実施機関

尾花沢市	防災危機管理課、消防本部
関係機関	

3 対策の内容

(1) 地元住民の応援

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のため止むを得ず必要がある時は、当該水防管理団体の区域に居住する者又は水防の現場にある者を水防に従事させることができる（法第24条）。

(2) 警察官の応援

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して警察官の出動を求めることができる（法第22条）。

(3) 他の水防管理団体の応援

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は他の水防管理者又は消防機関の長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者はでき得る限りその求めに応じ、応援に派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する（法第23条）。

(4) 自衛隊の応援

市長は、水防のため必要と認めるときは、知事に対し自衛隊法第83条に基づき、自衛隊の出動を要請するものとする。

第24章 大規模土砂災害対策計画

1 方針

重大な土砂災害の急迫した危険がある場合において、土砂災害から住民等の生命及び身体を保護するために、市、県及び国土交通省が実施する大規模土砂災害対策について定める。

2 主な実施機関

尾花沢市	防災危機管理課、建設課、消防本部
関係機関	村山総合支庁、尾花沢警察署 山形河川国道事務所尾花沢国道維持出張所

3 対策の内容

(1) 緊急調査

市、県及び国土交通省は、大規模土砂災害現象の発生を覚知した場合は速やかに現地を確認し、下表に示す重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況があると認められるときは、緊急調査に着手するものとする。

緊急調査は、重大な土砂災害が想定される区域及び時期を明らかにするための調査を実施する。また、国土交通省は、必要に応じて国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC－FORCE）や専門技術者等を派遣して、二次災害の危険性等について県及び市に助言を行う。

重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況及び緊急調査実施機関

重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況		緊急調査実施機関
項目	内容	
河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流	河道閉塞の高さが概ね20m以上ある場合 概ね10戸以上の人家に被害が想定される場合	国土交通省
河道閉塞による湛水	河道閉塞の高さが概ね20m以上ある場合 概ね10戸以上の人家に被害が想定される場合	国土交通省
火山噴火に起因する土石流	河川勾配が10度以上である区域の概ね5割以上に1cm以上の降灰等が堆積した場合 概ね10戸以上の人家に被害が想定される場合	国土交通省
地すべり	地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又は広がりつつある場合 概ね10戸以上の人家に被害が想定される場合	県

(2) 土砂災害緊急情報

県又は国土交通省は、避難指示等の判断に資する情報として、緊急調査によって得られた情報（土砂災害緊急情報）を県は市に、国土交通省は県及び市に通知するとともに、報

道機関及びそれぞれのホームページ等により一般に周知するものとする。

また、県及び国土交通省は、市が適切な避難判断を行うことができるよう、判断基準の設定について助言等を行う。

(3) 避難指示等

市は、県又は国土交通省からの土砂災害緊急情報を受け、避難判断基準例により避難指示等を適切に実施するとともに、警戒避難体制を確保する。

避難指示等の伝達は、防災行政無線、広報車、テレビ・ラジオ、緊急速報メール及び職員・消防団員による巡回等により住民へ伝達する。その場合、関係地域内の全ての人に伝わるよう留意し、放送機関や自主防災組織の協力を得るなどあらゆる手段を活用し、その内容の周知徹底を図る。

第25章 鉄道災害対策計画

1 方針

鉄道災害が発生した場合にその拡大を防ぎ、被害の軽減を図るため、市は防災関係機関と協力して応急対策を実施する。

2 主な実施機関

尾花沢市	防災危機管理課、消防本部
関係機関	鉄道事業者（東日本旅客鉄道株式会社）、尾花沢警察署

3 対策の内容

(1) 事故情報等の伝達

乗客、乗員及び地域住民等の多数の死傷者の発生、又は災害発生及び危険物流出等により事故現場周辺に危険が及ぶような大規模な鉄道事故が発生した場合は、東日本旅客鉄道株式会社から市に対して、被害（人的、施設等）状況、復旧見込み、代替交通手段等について通報される。このほか、地域住民からの110番、119番通報等により事故発生情報をもたらされる場合があるので、通報を受けた機関は、上記関係機関に迅速かつ確実に情報を伝達する。

この場合、市は、関係機関と連携をとり、事故等の情報収集にあたり、応急対策について協議する。

(2) 広報の実施

被災者の家族等及び旅客並びに一般住民等に対する広報は、東日本旅客鉄道株式会社の実施する。

市は、東日本旅客鉄道株式会社から要請があった場合又は事故等の状況から特に必要があると認めた場合は、広報車等による広報活動を実施する。

(3) 応急活動体制の確立

円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、本編第1章の各節の定めるところにより応急活動体制を整える。

(4) 広域応援要請

事故の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、本編第1章第5節「広域応援計画」の定めるところにより、他の消防機関、近隣市町、県及び国への応援を要請する。鉄道災害時における自衛隊災害派遣要請については、本編第1章第6節「自衛隊災害派遣計画」の定めるところにより実施する。

(5) 消火及び救助に関する措置

事故・災害等により火災が発生した場合は、消防機関と連携して、旅客及び周辺住民等を安全な避難場所に誘導するとともに、延焼拡大防止を図るため、消火体制を整える。

事故・災害による火災、建物倒壊及び車両の破損等により負傷者が発生した場合は、消防機関と連携して、負傷者の応急手当、乗客の安全な場所への移動等適切な処置を講ずる。

(6) 気象異常時の対応

鉄道事業者は、時雨量、連続雨量及び風速等が運転規制基準に達した場合は、その強度により、直ちに列車の速度規制又は運転中止を実施する。

気象異常の情報を受けたとき又は気象観測機器が異常を検知したときで災害の発生が予測される場合は、線路設備等の警備を実施するとともに、直ちに線路、橋梁等関係施設を調査し、安全確認を行う。

第26章 道路災害対策計画

1 方針

道路上における大規模な交通事故に伴う災害が発生した場合に、迅速に救急救助活動を行うとともに、二次災害の発生等、被害の拡大防止のために、道路管理者、県警察、消防機関等が実施する災害応急活動について定める。

2 主な実施機関

尾花沢市	防災危機管理課、建設課、消防本部
関係機関	村山総合支庁、尾花沢警察署、山形県警察高速道路交通警察隊 山形河川国道事務所尾花沢国道維持出張所

3 対策の内容

(1) 被害情報等の伝達

道路管理者、県警察及び消防機関のうち通行者からの通報又は自らのパトロール等により道路災害の発生を覚知した機関は、直ちに関係機関に通報するものとする。

(2) 応急活動体制の確立

円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、本編第1章の各節の定めるところにより応急活動体制を確立する。

(3) 広域応援要請

災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、本編第1章第5節「広域応援計画」の定めるところにより、他の消防機関、近隣市町、県及び国への応援を要請する。自衛隊災害派遣要請依頼については、本編第1章第6節「自衛隊災害派遣計画」の定めるところにより実施する。

(4) 被害拡大防止措置

市は、他の道路管理者と協力して、二次災害防止のため次の措置を講ずる。

① 通行禁止又は制限

ア 事故災害等による道路の破損その他の理由により通行が危険であると認められる場合は、区間を定めて管理する道路の通行を禁止又は制限する。

イ 警察官は、道路における危険を防止するため、緊急の必要があると認めるときは必要な限度において道路交通法に基づき一般車両の通行禁止等の交通規制を行う。

ウ 道路の通行を禁止した場合、う回路を確保するなど円滑な道路交通の確保に努める。

② 道路利用者及び一般住民等への広報

市は、道路の通行禁止等の措置を講じた場合は、直ちに警察、関係機関及び道路交通情

報センター等へ連絡し、報道機関を通じて又は広報車の利用等により広報を行う。

(5) 救助救出活動

道路災害時における救助救出活動については、本編第6章「救助・救急計画」の定めるところにより実施する。

(6) 医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、本編第8章「医療救護計画」の定めるところにより実施する。

(7) 消防活動

道路災害時における消防活動は、本編第7章「消火活動計画」の定めるところにより実施する。

第27章 林野火災対策計画

1 方針

林野火災発生時においては、関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて、広域応援等の要請等、迅速かつ的確な消防活動を行う。このほか、林野火災により荒廃した箇所において、二次災害の防止を図る。

2 主な実施機関

尾花沢市	防災危機管理課、消防本部
関係機関	山形森林管理署、村山総合支庁、北村山森林組合、尾花沢警察署

3 対策の内容

(1) 出火の発見・通報

① 出火発見者の責務

森林・原野等で火災の発生を発見した者は、直ちに消防本部に通報しなければならない。また、発生した火災が初期であり火力が弱い場合には、発見者は自身に危険が及ばない範囲で初期消火にあたる。

② 消防機関の対応

通報を受けた消防機関は、直ちに関係隊を出動させるとともに、関係機関に所要の措置を講ずるよう要請する。

(2) 消火・救助活動

市及び消防本部等は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を実施する。

① 火災防ぎょ活動

ア 地上での消火活動

市、消防本部、森林管理署及びその他の林野関係機関等は、相互に連絡を密にし、それぞれの消防計画に定めるところにより、一致協力して消火活動を行う。

イ 空中消火活動

市及び消防本部は、地上での消火活動では消火が困難であり、ヘリコプターによる空中からの消火の必要があると認めるときは、県に対して、消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

ウ 要救助者の救助

消防本部等は、火災現場に負傷者や退路を断たれる等逃げ遅れた者がある場合には、

火災及び周辺の状況から、最も確実かつ安全な方法により、他に優先して人命救助活動を行う。

② 現地指揮本部の設置

大規模な火災の場合等は、市のほか、関係市町村、県、県警察、陸上自衛隊の派遣部隊等、多数の機関が消火・救助活動に従事することから、消防本部の消防長は、これら機関相互の連絡調整を行い、消火・救助活動を統一的に実施するため、必要に応じ現場近くに現地指揮本部を設置する。

(3) 避難・誘導

① 森林内の滞在者の退去

市は、警察及び消防機関等と連携して、林野火災発生のお知らせを受けたときは、直ちに広報車等により火災発生周辺地域に広報を行い、登山者等の森林内滞在者に速やかに退去するよう呼びかける。

また、道に迷った者等に遭遇したときは、安全な避難路を指示し、必要に応じて安全地帯まで誘導する。

② 住民の避難

林野火災の延焼により住家等に危険が及ぶと判断したときは、住民に対して避難指示等を行い、警察等と協力して住民を安全に避難させる。特に要配慮者の避難誘導については、本人、家族及び福祉・防災関係者により事前に避難行動要支援者名簿及び個別計画を作成のうえ避難支援者をあらかじめ決めておくとともに、高齢者等避難を発令するなど、時間に余裕をもった避難誘導を行う。

(4) 応援要請

市又は県は、火災が大規模の場合等に、その消防力をもっては火災の鎮圧等が困難と認めるときは、次により関係機関に応援要請を行う。

① 県広域消防相互応援協定

被災地消防本部の消防長は、「山形県広域消防相互応援協定」に基づき、次のとおり応援を要請する。

ア 被災地等同一地区内の広域応援隊を要請する場合

被災地ブロック幹事消防本部

イ 県内全地区から広域応援隊を要請する場合

被災地ブロック幹事消防本部を通じて代表消防本部

② 緊急消防援助隊等

県は、消防庁に対して、大規模特殊災害時における広域航空消防応援及び緊急消防援助隊の出動を要請する。

③ 自衛隊災害派遣出動

市長は、知事に対し自衛隊の災害活動派遣要請を依頼する。知事は、依頼を受けたと

きは自衛隊に対して派遣要請を行うとともに空中消火資機材の手配を行う。

(5) 鎮火後の措置

消防機関は、鎮火後においても当分の間、再燃に備えて監視・警戒を行う。

林野の管理者等は、焼失した林地の崩壊等を防止するため、速やかに植林や治山工事を実施する等、二次災害防止措置を講ずる。

第28章 原子力災害対策計画

第1節 原子力災害応急計画

1 方針

原子力災害（隣接県の原子力発電所における大規模な事故及び放射性物質の輸送中に発生した事故により、放射性物質が大量に放出されることによる災害）に関し、市が実施すべき事項について定めるものとする。

2 主な実施機関

尾花沢市	防災危機管理課、農林課、健康増進課、環境エネルギー課、消防本部
関係機関	山形県各関係機関、村山総合支庁、尾花沢警察署、原子力事業者

3 対策の内容

① モニタリングの強化及び対応

ア 緊急時におけるモニタリングの実施

県は、環境放射線の状況に関する情報収集、O I L（※）に基づく防護措置の実施の判断、原子力災害による住民等と環境への放射線影響把握のため、隣接県の原子力施設における施設敷地緊急事態の段階からモニタリングの準備を開始するとともに、全面緊急事態の段階において、平時におけるモニタリング体制から緊急時におけるモニタリング体制に切り換える。

※<O I L>:原子力災害発生時の防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル

a 空間放射線モニタリング

県及び市は、初期段階においてはO I Lによる防護措置の判断に必要な空間放射線量率の測定を重視する。施設敷地緊急事態の段階において測定地点を決定し、全面緊急事態の段階において、モニタリング機器によるモニタリングを強化する。

b 放射性物質の検査

県は、空間放射線モニタリング結果及び国の指示等を踏まえながら、環境試料、食品・水道水等の放射性物質の検査を行う。

イ モニタリング体制の整備

市は、関係団体と連携し、空間・飲料水・学校給食・保育園給食にふくまれる放射線量を定期的に測定し広報を行う

ウ 基準値超過食品の流通防止措置

県は、県内流通食品の放射性物質検査の結果、当該食品に含まれる放射性物質が食品衛生法で定める基準値（以下「基準値」という。）を超えた場合は、当該食品の廃棄・回収等の措置を講じるほか、加工食品が基準値を超えた場合は、原因を調査し、必要に応じ原料の生産地におけるモニタリング検査の強化等の対策を講ずる。

県は、緊急時におけるモニタリングの結果、県産農林水産物等の放射性物質濃度が、O I Lや基準値を超えたこと等により、国の原子力災害対策本部から摂取制限・出荷制限の指示を受けた場合、市、関係事業者及び住民に対し摂取及び出荷を差し控えるよう要請する。

エ 農林水産物等の採取及び出荷制限

市は、国及び県から指示があったとき又は出荷制限等を行う必要があると判断した場合は、農林水産物の生産者、関係事業者及び住民等に対し摂取及び出荷を差し控えるよう周知する。

オ 水道水の摂取制限等の措置

水道事業者は、水道水の放射性物質検査の結果、O I Lや管理目標値を超えた場合には、直ちに浄水場及び水道原水中の放射性物質濃度及び濁度の検査結果並びにろ過設備の運転状況に基づいて超過原因を究明するとともに、その旨を水道利用者に周知する。

また、管理目標値を超える状態が長期間継続することが見込まれる場合は、他の水道水源への振替、摂取制限等の措置を講じ、その旨を水道利用者及び関係機関に周知する。浄水中の濁度が水道水質基準を超過する等の衛生上の問題が回避できない場合には、給水停止の措置を講ずる。なお、原子力緊急事態宣言が発出され、原子力災害対策本部が設置されている間については、同本部の指示又は厚生労働省からの要請に基づいて摂取制限を行う。

② 災害応急対策

ア 広報及び国又は県からの指示伝達

- a 事故の概要
- b 災害の現況、放射線の状況に関する今後の予測
- c 市、県及び防災関係機関の対策状況
- d 屋内退避、避難など住民のとるべき措置及び注意事項
- e その他必要と認める事項

イ 警戒事態及び施設敷地緊急事態の際の住民への注意喚起

市及び県は、原子力災害による本県への影響が懸念される場合に、住民の不安を解消し正しい情報に基づき適切に対応してもらうため、屋内退避の指示が出された場合の留意事項に早い段階から周知を図り、住民に対して注意喚起を行う。

ウ 全面緊急事態の際の住民への注意喚起及び屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

原子力緊急事態が発生し、内閣総理大臣から、県及び市に対して、原災法第15条第3項の規定に基づき、住民等に避難や屋内退避等の指示を行うよう指示があったときには、市は、災対法第60条第1項の規定により、住民等に避難、屋内退避等の指示を行う。また、県は、市が、災害の発生によりその事務を行うことができなくなったときには、災対法第60条第6項の規定に基づき、市に代わってその事務を実施する。

複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

市は、内閣総理大臣からの指示があった場合には、住民に対する屋内退避又は避難指示を以下の情報伝達の方法により行う。また、屋内退避準備又は避難準備の情報伝達の方法についても同様とする。

- a 報道機関に対する緊急放送等の要請
- b 防災行政無線による広報
- c 広報車などによる広報
- d 学校、保育園、病院、社会福祉施設等、特に屋内退避にあたり配慮を要する者を対象とする施設に対する伝達
- e 鉄道事業者、バス事業者の協力による広報

エ 県は、市町村の区域を越えた広域避難を要する場合は、必要に応じて避難先、移動手段、移動経路等の広域避難に関する事項について調整を行う。なお、県外への広域避難が必要な場合は、県が避難先都道府県と協議し調整を行う。調整に際しては、特に入院患者等避難行動要支援者の避難方法、避難先等について配慮するものとし、移動が困難な者については、屋内退避も検討するものとする。

オ 市は、内閣総理大臣又は知事から屋内退避又は避難指示を受けたときは、要避難者を把握し、避難先の指定を行ったうえで、あらかじめ定めた手順により、住民を屋内退避又は避難させる。

カ 県は、避難者の収容対策として、様々な手段により応急的な住宅を確保し、暫定的な住生活の安定を図る。

キ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において避難を行う場合には、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

ク 緊急医療活動

市は、県が実施する被ばく又はそのおそれのある者並びに一般傷病者に対し、避難退域時検査や簡易除染及び治療等の緊急医療活動について、協力を行うものとする。

第2節 災害復旧計画

1 方針

生活の早期安定を図るため、原子力緊急事態解除宣言が発出された後における放射性物質による汚染の除去等や各種制限措置等の解除について定め、事態の収束後における早期復旧を目指す。

2 主な実施機関

尾花沢市	防災危機管理課、農林課、健康増進課、環境エネルギー課、消防本部
関係機関	山形県各関係機関、村山総合支庁、尾花沢警察署、原子力事業者

3 対策の内容

① 各種制限措置等の解除

県は、モニタリングによる測定結果等に基づき、国の派遣する専門家等の助言を踏まえ、住民への放射性物質による影響の懸念がなくなったと認められるときは、市に対し避難等の指示を解除するよう指示する。市は、住民に対しその旨を伝達する。

② モニタリングの継続及び汚染の除去等

県は、原子力緊急事態解除宣言後においても、必要に応じてモニタリングを継続して行い、その結果を速やかに公表する。

県は、モニタリングにより基準又はO I Lを超える空間放射線量率が確認され、住民の健康に影響を及ぼすおそれがある場合には、国、関係市町村、原子力事業者その他防災関係機関とともに、放射性物質に汚染されたものの除去及び除染作業など状況に即した適切な措置を講ずる。

市及び県は、住民等からの心身の健康に関する相談に応じる。

③ 風評被害等の影響の軽減及び損害賠償請求等

市は、国及び県並びに関係団体等と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するために、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進、観光客の減少の防止のための広報活動等の必要な対策を行う。また、当該原子力災害に伴い発生した業務及びその経費について、諸記録を作成・保存しておき、時期を見て当該原子力災害を起因することとなった原子力事業者に対して損害賠償請求等を行う。

